



ゆいまーるにしたら わらびプラン2015



ごあいさつ



西原町長 上間 明

女性の社会進出や核家族化、出生率の低下と生活の多様化は、様々な社会的変化をもたらしており、子どもを取り巻く環境も年々複雑になっています。

従来より、子育て支援の観点から、国はエンゼルプラン、県はおきなわ子どもプラン等さまざまな計画を策定しており、本町においても平成 15 年 3 月の「にしはらわらびプラン」施行から 12 年が経過し、このほど新たな子育て支援プランである「ゆいまーるにしはらわらびプラン 2015」を策定する運びとなりました。

本計画は、従来の、国の次世代育成支援対策推進法に基づいた計画ではなく、平成 27 年 4 月より施行される子ども子育て支援新制度に基づいた計画と位置付けており、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間としております。本計画は、「子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪） 子どもが輝けるまち にしはら」を基本理念として、計画を進めてまいります。これは、子育てを個の家庭のみではなく地域で支え、行政や各関係機関もこれに連携して行える環境づくりを目指していくこと、そしてこれらの輪がなめらかに回り続けることができるような計画を目指すために策定しました。

本計画は、従来とは異なる新たな試みや数多くの課題、そして問題点も含まれておりますが、行政、町民、関係機関の連携を図りながら本計画を推進して参りたいと考えておりますので町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました「西原町子ども子育て会議」の委員や関係各位の皆様に対し、心から感謝申し上げますとともに町福祉行政に対する町民の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

西原町長 上間 明



目 次



第1章	計画策定にあたって.....	3
1	計画策定の背景と趣旨.....	3
	(1) 子育てをめぐる現状と課題について.....	3
	(2) これまでの少子化対策の取り組み.....	4
	(3) 計画の位置づけ.....	6
2	計画の期間.....	7
3	計画の対象.....	7
第2章	西原町を取り巻く状況と課題.....	11
1	西原町の概況.....	11
2	基礎統計資料.....	12
	(1) 人口統計.....	12
	(2) 人口の増減.....	15
	(3) 人口推計.....	17
	(4) 世帯.....	18
	(5) 配偶関係.....	19
	(6) 労働力状態・産業・従業上の地位.....	20
3	教育・保育環境の状況.....	24
	(1) 保育所の状況.....	24
	(2) 幼稚園の状況.....	28
	(3) 公立小・中学校の状況.....	31
	(4) 母子保健事業.....	32
	(5) 放課後児童健全育成事業.....	35
	(6) 地域子育て支援拠点事業.....	36
	(7) 病後児保育事業.....	37
	(8) ファミリー・サポート・センター事業.....	37
	(9) 児童相談.....	38
4	ニーズ調査の分析結果.....	40
	(1) 調査概要.....	40
	(2) 集計結果.....	40
5	「放課後の過ごし方アンケート調査」の分析結果.....	51
	(1) 調査概要.....	51
	(2) 集計結果.....	51
6	地域と連携した子育て支援に関するアンケート調査結果.....	54
	(1) 調査概要.....	54

(2) 集計結果	54
第3章 次世代育成支援行動計画の評価	57
1 施策評価の方法とその状況	57
2 事業別の評価	58
第4章 計画の基本的な考え方	73
1 計画の基本理念	73
2 基本的視点	74
3 基本目標	75
(1) 基本目標の考え方	75
(2) 体系図	76
第5章 施策の展開	79
1 計画の推進体制	79
2 住民参加と情報発信	79
3 施策の体系図	80
4 ゆいまーにしはら わらびプラン 2015 年齢対象一覧表	81
5 基本施策の展開	85
(1) 教育・保育・子育て施策の充実	85
(2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進	107
(3) 子育てしやすい地域づくり	115
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	119
(5) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進	121
(6) 子ども等の安全の確保	128
第6章 本計画の達成状況の点検及び評価	133
資料編 137	
1 計画策定の組織体制	137
2 計画策定の経過	138
3 西原町子ども・子育て会議	139
(1) 西原町子ども・子育て会議条例	139
(2) 西原町子ども・子育て会議委員名簿	141
4 国の基本指針概要	142
(1) 子ども・子育て支援制度の概要	142
(2) 保育の必要性の認定について	143
(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出手順のフロー図	144
(4) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義	145
5 西原町子育てマップ	147



第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の期間
3. 計画の対象

第1章 計画策定にあたって

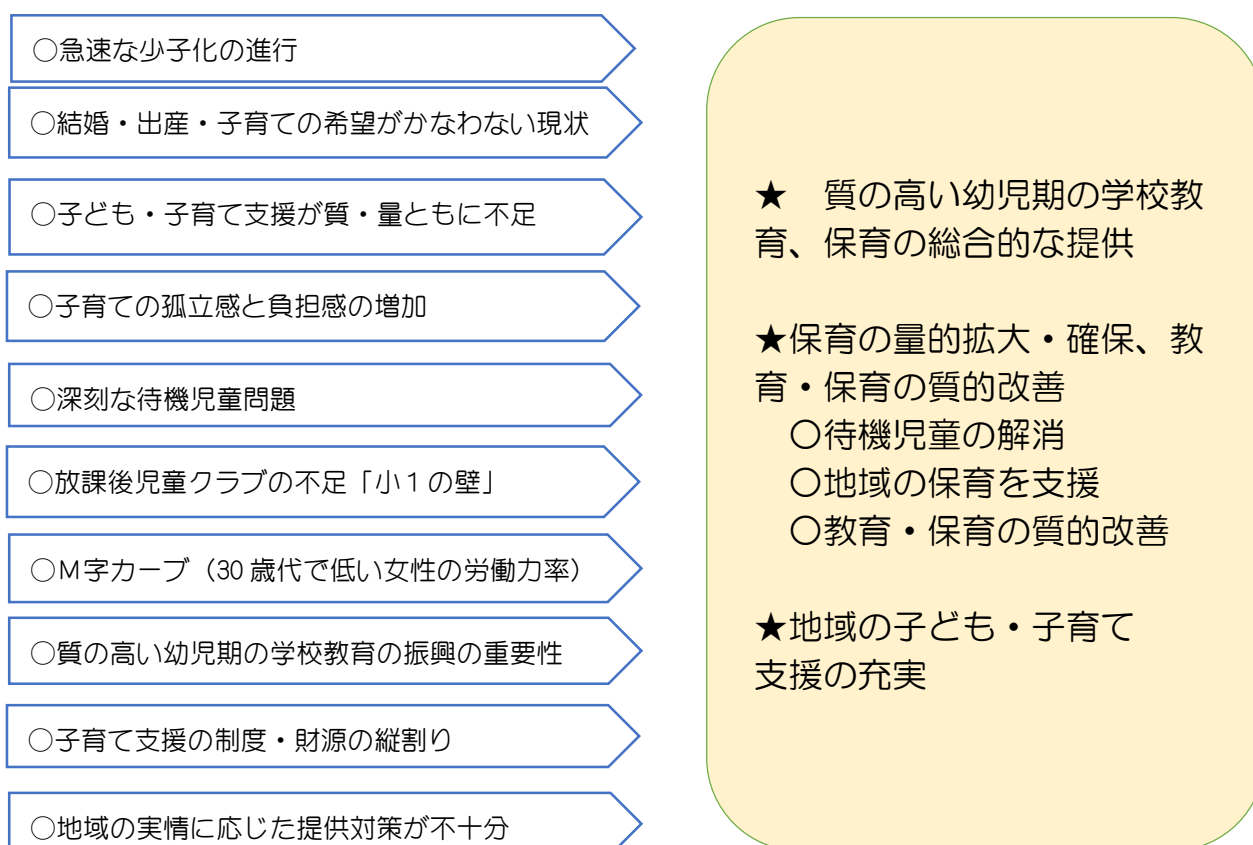
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 子育てをめぐる現状と課題について

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のアンバランスを生じさせ、労働人口の減少、年金・医療費などの社会保障費用の負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子育てをする環境では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や孤立化など、環境がますます厳しくなっています。さらに、女性の社会進出や、共働き家庭の増加、女性の就労状況の多様化により、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。保育所に子どもを預けたくても、希望する保育所の定員が満員であることから、多くの待機児童が発生し、子育てと仕事を両立できる環境整備が十分ではない状況が生じています。

図表 1-1 日本の子育てをめぐる現状



（２）これまでの少子化対策の取り組み

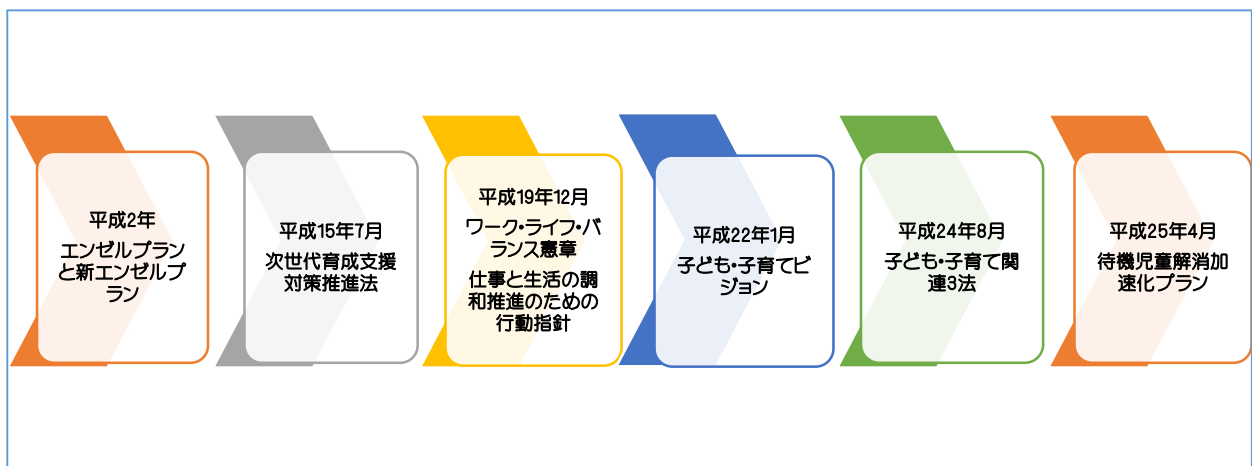
このような状況下、国においては、少子化対策として以下の取り組みを行っております。

平成2年の「1.57 ショック¹」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成15年7月には、家庭や地域における子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものです。

平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

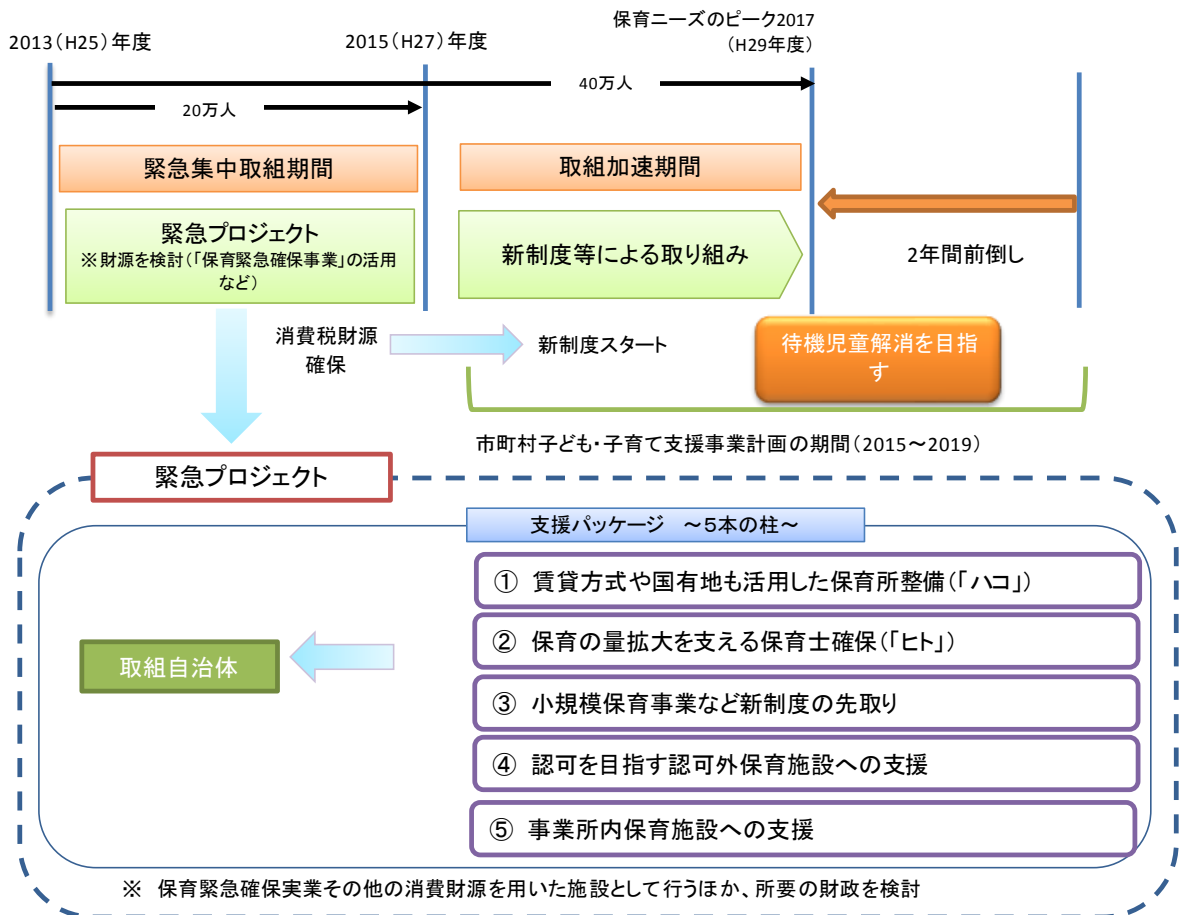
図表 1-2 少子化対策の取り組みの推移



¹ 「ひのえうま」という特殊要因により今まで最低だった1966年の合計特殊出生率1.58より、さらに下回る出生率1.57と判明した際の衝撃のことをいう。

さらに、平成25年4月には、緊急の課題である待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度に予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援しています。

図表 1-3 待機児童解消加速化プラン



出典：厚生労働省資料

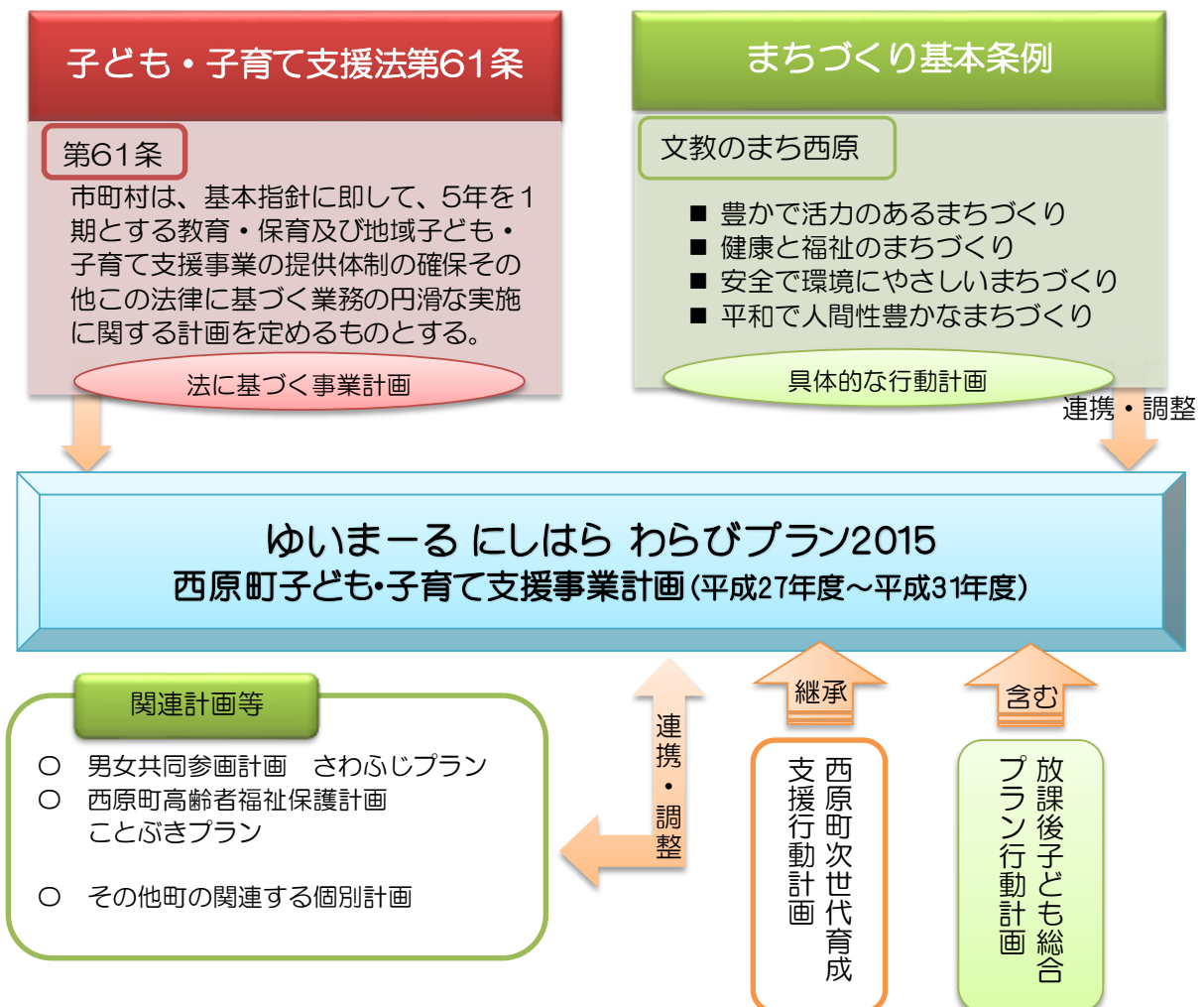
(3) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、「西原町次世代育成支援行動計画（にしはらわらびプラン）」や放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含し、一体的に策定するものとします。

なお、本計画は町の基本指針である「まちづくり基本条例」を最高規範として、子ども・子育てに関する各種計画や、「西原町の教育主要施策」との連携により、整合性を図りながら策定します。

図表 1-4 計画の位置づけ



2 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳未満の子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。



第2章

西原町を取り巻く状況と課題



1. 西原町の概況
2. 基礎統計資料
3. 教育・保育環境の状況
4. ニーズ調査の分析結果
5. 「放課後の過ごし方アンケート調査」の分析結果
6. 地域と連携した子育て支援に関するアンケート調査結果

第2章 西原町を取り巻く状況と課題

1 西原町の概況

本町は、沖縄本島中南部に位置し、東西約5km、南北約5km、面積 15.90km²の町域を有しています。町の北西部は海拔約 100m の丘陵地帯となっており、南東部の平野かけて泥岩からなる傾斜地が広がっています。

本町の北部は中城村・宜野湾市、西部は浦添市・那覇市、南部は南風原町・与那原町と接しています。沖縄県の県庁所在地である那覇市から約 10km 圏にあることなどから、生活利便性が高い都市であるとともに中城湾（太平洋）などの自然資源に恵まれています。

本町の名称は、首里の北（方言：西ニシ）にある地方ということに由来しています。

また、間切時代、西原は首里王府の直轄領、領域も津堅島、泊、天久、末吉、石嶺にまで及んでいました。その後、明治 41 年、特別町村制の施行より西原村となり、大正 9 年にはほぼ現在の領域になりました。昭和 20 年の沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりましたが、その後復興・発展を遂げ、昭和 54 年に西原町に移行しました。

行政区は、幾多の返還を経て昭和 7 年に 24 カ字になり、戦後は、6 区制、24 カ字制、16 区制、平成 3 年に 30 区制、平成 7 年に 31 区制、平成 8 年に 32 区制となって現在に至っています。

人口は、戦前・戦後を通じて 1 万人前後で推移しましたが、昭和 40 年代以降、都市化とともに急増し、平成 25 年 3 月現在、35,032 人となりました。

産業は稲作中心からキビ作、亜熱帯果樹栽培、花卉（かき）栽培へと変化し、昭和 40 年代以降は、各種産業が進出して商工業も盛んになり、今では県内有数の工業集積率、出荷率を誇っています。

また、本町は幼児教育から大学教育までの一貫した教育施設に恵まれています。

このように、本町は「文教のまち」として日々活況を呈し、発展の一途をたどっています。

2 基礎統計資料

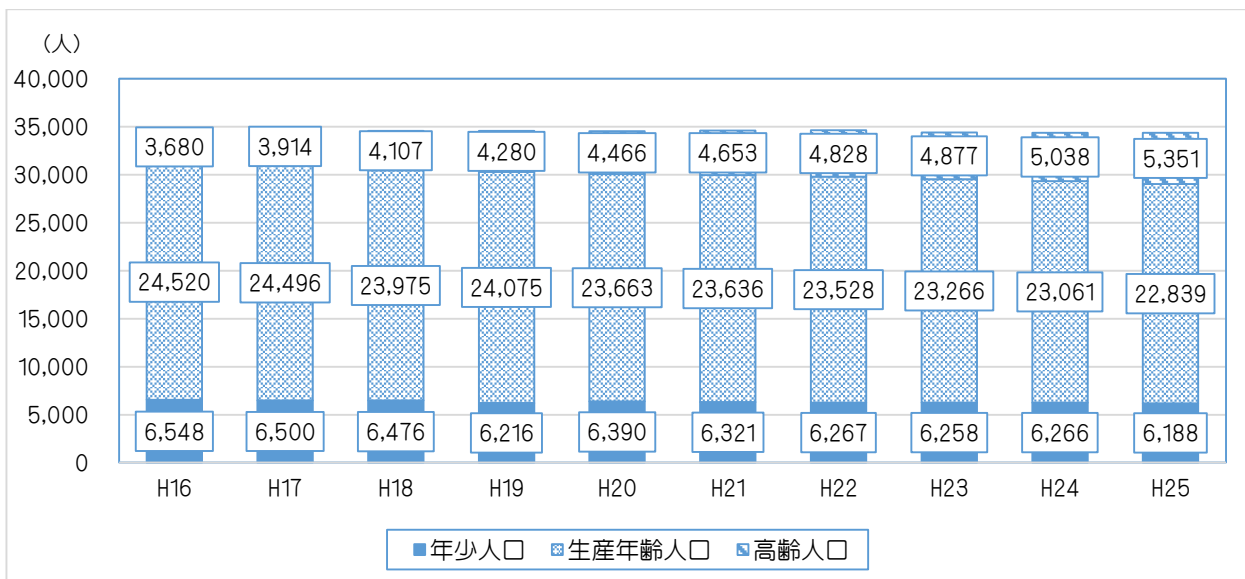
(1) 人口統計

ア. 人口推移

本町の平成 16 年から平成 25 年までの人口推移をみると、減少傾向にあるのは 0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口です。

一方で、増加傾向にあるのは 65 歳以上の高齢人口となっています。図表 2-

図表 2- 1 西原町の人口推移（平成 16 年～平成 25 年）



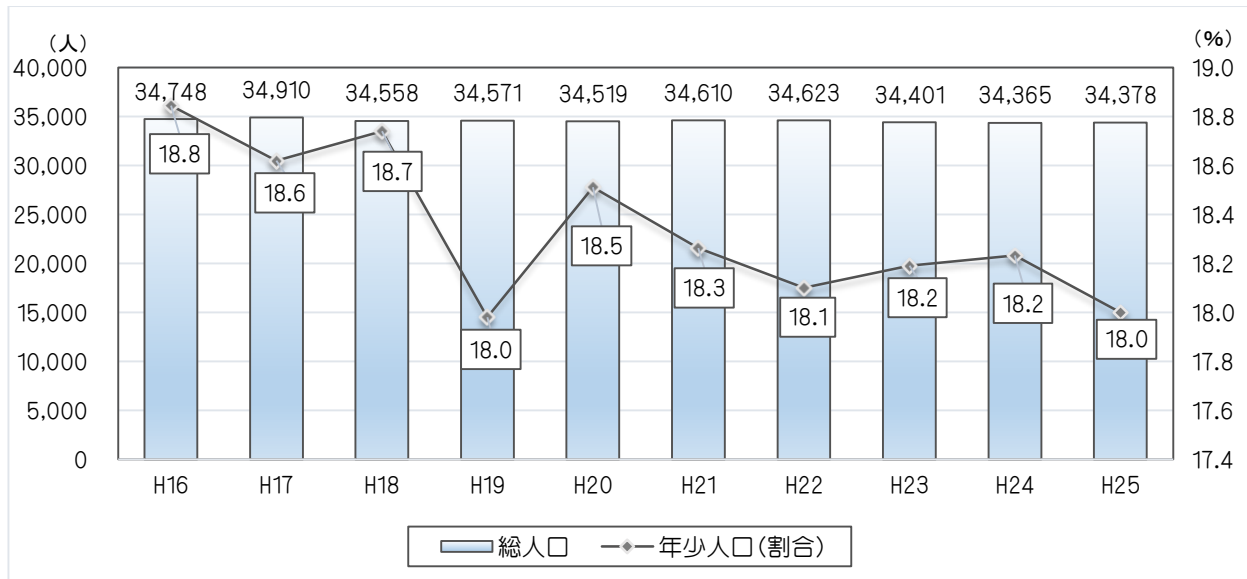
資料出所：住民基本台帳人口より作成

イ. 年少人口割合の推移

平成 16 年から平成 25 年までの総人口に占める年少人口の割合は、平成 16 年の 18.8%が平成 25 年には 18.0%となっており、低下傾向にあります。

また、本町の総人口に占める年少人口の割合を平成 22 年の国勢調査でみると、全国(13.2%)、沖縄県(17.8%)と比べて高いです。

図表 2-2 年少人口の割合の推移（平成 16 年～平成 25 年）

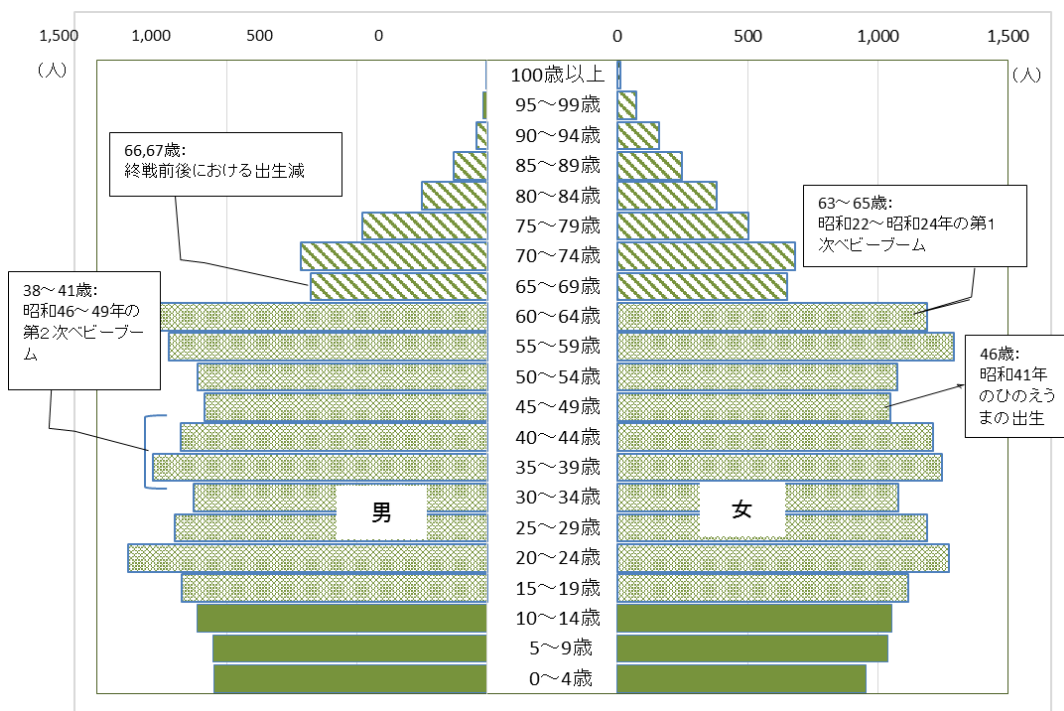


資料出所：住民基本台帳人口より作成

ウ. 人口ピラミッド

縦軸に年齢、横軸に人口を置いた人口ピラミッドで、本町の 5 歳階級別の人口構成の形状を見てみると、「星型」になっています。星型は、生産年齢人口である労働者が多いことを表しています。

図表 2-3 西原町の人口ピラミッド（平成 24 年 3 月 31 日）



資料出所：住民基本台帳人口より作成

工. 児童の人口推移

平成16年から平成25年までの児童人口推移は、就学前児童（0歳児～5歳児）、小学校就学（6歳児～12歳児）ともに減少傾向にあります。

図表2-4 児童人口推移（平成16年～平成25年）

（単位：人）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
就学前児童	2,509	2,477	2,447	2,488	2,471	2,444	2,396	2,396	2,395	2,378
0歳児	397	390	380	375	393	396	384	387	378	376
1歳児	406	411	397	401	393	407	402	401	401	395
2歳児	426	409	432	410	402	395	404	404	409	399
3歳児	399	423	411	450	424	407	382	402	404	404
4歳児	450	402	427	422	438	410	410	389	411	403
5歳児	431	442	400	430	421	429	414	413	392	401
小学校就学児童	3,127	3,100	3,088	3,012	3,007	3,011	3,027	3,004	2,988	2,926
6歳児	425	441	445	404	431	423	428	412	421	396
7歳児	429	431	434	441	404	438	430	430	409	415
8歳児	437	430	427	428	443.0	411	432	433	437	402
9歳児	444	430	436	427	439	446	407	437	433	432
10歳児	453	442	429	433	431	433	448	409	433	437
11歳児	456	463	441	434	432	433	442	447	415	432
12歳児	483	463	476	445	427	427	440	436	440	412

資料出所：住民基本台帳人口

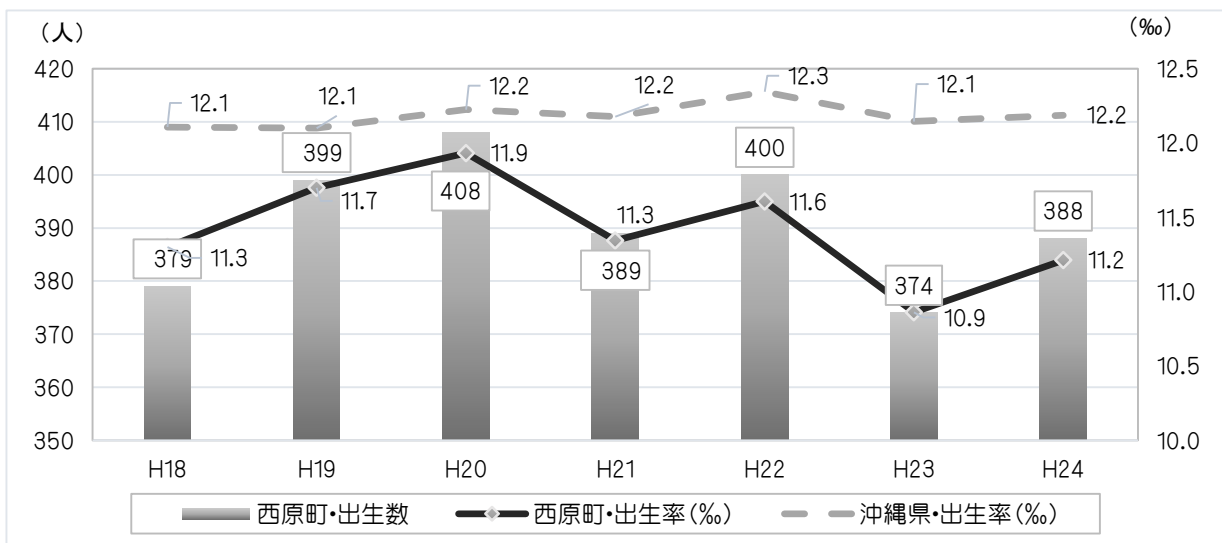
(2) 人口の増減

ア. 出生率²

平成 18 年から平成 24 年までの本町の出生数は、各年でバラつきがあります。

しかし、出生率をみてみると、平成 20 年の 11.9‰を境に下降傾向にあり、平成 24 年では 11.2‰となっております。さらに、沖縄県と本町の出生率を比べると、本町は常に沖縄県の下に位置にあります。

図表 2- 5 西原町の出生数と出生率の推移（平成 18 年～平成 24 年）



資料出所：厚生労働省「衛生統計（人口動態編）」より作成

イ. 合計特殊出生率

女性一人が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率の昭和 58 年から平成 24 年までの推移をみると、本町は低下傾向にあります。また、本町と沖縄県全体と比べてみると、本町は常に低い位置にあります。

図表 2- 6 合計特殊出生率の推移（昭和 58 年～平成 24 年）

（単位：人）

	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
西原町	2.32	2.12	1.87	1.75	1.64	1.7
沖縄県	2.25	2.03	1.9	1.83	1.74	1.86
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38

資料出所：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

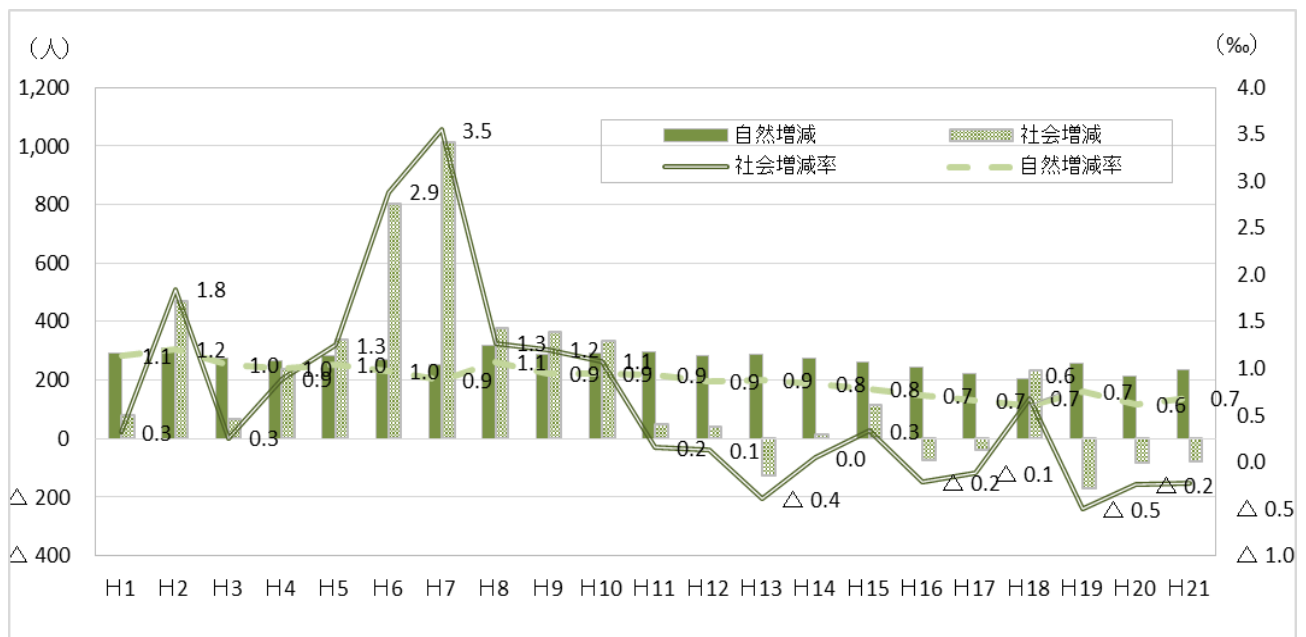
² 一定期間の出生数の人口に対する割合であり、人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合で定義されます。

ウ. 自然増減と社会増減

平成元年から平成 21 年までの本町の自然増減数³と社会増減数⁴をみると、自然増減数は 200 人から 300 人の位置で安定とした増加となっています。しかし、社会増減数では、平成 7 年から平成 8 年にかけて急激に減少しており、さらに、平成 13 年では減少（マイナス）の値となっています。

また、社会増減率⁵と自然増減率⁶では、社会増減率の低下がみられる一方で、自然増減率では、6‰前後をほぼ横ばいの位置にあります。

図表 2- 7 西原町の自然増減と社会増減（平成元年～平成 21 年）



資料出所：総務省統計局統計調査部国勢統計課「住民基本台帳人口移動報告」より作成

³ 自然増減数＝出生数－死亡数

⁴ 社会増減数＝転入数－転出数

⁵ 自然増減率 (‰)＝1 年間の自然増減数／10 月 1 日現在人口×1000

⁶ 社会増減率 (‰)＝1 年間の社会増減数／10 月 1 日現在人口×1000

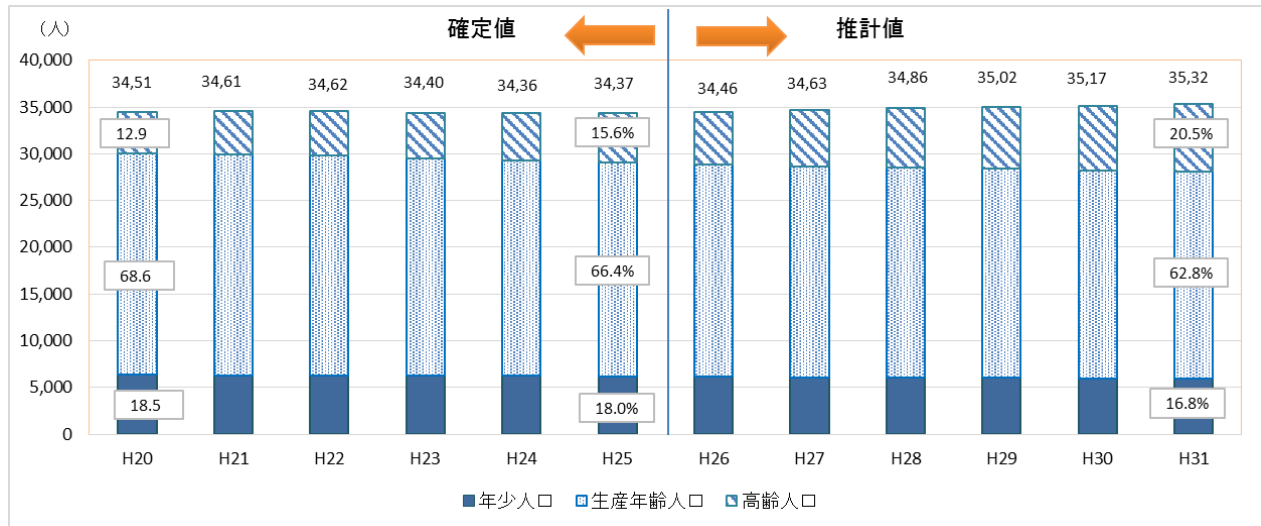
(3) 人口推計

ア. 人口推計値の推移

平成 26 年から平成 31 年までの総人口の推計値は増加傾向にあります。

年少人口、生産年齢人口、高齢人口の平成 20 年（確定値）と平成 31 年（推計値）の構成比では、年少人口が 1.7%低下、生産年齢人口が 5.8%低下、高齢人口は 7.6%上昇しています。

図表 2-8 人口推計値の推移⁷（平成 26 年～平成 31 年）

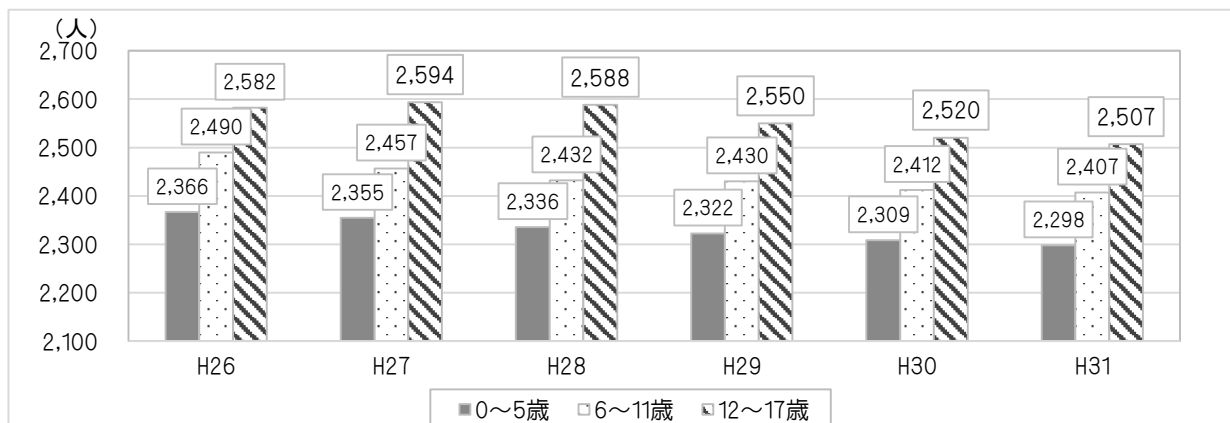


資料出所：住民基本台帳人口より推計

イ. 児童人口推計値の推移

平成 26 年から平成 31 年まで、0 歳から 5 歳、6 歳から 11 歳、12 歳から 17 歳までの児童人口推計をみると、年齢階級が高まるにつれて、人口が高まる傾向にあります。さらに、すべての年齢階級においても人口が減少しています。

図表 2-9 西原町児童人口推計値の推移（平成 26 年～平成 31 年）



⁷ 人口推計は、各年 3 月の住民基本台帳人口よりコーホート変化率により推計したものである。

資料出所：住民基本台帳人口より推計

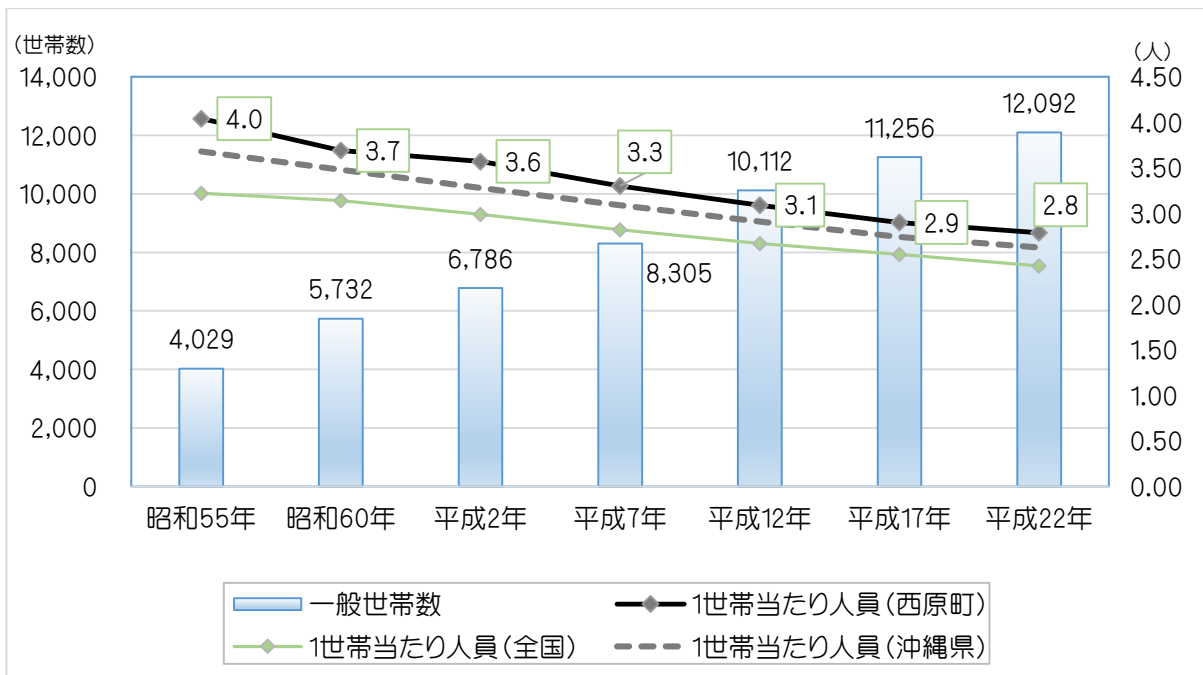
(4) 世帯

昭和 55 年から平成 22 年までの一般世帯数では、30 年間で 3 倍に増加しています。

また、1 世帯当たり人員においては、昭和 55 年が 4.0 人であったのが、平成 22 年には 2.8 人となっており、減少しています。さらに、本町の一世帯あたり人員は、全国・沖縄と比べて常に高い位置にあります。

図表 2- 10 西原町の一般世帯数と一世帯あたりの人員の推移（昭和 55 年～平成 22 年）

（単位：人）



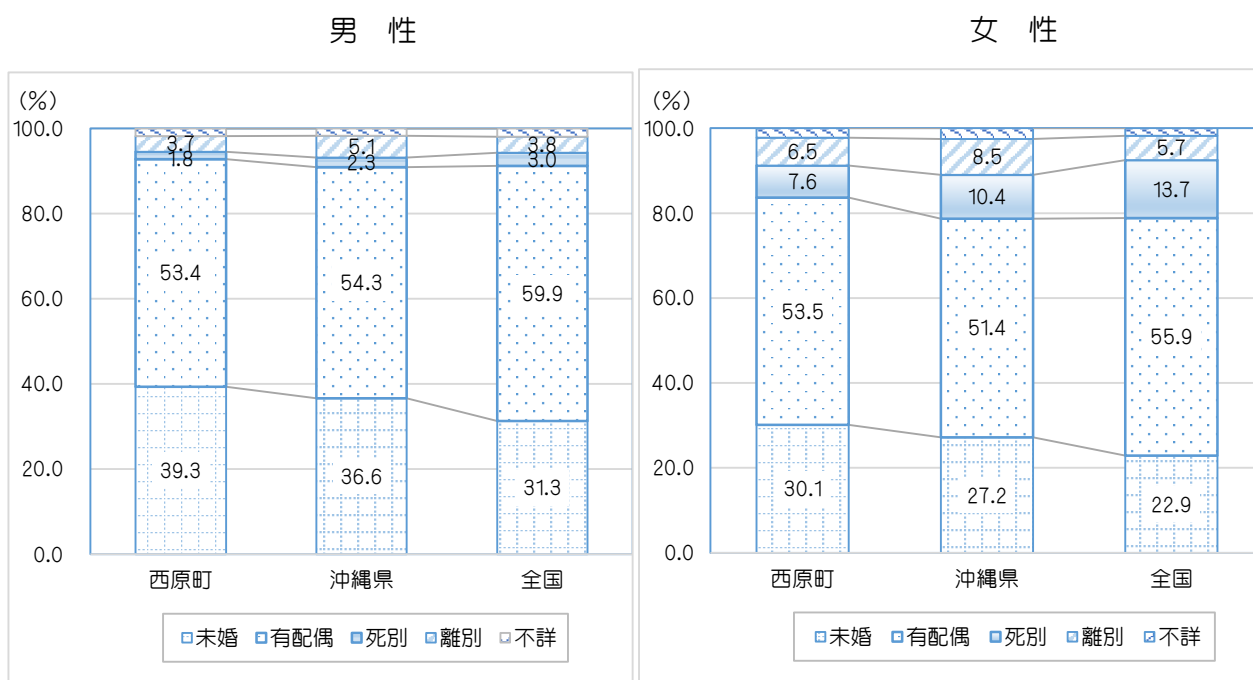
資料出所：総務省統計局「国勢調査報告書」より加工

(5) 配偶関係

2010年の配偶状態では、本町の男性は未婚状態の割合が39.3%であり、沖縄県（36.6%）・全国（31.3%）と比べて高いです。

女性においても、男性と同じく沖縄県（27.2%）・全国（22.9%）と比べて、未婚の状態（30.1%）の割合が高いです。さらに、沖縄県（8.5%）・本町（6.5%）は、全国（5.7%）と比べて離別の状態が高いです。

図表 2- 11 配偶状態（2010）



資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査報告書」より加工

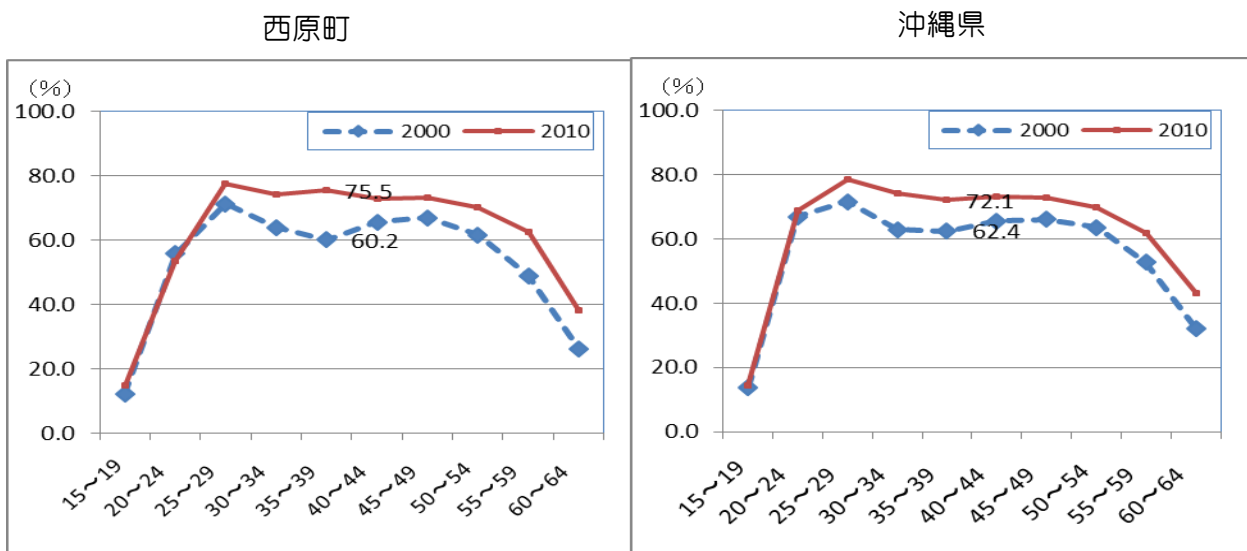
(6) 労働力状態・産業・従業上の地位

ア. 年齢階級別労働力率

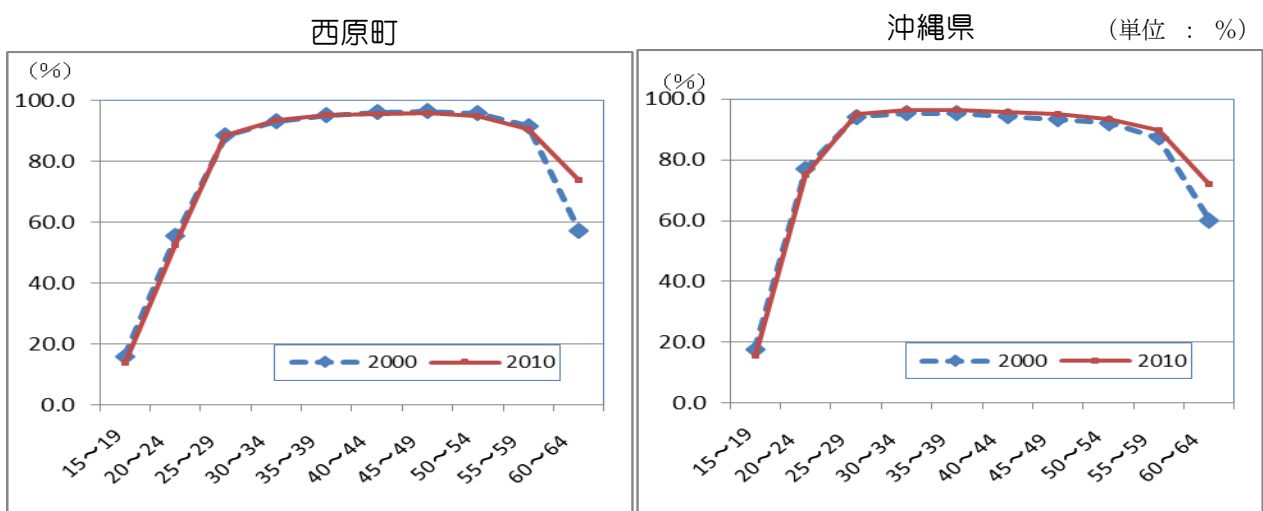
生産年齢の年齢階級労働力率では、男女で異なった形状をしています。男性が逆U字型であるのに対し、女性はM字型となっています。

2000年と2010年の2時点の変化では、男性は60歳から64歳の労働力率のみが上昇しているのに対し、女性は25歳から64歳までの全ての年齢階級が上にシフトしています。さらに、本町ではボトムの35～39歳が緩やかになっており、2000年の60.2%が2010年には75.5%となっており、約15%も上昇しています。

図表 2- 12 2 時点による年齢階級別労働力率（女性）



図表 2- 13 2 時点による年齢階級別労働力率（男性）



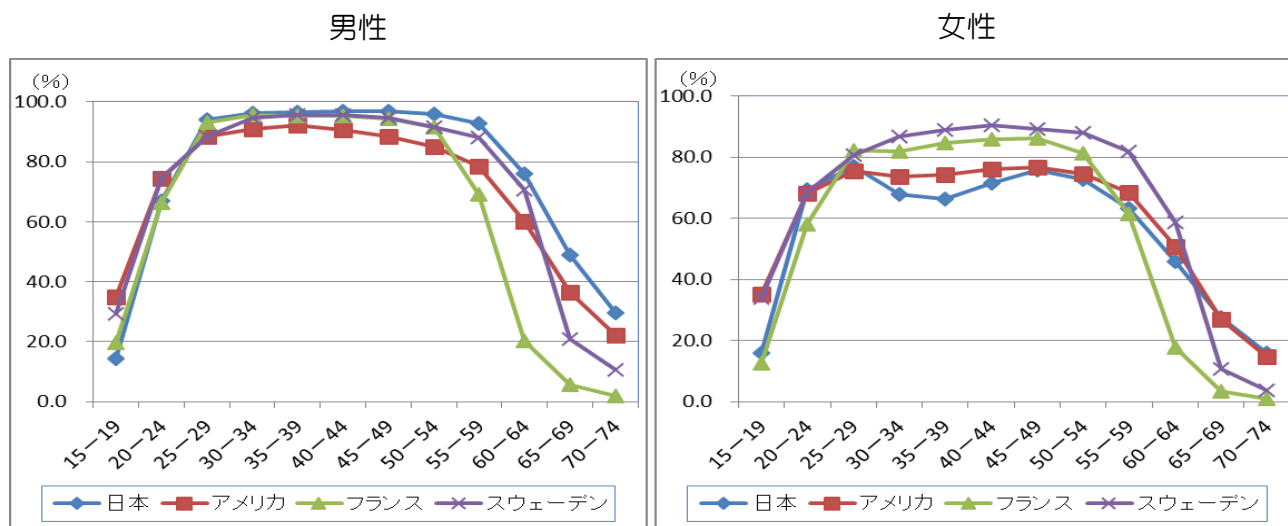
資料出所：平成 12 年・平成 22 年 総務省統計局「国勢調査報告」より加工

イ. 諸外国（先進国）における労働力率

アメリカ、フランス、スウェーデンなどの先進国と日本の年齢階級別労働力を比べてみると、男性の形状はほぼ同じ逆U字型となっております。

一方、女性をみてみますと、他の国と比べて異なった形状をしています。日本は、他の国と比べて結婚や出産によって「働くことの意欲」が失われる傾向があると考えられます。

図表 2- 14 先進国の年齢階級別労働力率（2010）



資料出所：独立行政法人 労働政策研究・研修機構より加工

ウ. 産業構造

2010年の産業構造では、本町の男性は、「建設業」が15.0%と最も高く、以下、「卸売業、小売業」（14.3%）、「分類不能の産業」（9.8%）となっています。また、本町の「建設業」、「医療・福祉業」においては、沖縄県・全国と比べて高い位置にあります。

一方、女性においては、「医療、福祉」の割合が23.6%と最も高く、以下、「卸売業、小売業」（17.8%）、「分類不能の産業」（9.1%）となっています。また、本町では、「医療、福祉」が沖縄県・全国と比べて高い位置にあり、「宿泊業、飲食サービス業」が低い位置にあります。

図表 2- 15 産業構造（2010）

（単位：％）

	男性			女性		
	西原町	沖縄県	全国	西原町	沖縄県	全国
農業，林業	2.6	5.9	3.8	0.9	2.7	3.5
漁業	0.1	0.8	0.4	0.0	0.1	0.2
鉱業，採石業，砂利採取業	0.1	0.1	0.1	-	0.0	0.0
建設業	15.0	14.4	11.1	2.5	2.4	2.7
製造業	6.6	5.3	19.5	5.7	4.2	11.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2
情報通信業	2.4	2.3	3.5	1.6	1.6	1.8
運輸業，郵便業	7.5	7.4	7.7	1.5	1.7	2.4
卸売業，小売業	14.3	12.8	14.2	17.8	17.7	19.4
金融業，保険業	1.3	1.5	2.0	2.4	2.5	3.2
不動産業，物品賃貸業	1.8	2.2	2.0	1.3	1.5	1.7
学術研究，専門・技術サービス業	3.5	3.4	3.8	1.7	1.9	2.4
宿泊業，飲食サービス業	4.4	5.8	3.9	7.7	11.1	8.3
生活関連サービス業，娯楽業	2.6	3.1	2.6	4.6	5.2	5.1
教育，学習支援業	5.1	3.8	3.4	8.5	6.9	5.8
医療，福祉	8.0	5.9	4.2	23.6	20.0	18.4
複合サービス事業	0.5	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	8.3	8.1	6.3	6.2	7.6	5.0
公務（他に分類されるものを除く）	5.4	6.9	4.4	3.8	3.6	2.0
分類不能の産業	9.8	8.9	5.8	9.1	8.5	5.8

資料出所：平成 22 年 総務省統計局「国勢調査報告」より加工

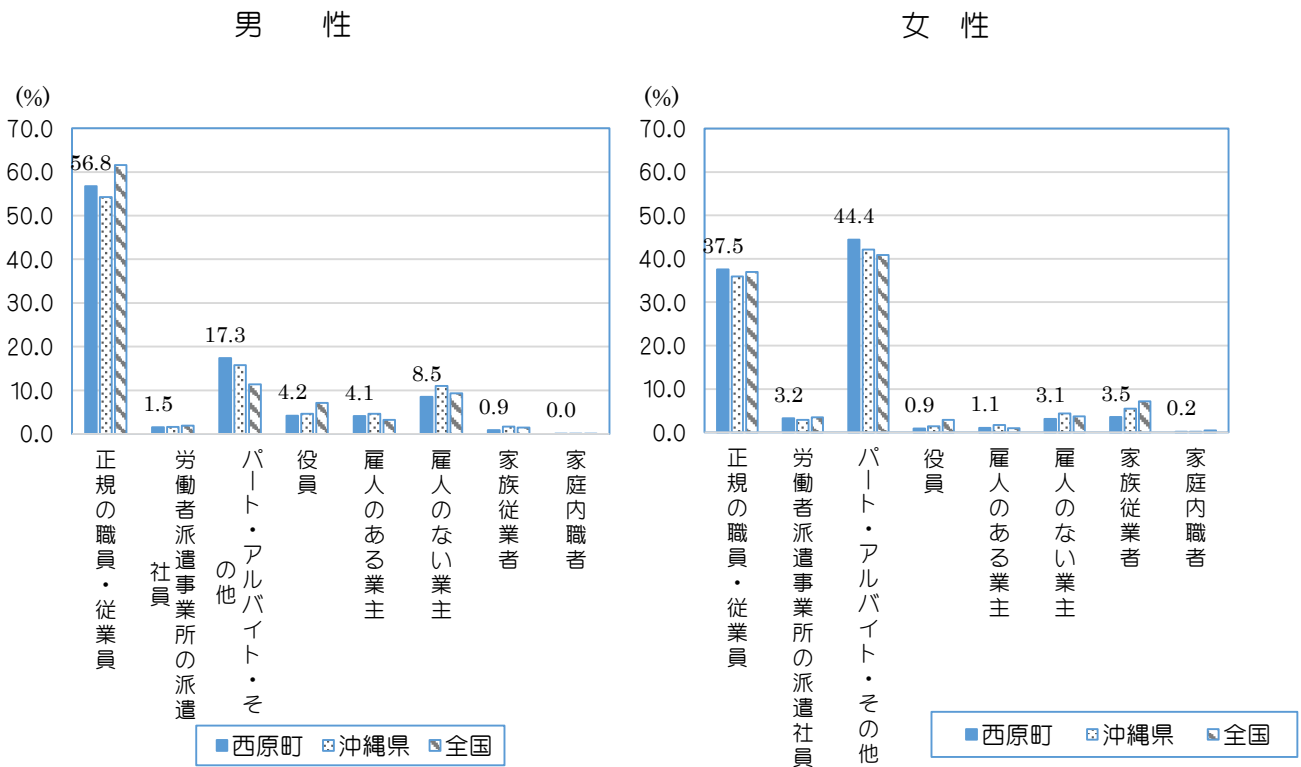
工. 従業上の地位

2010年の従業上の地位では、本町の男性は、「正規の職員・従業員」の割合が56.8%と最も高く、以下、「パート・アルバイト・その他」(17.3%)、「雇人のない業主」(8.9%)となっています。また、沖縄県、全国と比べてみますと、「正規の職員・従業員」では全国(61.6%)よりも低く、沖縄県(54.3%)よりも高い位置にあります。さらに、「パート・アルバイト・その他」では、沖縄県(15.7%)、全国(11.4%)と比べると高い位置にあります。

一方、女性では、「パート・アルバイト・その他」の割合が44.4%と最も高く、次に「正規の職員・従業員」(37.5%)となっています。さらに、沖縄県と全国と比べてみると、「正規の職員・従業員」(沖縄(35.9%)、全国(37.0%))、「パート・アルバイト・その他」(沖縄県(42.1%)、全国(40.9%))と比べると高い位置にあります。

また、男性と比べると、本町・沖縄県・全国ともに、「正規の職員・従業員」の比率が低く、「パート・アルバイト・その他」が高いです。

図表 2- 16 従業上の地位 (2010)



資料出所：平成 22 年 総務省統計局「国勢調査報告」より加工

3 教育・保育環境の状況

(1) 保育所の状況

ア. 公立・認可保育園

本町には、公立保育所1カ所、認可保育園8カ所の計9カ所の保育所（園）があります。平成25年4月1日現在、定員が970名であるのに対し、入所人数は1,040名を受け入れています。

また、本町の公立・認可保育所は、全保育所（園）が実施している「延長保育」、3カ所が実施している「一時保育」、6カ所が実施している「障がい児保育」、2カ所で実施している「支援センター」などの様々な通常保育外サービスを行っています。

図表2-17 公立・認可保育所

(単位：人)

保育所（園）名		定員	入所人数	通常保育外サービス			
				延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
公立	坂田保育所	100	105	○		○	
認可保育園	西原百合保育園	120	117	○	○		○
	愛和保育園	120	135	○		○	
	さざなみ保育園	150	180	○	○		○
	小川保育園	60	75	○		○	
	さくらんぼ保育園	120	121	○		○	
	さわふじ保育園	90	93	○		○	
	さうんど保育園	90	97	○	○		
	西原保育園	120	117	○		○	
合計		970	1,040	9カ所	3カ所	6カ所	2カ所

資料出所：西原町福祉課(平成25年4月1日現在)

西原町 公立・認可保育園の変遷

【平成20年】 定員790人：認可園1園の増 （さわふじ保育園：定員90人）

【平成21年】 待機児童解消対策検討会議を設置し、検討した結果、認可園1園の創設決定。

【平成23年】 定員880人 認可園1園の増 （さうんど保育園：定員90人）

【平成24年】 定員880人 （受入児童数は952人）

【平成25年】 定員970人 公立保育所廃止に伴う認可園1園の増

（西原保育所：定員60人→西原保育園：定員120人）

認可園の入所定員の変更 （さくらんぼ保育園定員90人→120人）

【平成26年】：定員980人 認可園の入所定員の変更

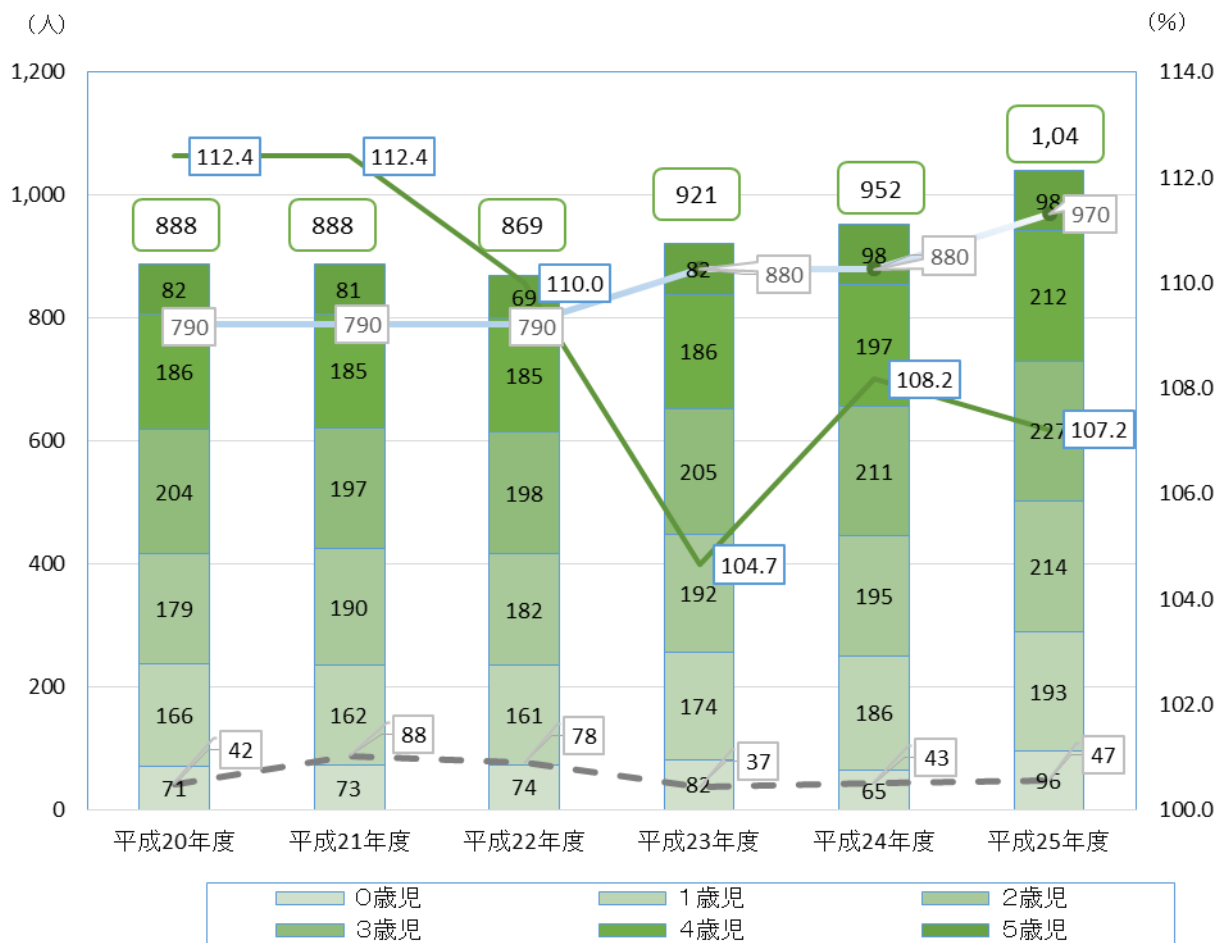
（さわふじ保育園定員90人→100人）

平成 20 年度から平成 25 年度までの保育所（園）定員数の推移では、平成 20 年の 790 名が平成 25 年では 180 名増加の 970 名の定員となっています。

また、待機児童数解消のため、市町村では定員を超えて入所することが可能です。そこで、弾力的な受け入れで入所人数が定員数を常に上回り、入所率は常に 100%を超えた状態です。

平成 22 年度から平成 23 年度にかけて待機児童が一部解消されたものの、平成 24 年度以降は 50 名未満を推移しています。

図表 2- 18 公立・認可保育所（園）の定員数・待機児童の推移（平成 20 年度～平成 25 年度）



資料出所：西原町福祉課(平成 25 年 4 月 1 日現在)

イ. 障がい児保育人数の推移

平成 25 年度は、6 所の保育所において障がい児保育を実施しています。これまでの2ヶ月に 1 回の巡回指導に加え、臨床心理士が全認可・認可外保育施設などへ巡回し、発達に関する個別相談の対応や、乳幼児期に関する関係者へ発達に関する情報提供や支援のサポートを行っており、障がい児保育の充実強化を図っています。

図表 2- 19 障がい児保育人数の推移（平成 20 年度～平成 25 年度）

(単位：人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入所児童数	12	13	14	20	19	18
西原保育所	4	3	2	4	3	
坂田保育所	2	3	4	5	5	3
愛和保育園	3	3	4	4	4	3
小川保育園	1	2	2	3	3	3
さくらんぼ保育園	2	2	2	3	3	2
さわふじ保育園				1	1	2
西原保育園						5

資料出所：西原町福祉課(各年度 4 月 1 日 現在)

ウ. 延長保育利用述べ人数の推移

延長保育は、平成 14 年度より全保育所（園）で 18 時 15 分～19 時 15 分までの 1 時間の延長保育を実施しています。利用述べ人数は、年々増加しており、平成 24 年度では 11,676 人となっており、平成 21 年度と比べると約 1.4 倍となっております。

図表 2- 20 延長保育利用述べ人数の推移（平成 21 年度～平成 24 年度）

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用児童数	8,554	9,732	10,291	11,676	13,422
西原保育所	238	463	518	197	
坂田保育所	1,306	1,239	1,223	2,091	1,937
西原白百合保育園	1,170	907	739	782	652
愛和保育園	992	1,404	915	1,489	1,474
さざなみ保育園	2,022	2,195	2,245	1,998	1,422
小川保育園	479	1,083	1,192	1,061	1,172
さくらんぼ保育園	1,634	1,460	1,698	1,178	2,751
さわふじ保育園	713	981	1,041	1,417	1,405
さうんど保育園			720	1,463	1,471
西原保育園					1,138

工. 認可外保育施設

平成 25 年 10 月現在、本町には 10 か所の認可外保育施設があり、利用人数は町内からは 221 名、町外からは 192 名が利用しています。

認可外保育施設の整備状況としましては、①乳幼児健康診断費、②職員健康診断費、③調理員検便費、④給食費、⑤乳幼児の賠償責任保険料、⑥行事費、⑦職員研修費、⑧施設改修費、⑨保育材料費等について補助を行っています。

また、事務作業の負担軽減を図るため、支援員を配置し、各施設を巡回しながら報告物等の作成補助やとりまとめ等の支援を行いながら、定員の空き状況も集約しています。

図表 2- 21 西原町内認可外保育施設利用人数

(単位：人)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	町内	町外	合計	町内	町外	合計
入所児童数	230	170	400	221	192	413
海星学園	50	66	116	41	70	111
こばと保育園	24	61	85	34	72	106
美原幼児学園	46	5	51			
我謝保育園	40	4	44	33	6	39
マイマイクラブ	38	3	41	38	3	41
にこにこ乳児園	13	0	13	16	0	16
いずみ保育所	9	23	32	5	23	28
ちゃちゃま保育園	10	1	11	5	5	10
みくにこどもの家	0	7	7	5	7	12
すきっぷ保育園				11	1	12
海星学園よなしろ園				33	5	38

資料出所：西原町福祉課(各年度 10 月 1 日現在)

※美原幼児学園は、平成 25 年度から海星学園よなしろ園。すきっぷ保育園は平成 25 年度より開所。

(2) 幼稚園の状況

ア. 公立幼稚園

本町の公立幼稚園は、坂田、西原、西原東、西原南の4カ所あります。平成25年度では、4歳児94名、5歳児247名、合計341名が公立幼稚園に通っています。

公立幼稚園の変遷では、平成16年度から、西原東幼稚園（25名）、西原南幼稚園（25名）で幼稚園2年保育を開始しました。平成19年からは全園で開始しています。平成20年度より4歳児の定員が25名から28名へ変更となりました。入所児童では、5歳児が平成23年度から平成24年度にかけて減少しております。

図表 2- 22 公立幼稚園園児在籍数の年齢別推移（平成20年度～平成25年度）



資料出所：西原町教育委員会(各年度5月1日現在)

本町の幼稚園の預かり保育登録者数の推移は、202 名から 215 名の間を推移しています。

幼稚園の一時預かりの登録率の推移をみると、「西原幼稚園」は上昇傾向にあるのに対し、「坂田幼稚園」、「西原南幼稚園」は、平成 24 年度をピークに低下傾向にあります。

また、「西原東幼稚園」は、他の幼稚園と比べて常に低い位置にあります。

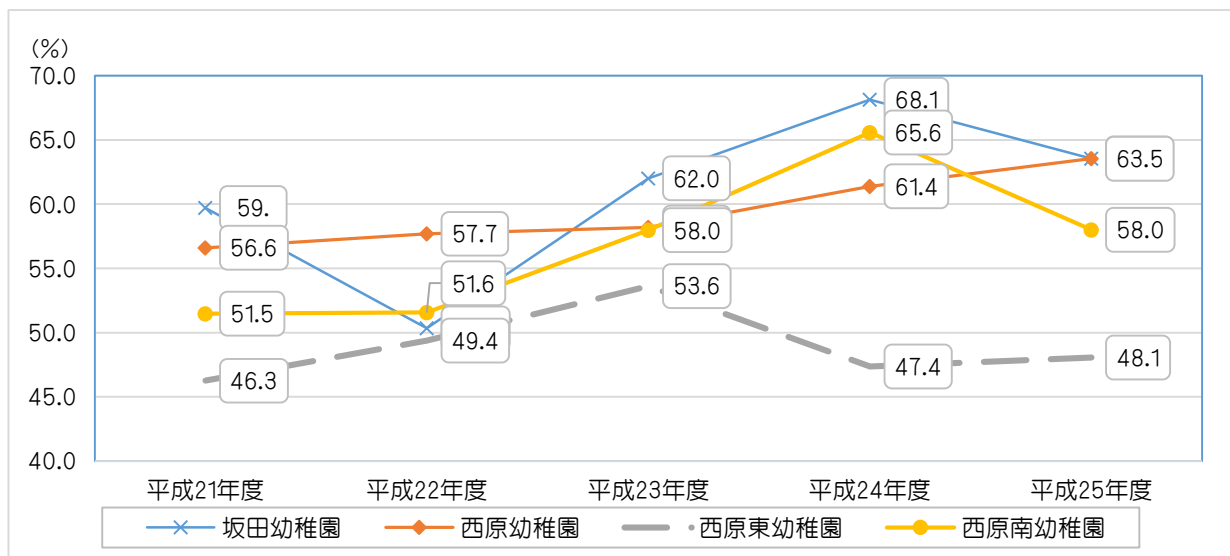
図表 2- 23 公立幼稚園園児在籍数と預かり保育登録者数推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在籍者数（合計）	393	400	377	351	341
坂田幼稚園	139	151	129	113	118
西原幼稚園	106	104	110	101	96
西原東幼稚園	80	81	69	76	77
西原南幼稚園	68	64	69	61	50
預かり保育登録者数（合計）	215	209	221	215	202
坂田幼稚園	83	76	80	77	75
西原幼稚園	60	60	64	62	61
西原東幼稚園	37	40	37	36	37
西原南幼稚園	35	33	40	40	29

資料出所：西原町教育委員会(各年度 5 月 1 日現在)

図表 2- 24 公立幼稚園の預かり保育登録率⁸推移（平成 21 年度～平成 25 年度）



資料出所：西原町教育委員会(各年度 5 月 1 日現在)

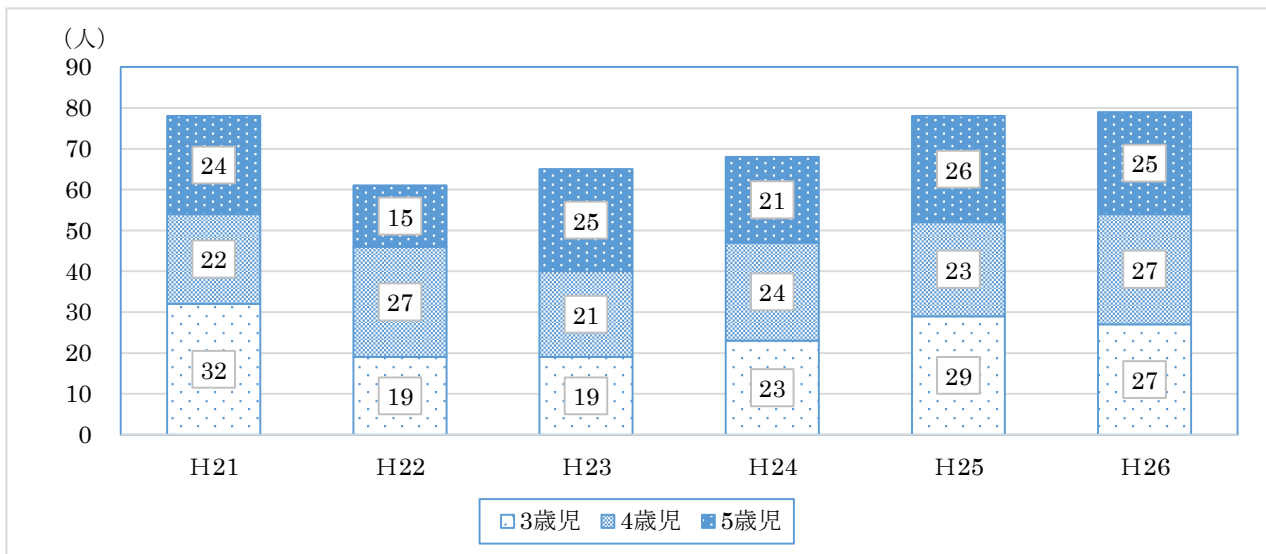
⁸ 各幼稚園の「預かり保育登録者数」／「在園者数」

イ. 私立幼稚園の現状

本町には、善隣幼稚園の1カ所があり、定員数が90名に対し、平成25年5月1日現在の在籍者数は78名となっています。

平成21年から平成26年までの在籍者数では、平成22年には減少したものの増加傾向にあります。

図表2-25 私立幼稚園の在籍者数推移（平成21年から平成26年）



資料出所：沖縄県(各年度5月1日現在)

本町に居住している児童が私立幼稚園を利用状況については、平成25年5月現在、79名が利用しています。在籍者数が多い市町村は、中城村（29名：36.7%）、与那原町（14名：17.7%）、宜野湾市（12名：15.2%）となっています。

また、預かり保育の利用状況では、59名が利用しており、預かり保育の利用率は約79%となっています。

図表2-26 本町居住の私立幼稚園利用状況（平成25年5月）

(単位：人)

市町村名		那覇市	宜野湾市	読谷村	中城村	西原町	与那原町	南風原町	合計
総数	人数	4	12	1	29	8	14	11	79
	構成比	5.1	15.2	1.3	36.7	10.1	17.7	13.9	100.0
預かり保育	人数	3	8	1	27	7	2	11	59
	構成比	5.1	13.6	1.7	45.8	11.9	3.4	18.6	100.0

資料出所：沖縄県(各年度5月1日現在)

(3) 公立小・中学校の状況

ア. 小学校

本町には、坂田小学校、西原小学校、西原東小学校、西原南小学校の4カ所の小学校があり、平成25年度では2,343名の児童が通学しています。

図表 2- 27 公立小学校の児童数

(単位 児童数：人、学級数：学級)

学校名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
坂田小学校	児童数	122	145	149	149	149	161	12	887
	学級数	5	5	5	4	4	5	3	31
西原小学校	児童数	100	108	87	111	107	114	13	640
	学級数	4	4	3	3	3	3	2	22
西原東小学校	児童数	70	73	68	71	75	73	8	438
	学級数	3	3	2	2	2	2	2	16
西原南小学校	児童数	58	57	64	63	74	55	7	378
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
計	児童数	350	383	368	394	405	403	40	2,343
	学級数	14	14	12	11	11	12	9	83

資料出所：西原町教育委員会(平成25年5月1日現在)

イ. 中学校

本町には、西原中学校、西原東中学校の2カ所の中学校があり、平成25年度では1,143名の生徒が通学しています。

図表 2- 28 公立中学校の生徒数

(単位 児童数：人、学級数：学級)

学校名	区分	1年	2年	3年	特別支援	計
西原中学校	生徒数	188	208	208	5	609
	学級数	5	6	6	2	19
西原東中学校	生徒数	168	188	171	7	534
	学級数	5	5	5	2	17
計	生徒数	356	396	379	12	1,143
	学級数	10	11	11	4	36

資料出所：西原町教育委員会(平成25年5月1日現在)

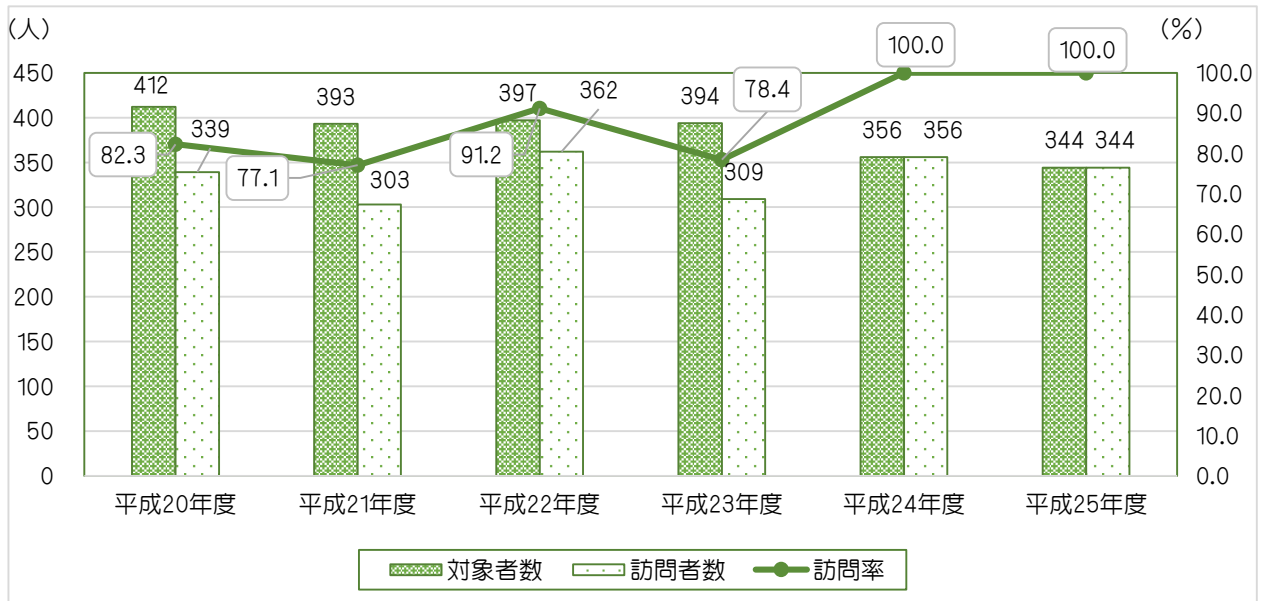
(4) 母子保健事業

ア. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本町では、平成 20 年 1 月から「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。

対象者数は、少子化の影響で年々減少していますが、訪問者数は変動がみられます。

図表 2- 29 こんにちは赤ちゃん事業推移⁹（平成 20 年度から平成 25 年度）



資料：西原町福祉課（平成 26 年 7 月 1 日現在）

イ. ベビースクール

本町では平成 20 年度より、離乳食の調理実習や遊びの教室の提供を実施しています。平成 24 年度より、ブックスタートと重複する内容を省いたため開催回数の減となりました。

図表 2- 30 ベビースクール参加者数推移（平成 20 年度から平成 25 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	24 回	24 回	24 回	24 回	18 回	18 回
参加者数	206 人	288 人	231 人	235 人	216 人	191 人

資料：西原町福祉課（平成 26 年 7 月 1 日現在）

⁹平成 23 年度までは、新生児訪問を実施した世帯については、こんにちは赤ちゃん訪問は実施していません

ウ. 親子ひろば「えくぼ」

本町では、1歳6カ月児健診及び3歳児健診後の支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に、小集団の中で親子で一緒に遊びながら、子ども同士の関わり方を体験したり、子育てについての相談ができる場を提供しています。延べ利用者数については、年度によって変動があります。

図表 2- 31 親子ひろば「えくぼ」延べ利用者数推移（平成 20 年度から平成 25 年度）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	58 人	106 人	76 人	106 人	86 人

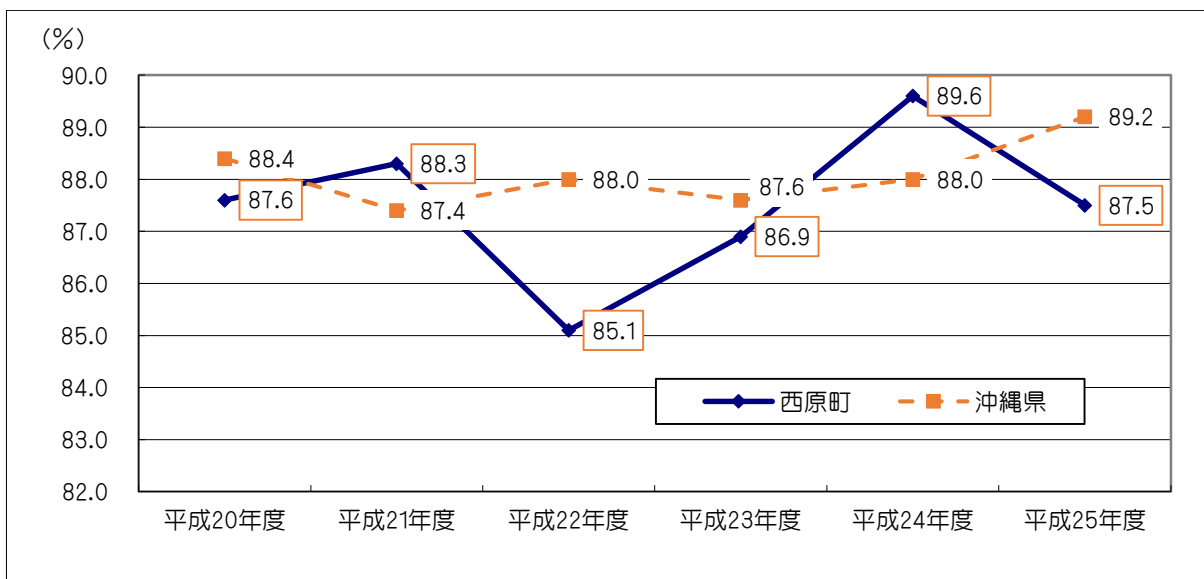
資料：西原町福祉課（平成 26 年 7 月 1 日現在）

エ. 乳児一般健康診査

本町の乳児一般健康診査の平成 20 年度から平成 25 年度までの受診率は、85.0%から 90.0%の間に推移しています。

また、沖縄県平均と比べると、平成 24 年度では高い位置にあります。

図表 2- 32 乳児一般健康診査受診率の推移（平成 20 年度から平成 25 年度）



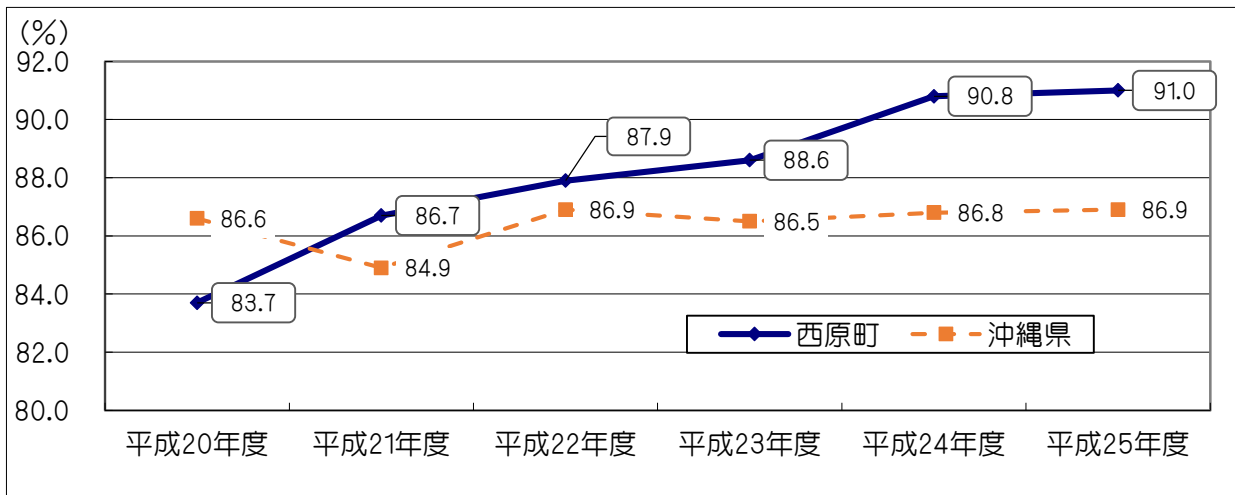
資料：「沖縄県の母子保健」

オ. 1 歳 6 カ月児健康診査

本町の1歳6カ月児健康診査の平成20年度から平成25年度までの受診率は、83.0%から91.0%の間を推移しています。

また、沖縄県平均と比べると、平成21年度より常に高い位置にあります。

図表 2- 33 1 歳 6 カ月児健康診査受診率の推移（平成 20 年度から平成 25 年度）



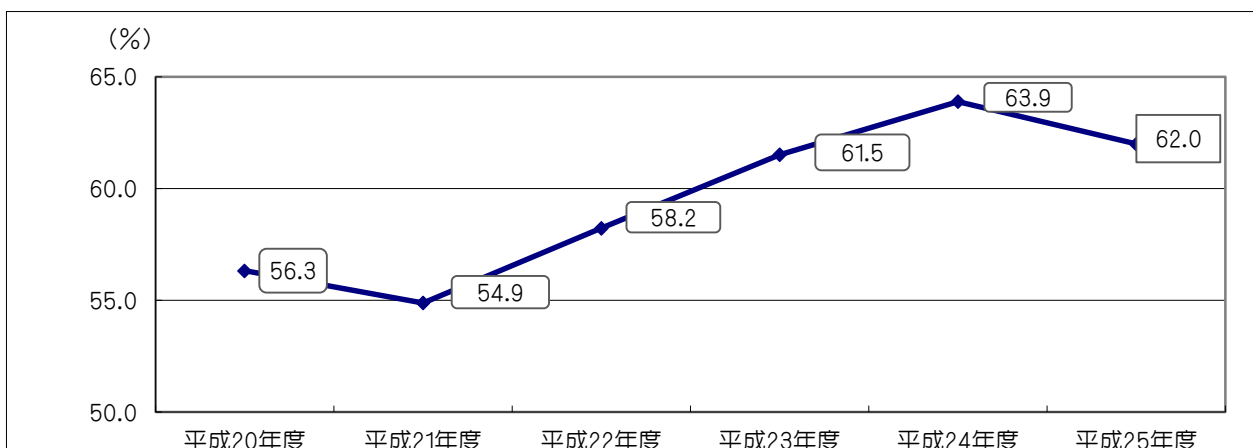
資料：「沖縄県の母子保健」

カ. 2 歳児歯科健康診査

本町では、独自に平成12年より2歳児歯科健康診査を行っています。

受診率は年々伸びており、平成20年度の56.3%が平成24年度では63.9%と約7ポイント上昇しております。

図表 2- 34 2 歳児歯科健康診査受診率の推移（平成 20 年度から平成 25 年度）



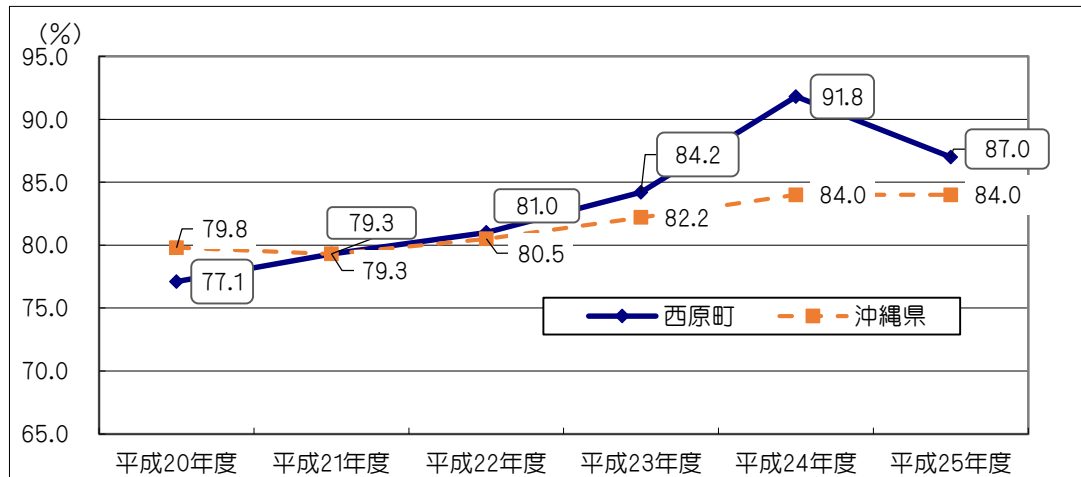
資料：西原町福祉課（平成26年7月1日現在）

キ. 3歳児健康診査

本町の3歳健康診査の受診率推移では、年々、伸びてきています。平成20年度の77.1%が、平成24年度では91.8%と約14ポイントの上昇となっています。

また、沖縄県平均と比べると、平成22年度より常に高い位置にあります。

図表 2- 35 3歳児健康診査受診率の推移（平成20年度から平成25年度）



資料：「沖縄県の母子保健」

（5）放課後児童健全育成事業

ア. 放課後児童クラブ

本町には、10カ所の学童クラブがあり、そのうち補助金交付団体が8カ所（H25年度5月1日現在）あります。

学童クラブの整備について、坂田小区6カ所、西原小区1カ所、西原東小区1カ所、西原南小区2カ所となっており、小学校区で偏りがある現状となっています。

図表 2- 36 放課後児童クラブ利用児童数

（単位：人）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	待機
合計児童数		116	77	57	41	13	7	311	16
坂田小区	太陽学童	8	6	8	12	10	7	51	3（小1）
	海星学童センター	3	12	4	2	0	0	21	
	さくらんぼ学童園	17	4	10	7	0	0	38	
	オナガ学童クラブ	10	7	5	2	0	0	24	
	サウンド学童	7	2	2	4	1	0	16	3（小2）
	こばと保育園	1	4	1	3	0	0	9	
西原小区	美原学童クラブ	13	5	2	3	0	0	23	
西原東小区	ハイサイめんそーれ学童	17	9	12	7	2	0	47	10（小1・2）
西原南小区	学童ミッキークラブ	22	13	10				45	
	学童みらいクラブ	18	15	3	1	0	0	37	

資料出所：西原町福祉課（平成25年5月1日現在）

イ. 児童館

本町には、坂田小区・西原小区・西原東小区に各々1カ所ずつあります。各児童館でファミリークラブや世代間交流事業などを行っています。西原南小区に児童館がないことが、長年の課題になっています。

また、利用者数の推移については、減少傾向にあります。

図表 2- 37 児童館延べ利用児童数

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計児童数		46,974 人	45,107 人	43,772 人	46,182 人
	坂田児童館	16,703 人	15,498 人	15,410 人	16,724 人
	西原児童館	15,442 人	14,911 人	14,789 人	14,741 人
	西原東児童館	14,829 人	14,698 人	13,573 人	14,717 人

資料出所：西原町福祉課(各年度 3 月末現在)

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や助言、情報の提供など、子育て家庭に対する支援を行う事業となっております。本町では 2 カ所の地域子育て支援拠点の場があります。

図表 2- 38 地域子育て支援拠点事業 延べ利用者数

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人
めぐみの広場	1,869 人	1,507 人	1,847 人	1,650 人	1,122 人	886 人	1,158 人	1,038 人
まんぼうはうす	2,533 人	2,234 人	2,217 人	1,748 人	1,684 人	1,447 人	1,904 人	1,571 人

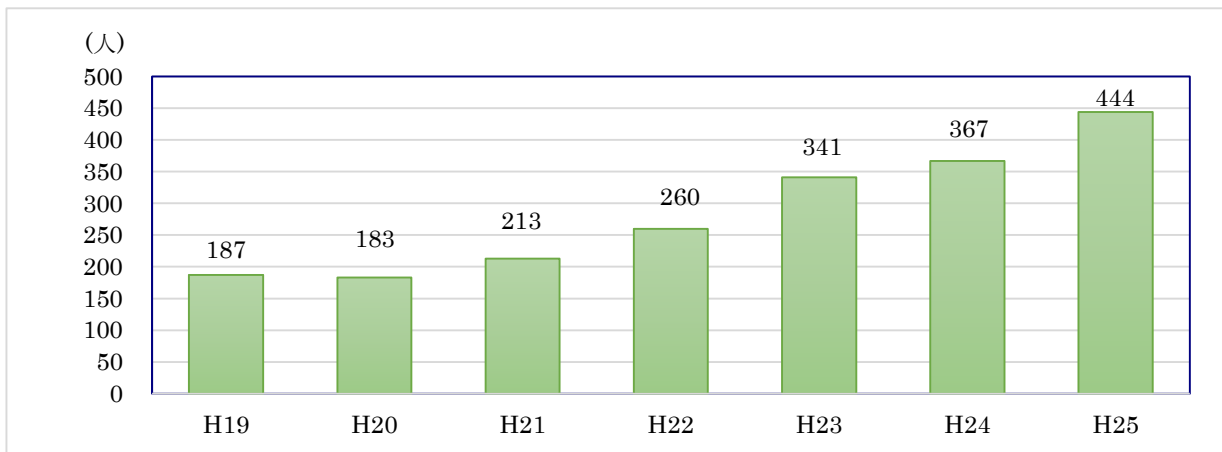
資料：西原町福祉課(各年度 3 月末日現在)

(7) 病後児保育事業

本町では、平成 13 年度から医療法人ひまわり会 太田小児科医院で「乳幼児健康支援一時預かり事業」として病後児保育を実施、平成 20 年度より「病後児保育事業」として継続で行っています。

病後児保育の利用人数は、毎年増え続けています。平成 22 年からは、西原町・与那原町・中城村の三町村広域で開始しており、さらに増加しています。

図表 2- 39 病後児保育事業の利用者数推移



資料：西原町福祉課(各年度 3 月末日現在)

(8) ファミリー・サポート・センター事業

平成 24 年 4 月 1 日に西原町・与那原町・中城村の広域でセンターを設置しました。利用者が増えている反面、サポート会員の登録の確保と資質向上が課題となっています。病児、病後児保育や障がい児の預かり等のニーズもあり、技能習得の場、研修の場を増やすなどの検討が必要となっています。

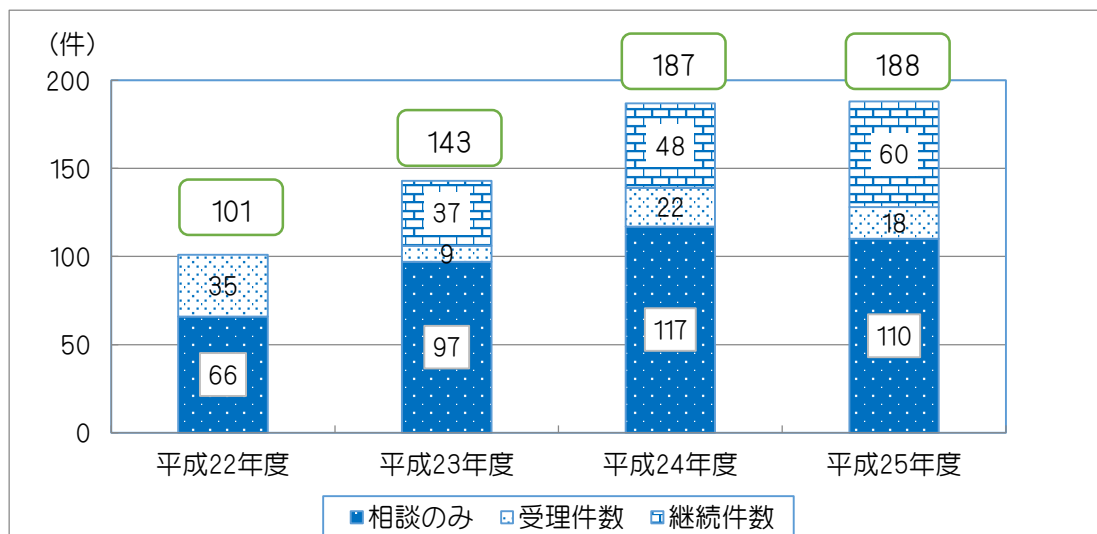
また、H25.12 月末時点の会員数：248 名（おねがい会員 193 名・サポート会員 48 名・両方会員 7 名）となっています。

(9) 児童相談

本町は、平成 17 年 11 月 1 日に「西原町要保護児童対策地域協議会」が設立されました。これにより、児童虐待のみならず不登校、非行、保護者による監護が不相当であると認められる児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携のもとに必要な支援を行っています。

本町の児童相談については、増加傾向にあります。また、顕著な増加が見えたのが、「継続件数」であり、年 10 件以上増加しています。

図表 2- 40 年度別相談及び受理・継続件数

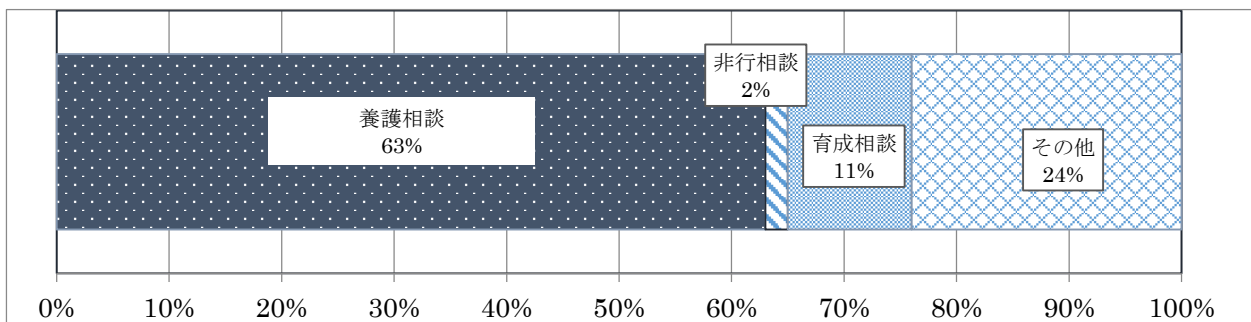


資料：西原町福祉課（各年度 3 月末日）

平成 25 年度の、本町における相談種別状況は、相談件数、受理件数ともに養護相談が過半数以上を占めています。

また相談件数では非行相談、その他の相談も寄せられていますが、受理件数では養護相談と育成相談のみになっています。

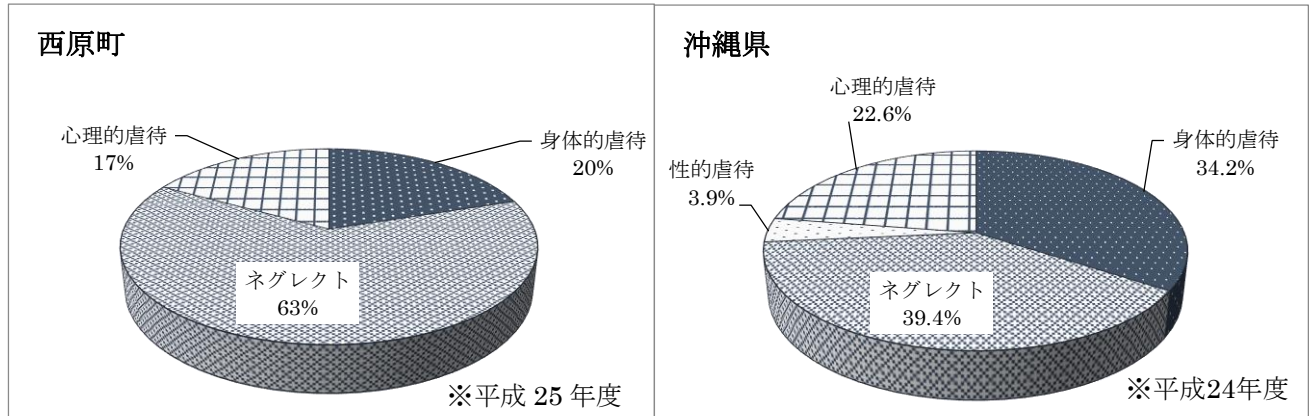
図表 2- 41 西原町 平成 25 年度相談種別状況



資料：西原町福祉課（平成 25 年 3 月末日 現在）

虐待種類別の内訳では、本町ではネグレクト（育児放棄）が63%と過半数以上を占めており、沖縄県全体（39.4%）と比べると、23.6%高くなっています。

図表 2- 42 養護相談 虐待種別内訳

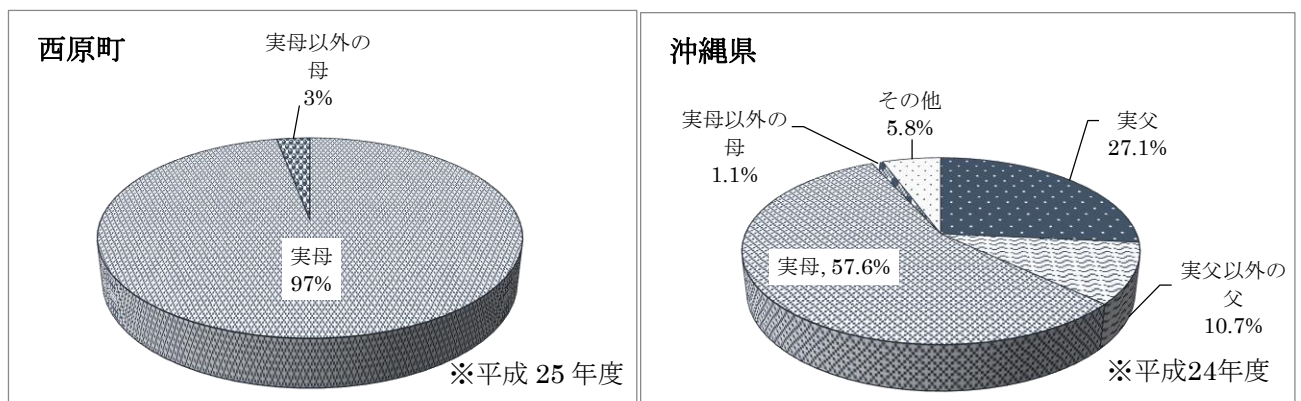


資料：西原町福祉課（平成 25 年 3 月末日 現在）

資料：沖縄県福祉保健部 青少年・児童福祉課「児童相談所業務概要」

主たる虐待者の内訳では、本町は実母が97%を占めており、沖縄県全体の57.6%と比べて39.4%高くなっています。

図表 2- 43 主たる虐待者内訳



資料：西原町福祉課（平成 25 年 3 月末日 現在）

資料：沖縄県福祉保健部 青少年・児童福祉課「児童相談所業務概要」

4 ニーズ調査の分析結果

(1) 調査概要

ア. 調査目的

本調査は、子育ての実態や保育・子育て等に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、日常生活等の実態を把握し、「西原町子ども・子育て支援事業計画（仮）」に反映させるための基礎資料とする。

イ. 実施期間

平成25年12月11日～平成26年1月10日

ウ. 調査対象

町内在住の小学校就学前児童¹⁰（0歳～5歳児）の保護者全世帯
配布総数は、1824件

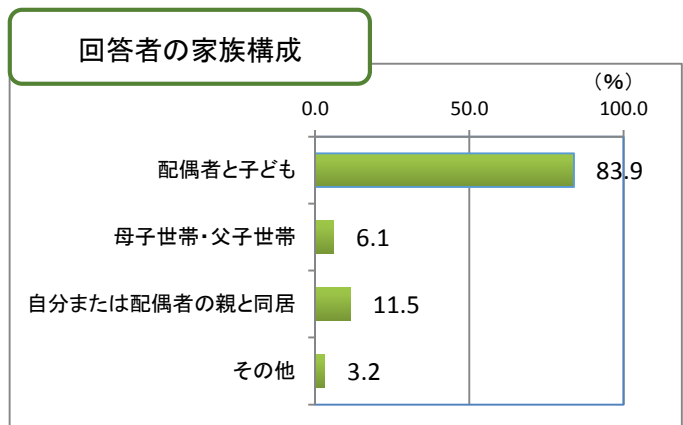
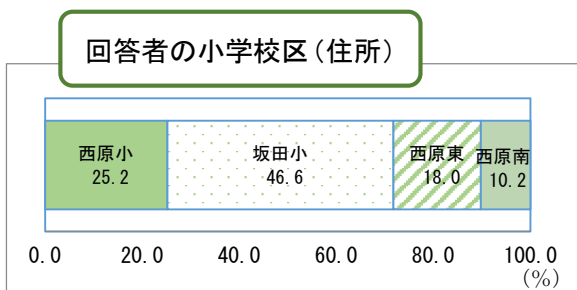
エ. 有効回収率

37.6%（有効回収件数：685件）

(2) 集計結果

☆住所や家族の状況について

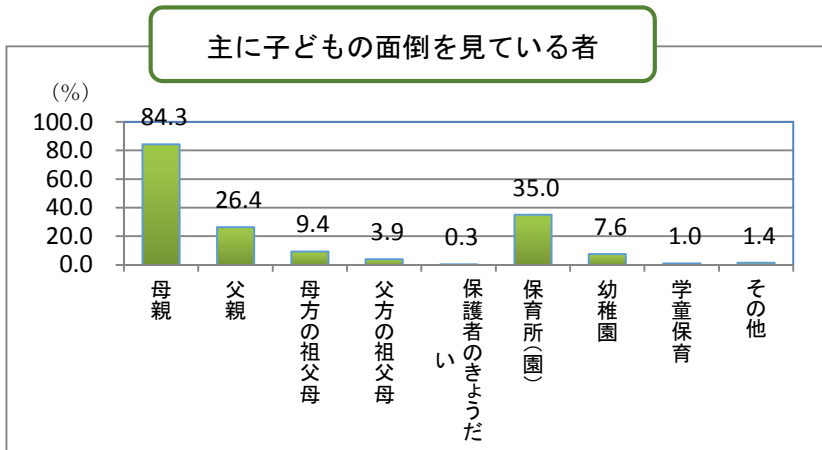
- ◆ 回答者の住所の小学校区¹¹は、坂田小が46.6%と最も高く、以下、「西原小」（25.2%）、「西原東小」（18.0%）、「西原南小」（10.2%）の順となっています。
- ◆ 回答者の家族構成は、「配偶者と子ども」が83.9割となっています。



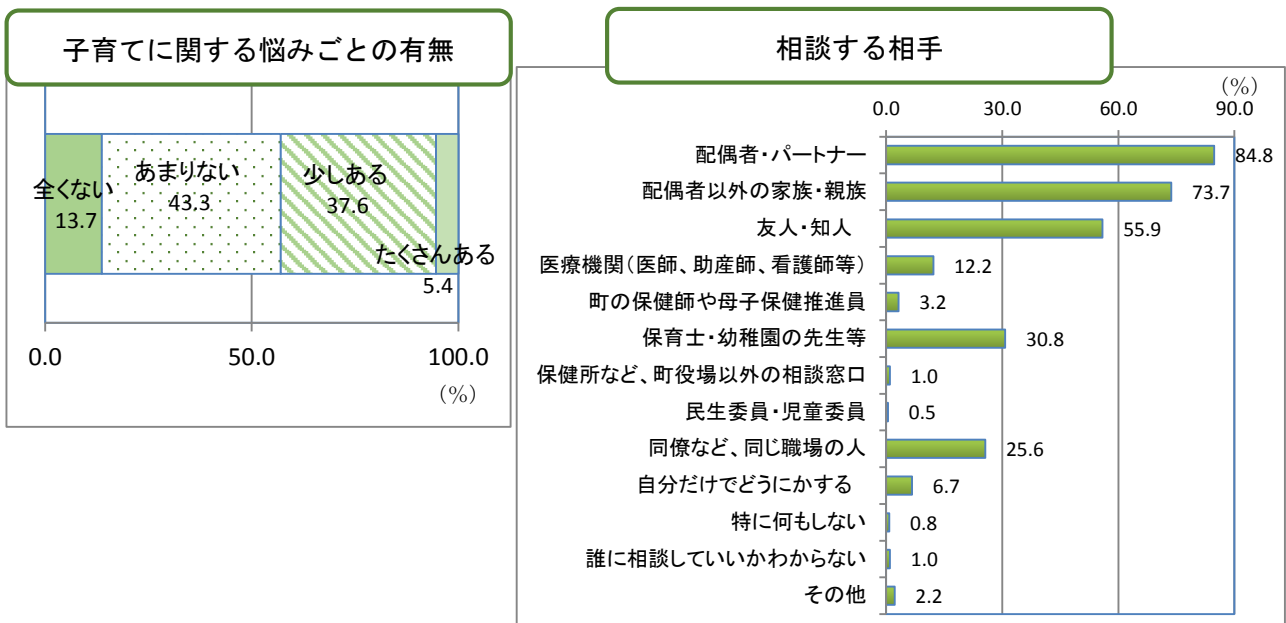
¹⁰ 平成19年4月2日～平成25年11月15日生まれ

¹¹ 小学校区は、「西原町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則」に準ずる。

- ◆ 小学校入学前の子どもを主に面倒をみているのは、「母親」が約 8.4 割と最も高いです。

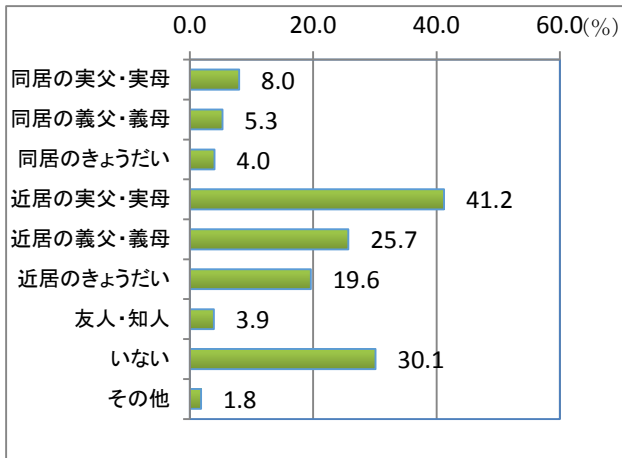


- ◆ 子育てについて、困りごとや心配、不安に思うことの有無について、「ある」(少しある: 37.6%、たくさんある: 5.4%) が約 4.3 割となっています。
- ◆ また、子育てに関する相談相手として、「配偶者・パートナー」が約 8.5 割と最も高いです。

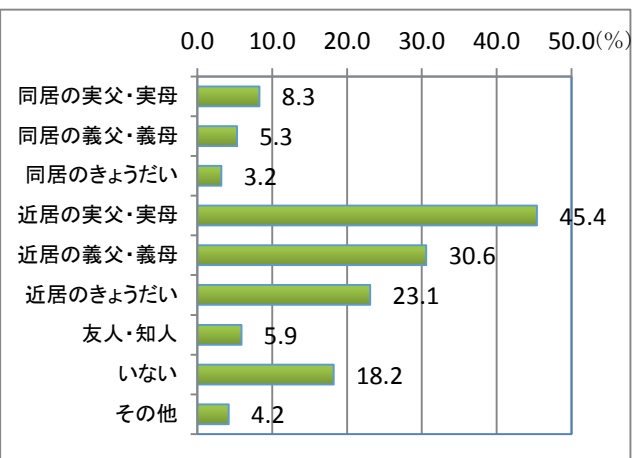


- ◆ 日常的に子どもを見てもらえる近居の友人・知人として、「近居の実父・実母」が 4.1 割と最も高く、「いない」が 3.0 割となっています。
- ◆ さらに、緊急の際に子どもを見てもらえる近居の友人・知人として、「近居の実父・実母」が 4.5 割と最も高く、「いない」が 1.8 割となっています。

日常的に子どもをみてもらえる者

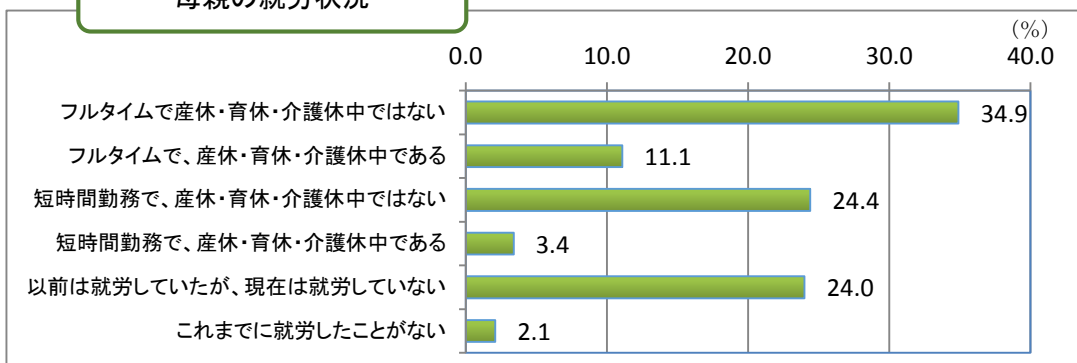


緊急時に子どもをみてもらえる者



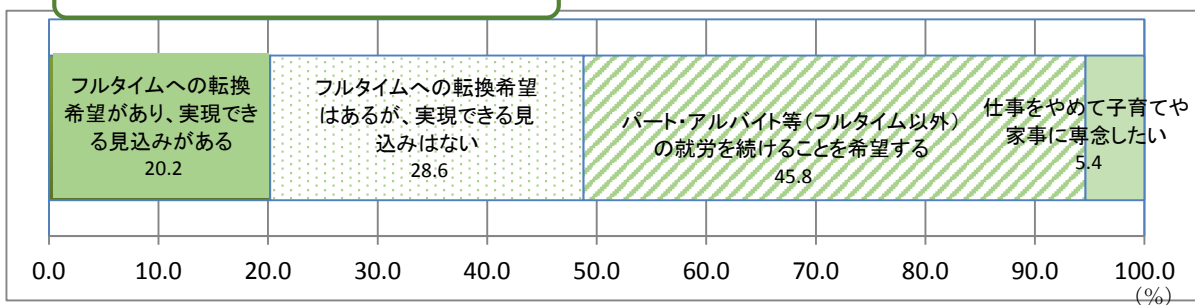
- ◆ 母親の就労状況は、「フルタイム」が3.5割と最も高く、以下、「短時間勤務」(2.4割)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(2.4割)となっています。

母親の就労状況

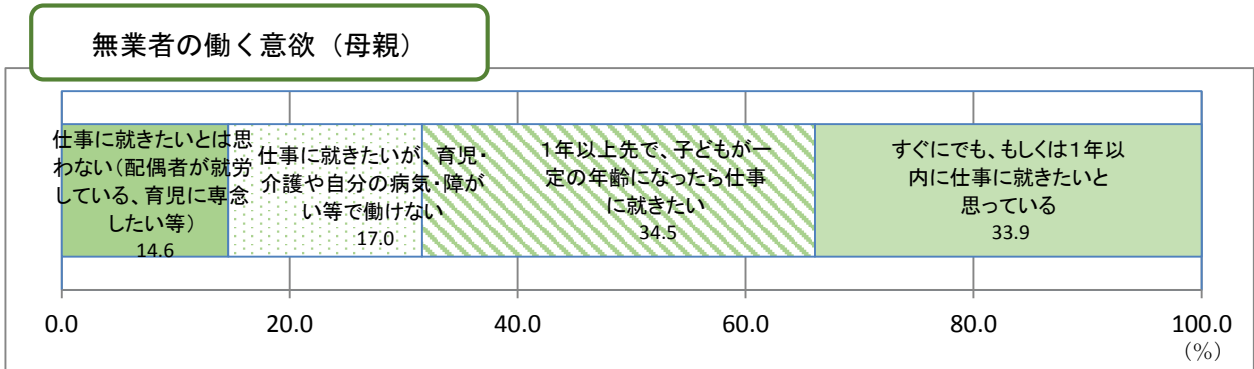


- ◆ 短時間勤務のものに、フルタイムへの転換希望の有無については、「短時間勤務を続けることを希望する」が4.6割と最も高いです。

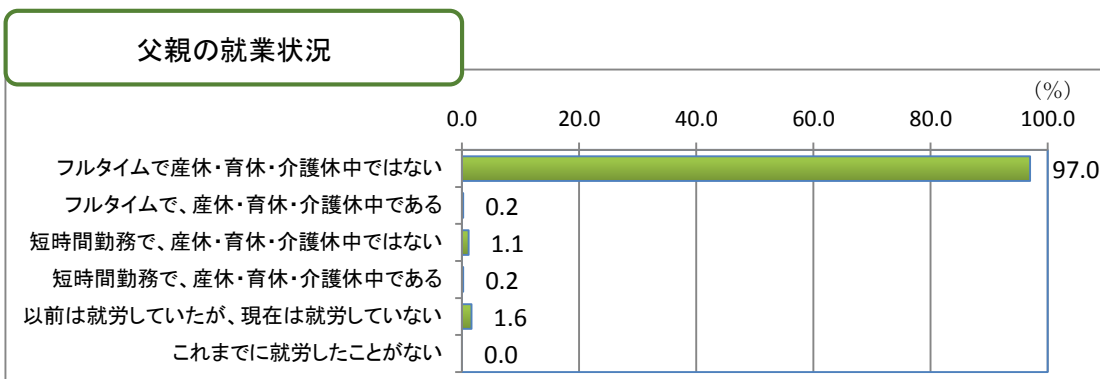
フルタイムへの転換希望（母親）



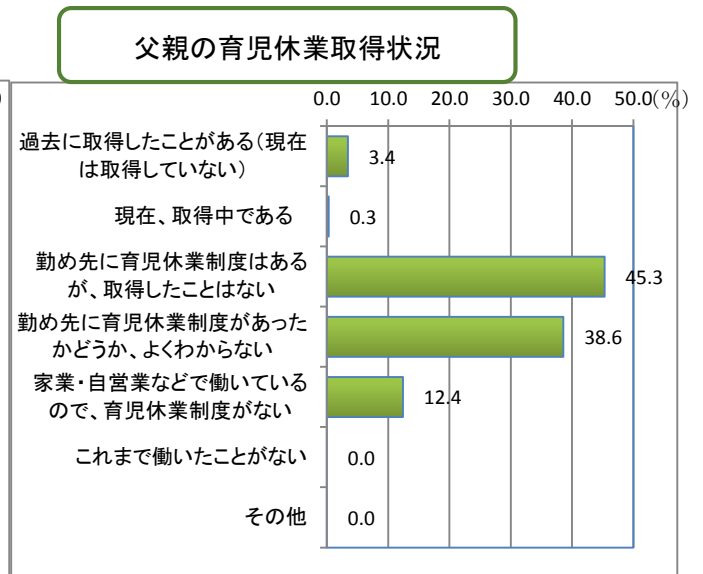
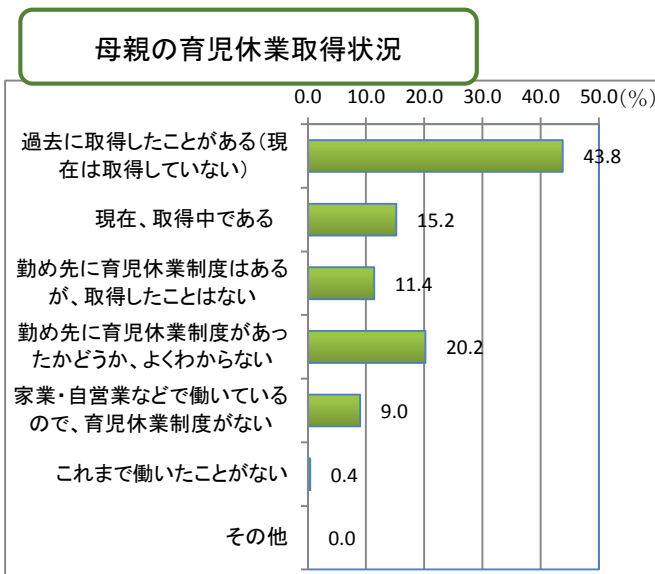
- ◆ 無業者を対象に働く意欲については、「いつかは働きたいと思っている」ものが約 6.8 割みられました。



- ◆ 父親の就労状況について、「フルタイム」が 9.7 割と最も高いです。



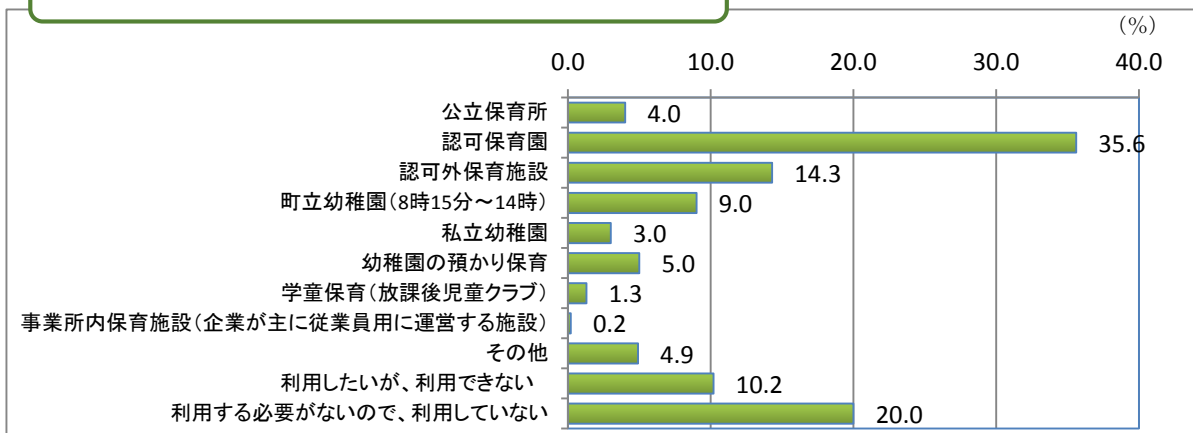
- ◆ 母親の育児休業取得状況について、「過去に取得したことがある」が 4.4 割と最も高いです。
- ◆ 一方、父親では、「勤め先に育児休業制度はあるが、取得したこととはない」が 4.5 割と最も高いです。



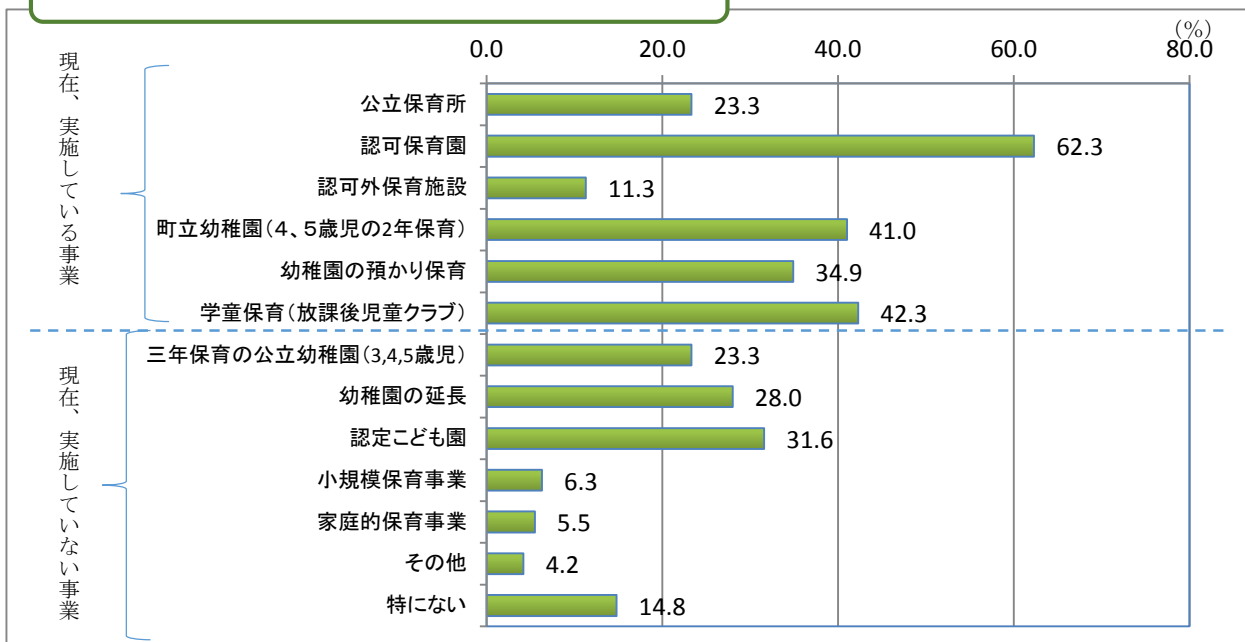
☆お子さんの平日の「教育・保育サービス」の利用状況について

- ◆ 小学校入学前の子どもが利用している定期的な教育・保育サービスの現在の利用状況について、「認可保育施設」が3.6割と最も高いです。
- ◆ また、今後の利用希望について、現在、本町で利用できる事業として「認可保育施設」が6.2割、「学童保育（放課後児童クラブ）」（4.2割）、「町立幼稚園（4,5歳児の2年保育）」（4.1割）が高くみられました。さらに、本町で利用できない事業としては「認定こども園」（3.2割）、「幼稚園の延長」（2.8割）が高いです。

現在の「定期的な教育・保育サービス」の利用状況

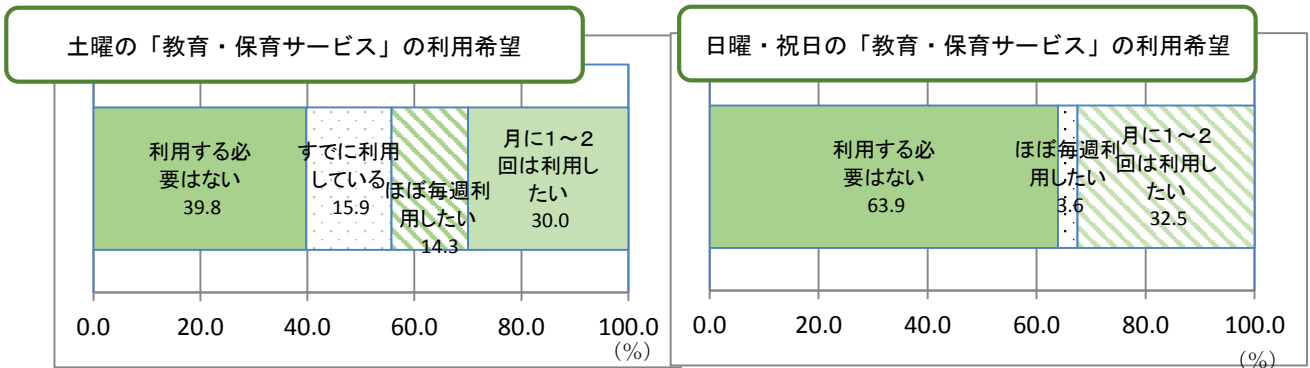


今後の「定期的な教育・保育サービス」の利用希望

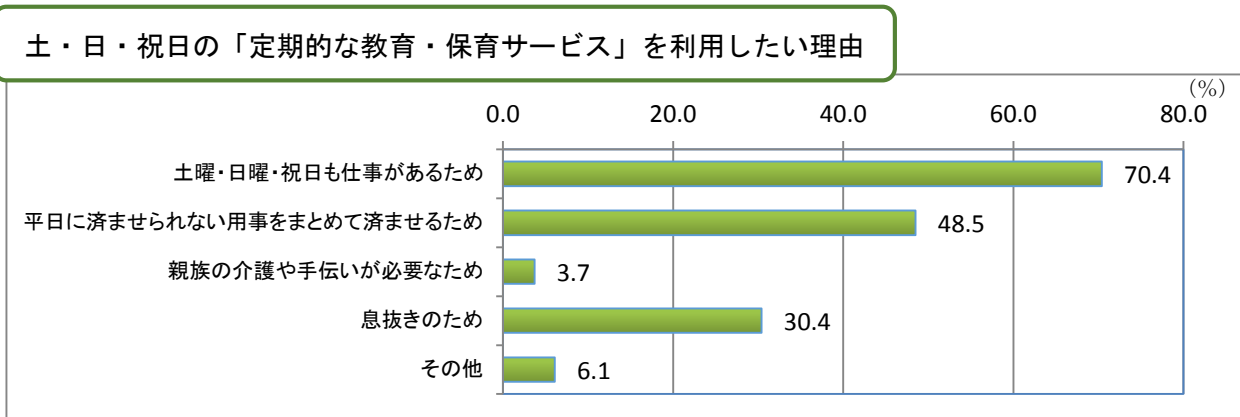


☆お子さんの土曜・日曜・祝日の「教育・保育サービス」利用希望について

- ◆ 土曜日の定期的な「教育・保育サービス」の利用希望について、利用している・していないに関わらず、何らかの形で「利用したい」が約6割でした。
- ◆ また、日曜日の定期的な「教育・保育サービス」の利用希望について、利用している・していないに関わらず、何らかの形で「利用したい」が約3.5割でした。



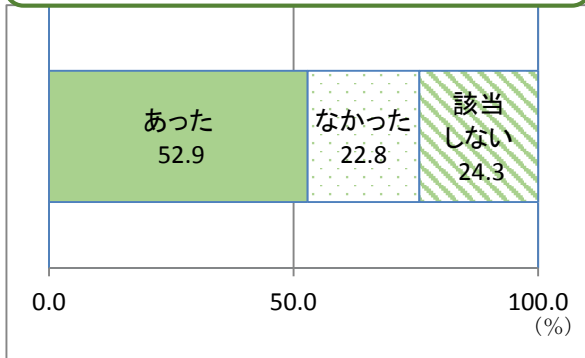
- ◆ 保護者が、土・日・祝日の「定期的な教育・保育サービスを利用したい」理由としては、「土曜・日曜・祝日も仕事があるため」が7割と最も高いです。



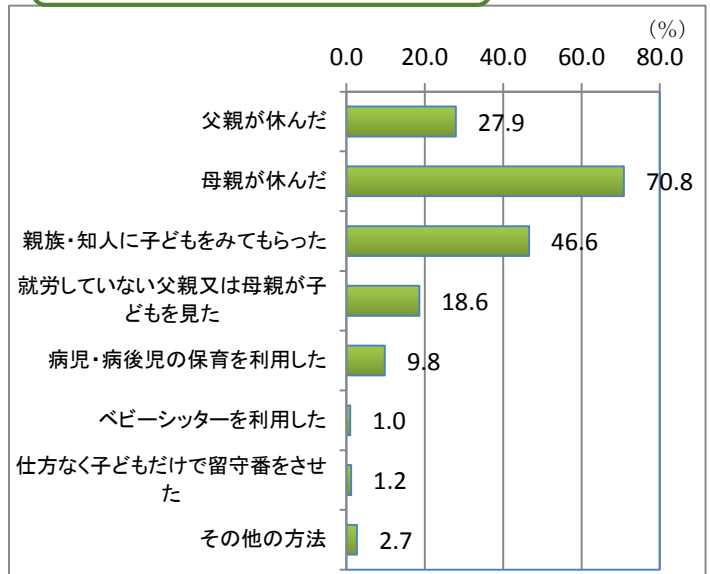
☆お子さんの病気の際の対応について

- ◆ 小学校入学前の子どもが、この1年間に、病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった事があったかどうかについて、「あった」が約5.3割でした。
- ◆ さらに、「あった」際の対処法として、「母親が休んだ」が約7割と最も高いです。

ケガや病気で「定期的な教育・保育サービス」を受けられなかったことの有無

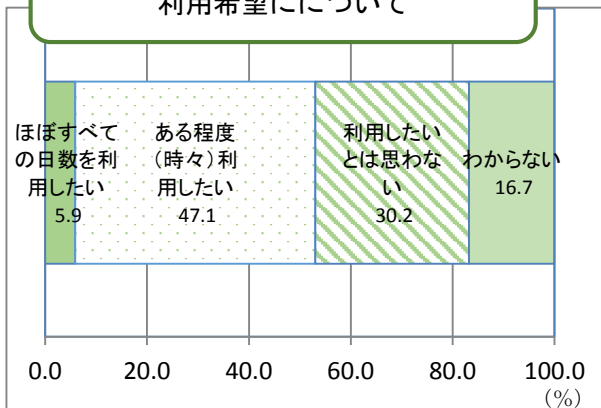


子どもが病気の際の対処方法

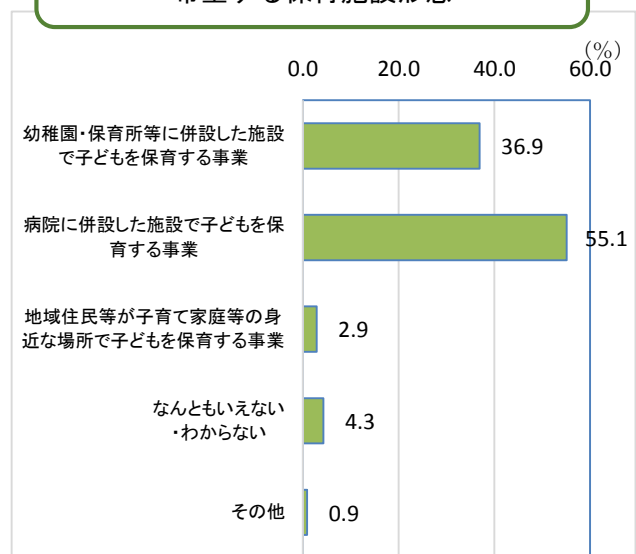


- ◆ 子どもが病気やケガをした場合の「病児・病後児のための保育施設の利用希望」について、「ある程度（時々）利用したい」が4.7割と最も高いです。
- ◆ 病児・病後児を預かる施設やサービスについて、「病院に併設した施設で子どもを保育する事業」が約5.5割と最も高いです。

病児・病後児のための保育施設の利用希望について

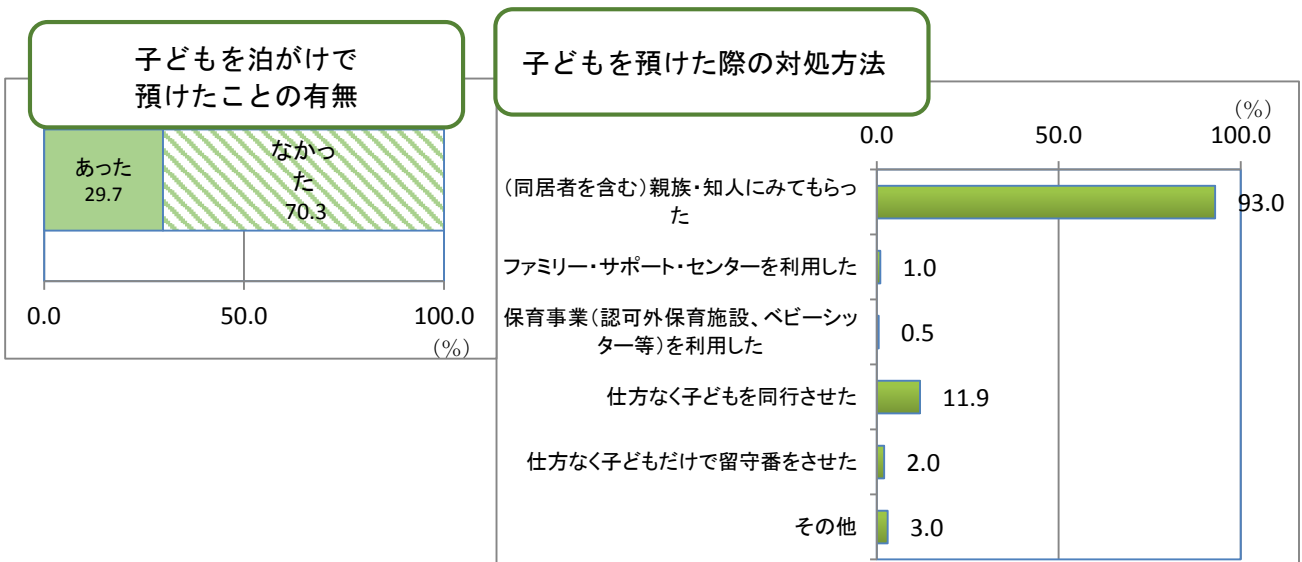


病児・病後児の希望する保育施設形態

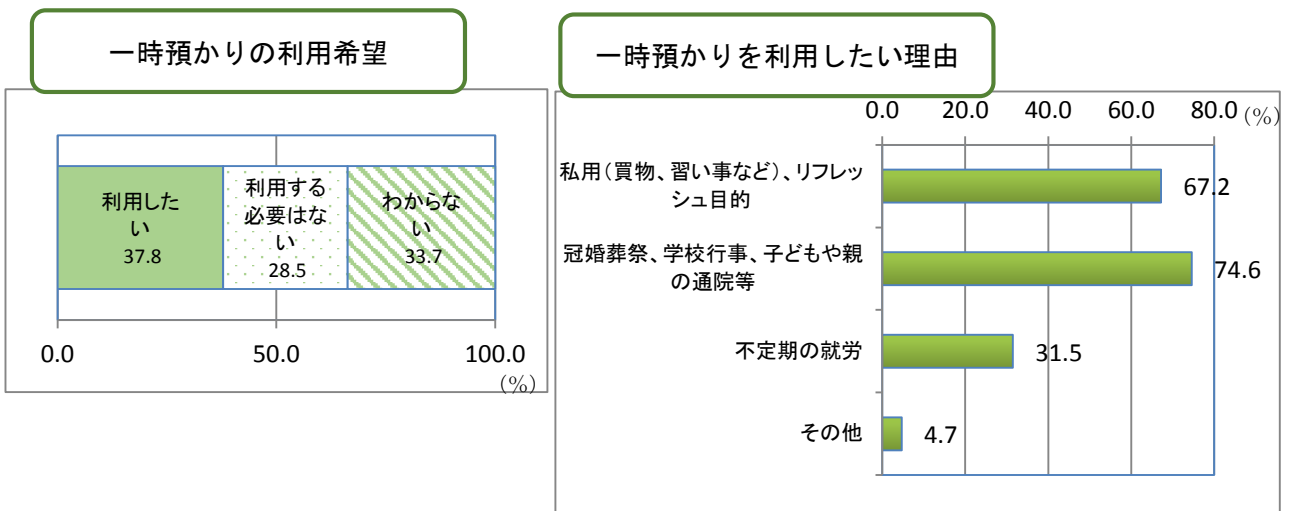


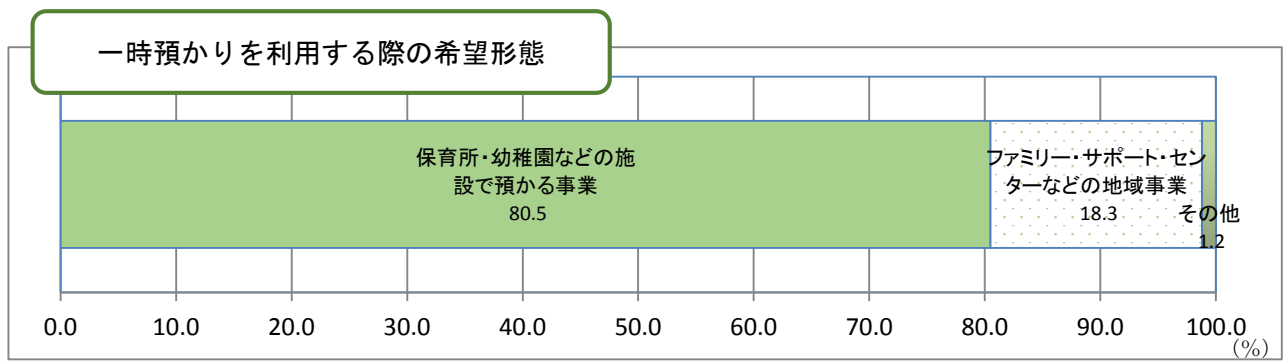
☆宿泊を伴う保育事業や、不定期の教育・保育事業について

- ◆ この1年間に、保護者の用事により、子どもを泊がけで預けたことがあったかどうかについて、「あった」が約3割でした。
- ◆ また、預けた際の対処法として、「(同居者を含む)親族・友人にみてもらった」が約9.3割と最も高いです。



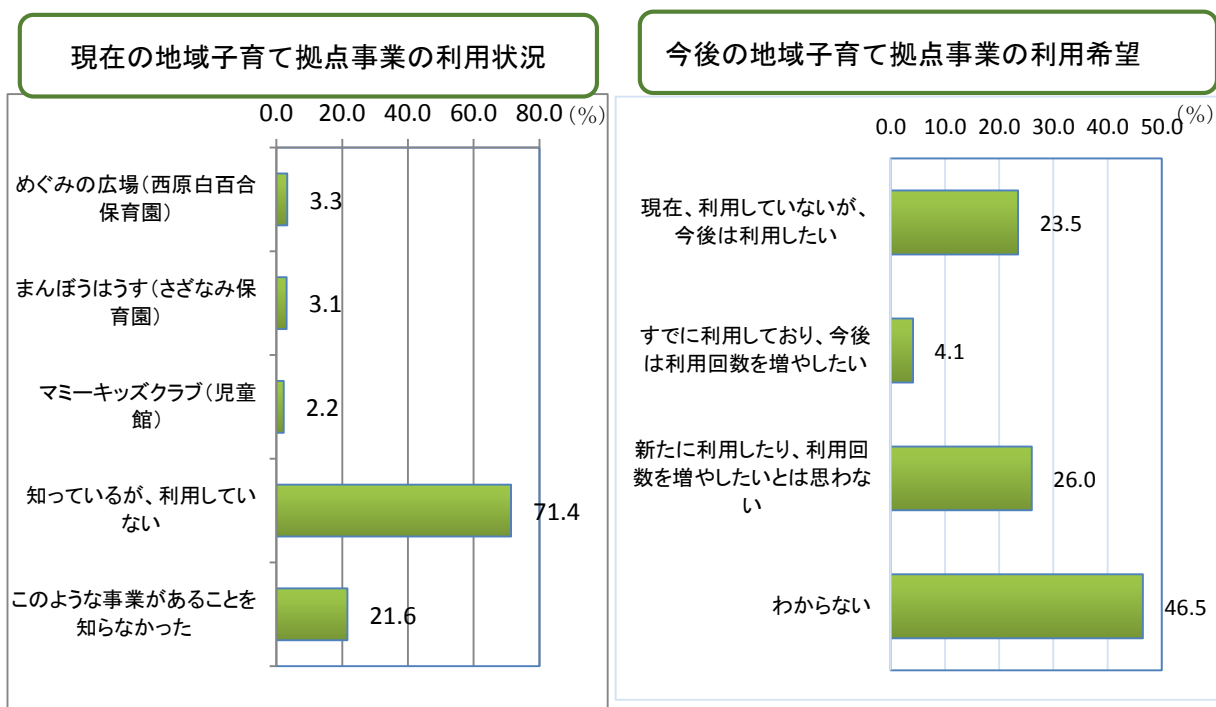
- ◆ 一時預かりの利用希望について、「利用したい」が約3.8割と最も高いです。
- ◆ また、一時預かりを利用したい理由については、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が約7.5割と最も高いです。
- ◆ さらに、一時預かりを利用したい形態としては、「保育・幼稚園などの施設で預かる事業」が約8割と最も高いです。





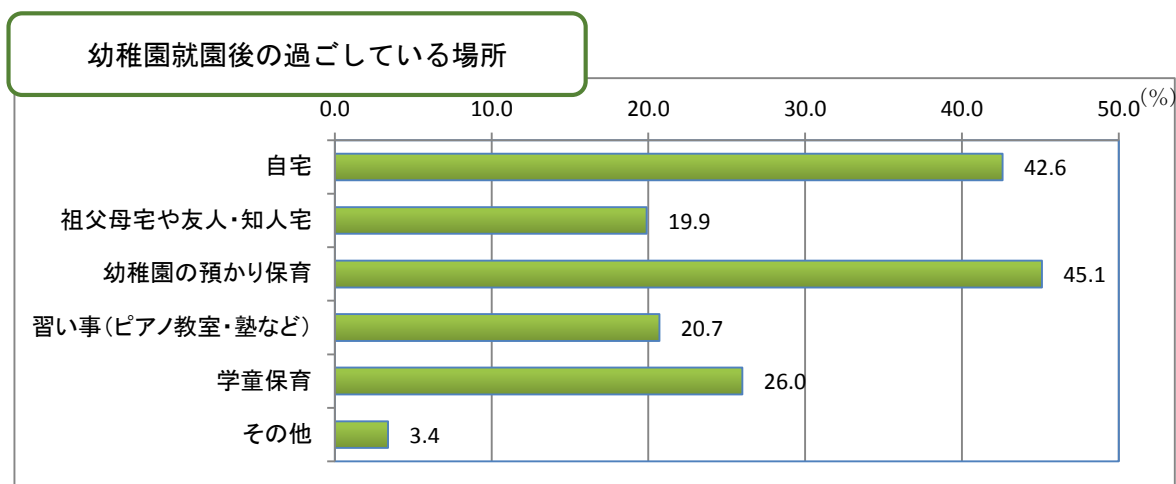
☆地域の子育て支援事業等の利用希望について

- ◆ 現在、地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「知っているが、利用していない」が約 7.1 割と最も高いです。
- ◆ さらに、今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望について、「わからない」の割合が約 4.7 割と最も高いです。

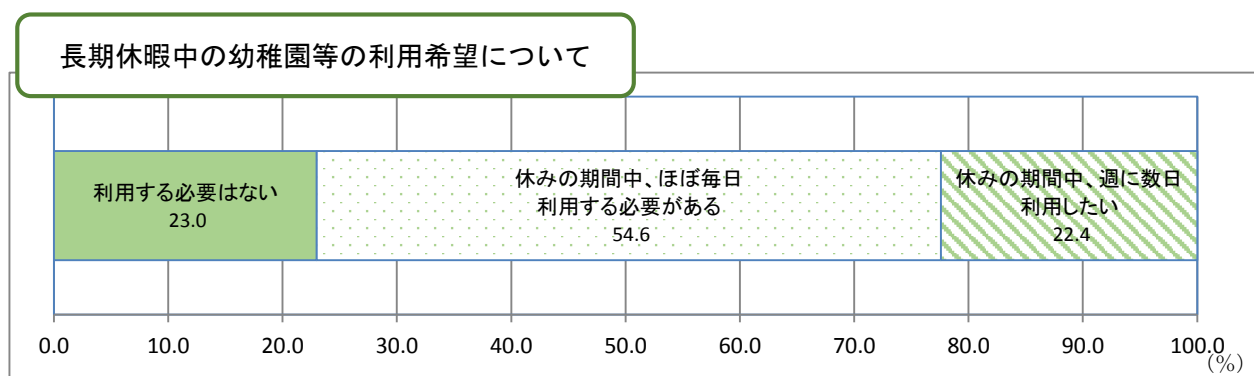


☆幼稚園就園後の希望等について

- ◆ 幼稚園就園後の子どもに過ごさせたい場所として、「幼稚園の預かり保育」が 4.5 割と最も高いです。



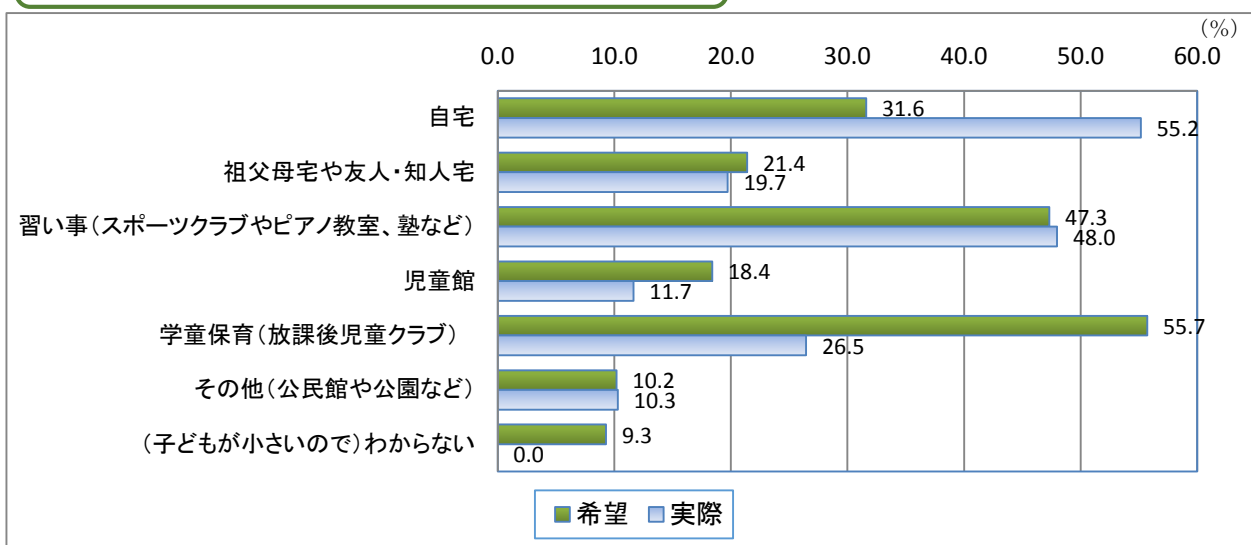
- ◆ 幼稚園の夏休み・冬休みなどの長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について、「利用したい」が約 7.7 割いました。



☆小学校入学後の現状と希望について

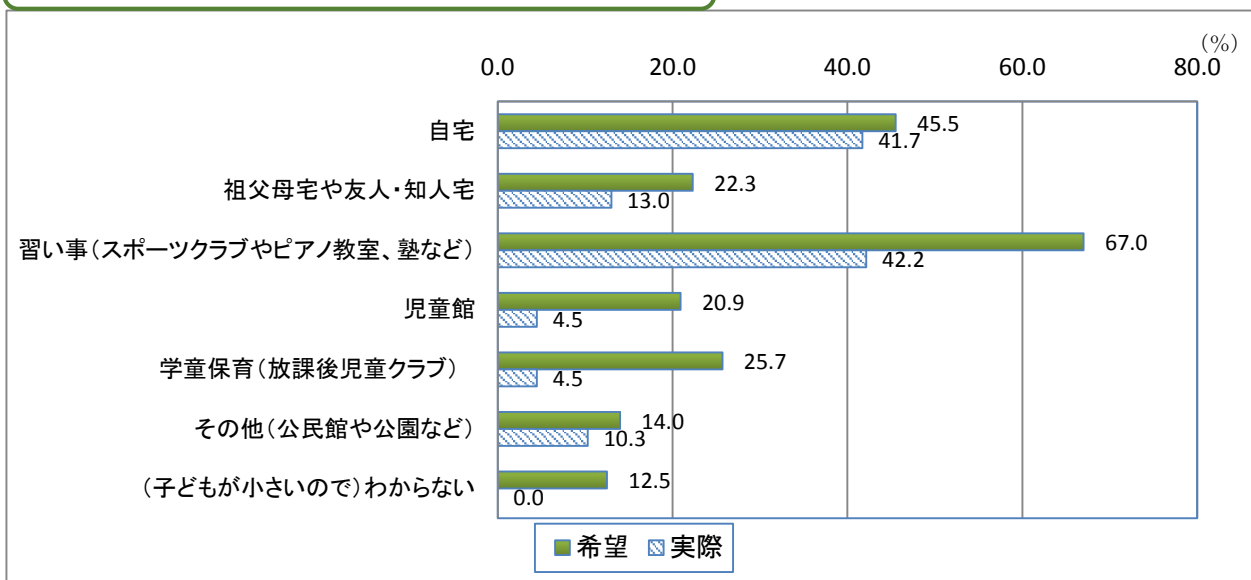
- ◆ 小学校低学年に、放課後に過ごさせたい場所として、「学童保育（放課後児童クラブ）」の割合が 5.6 割と最も高く、以下、「習い事」（4.7 割）、自宅（3.2 割）となっています。
- ◆ 一方、現在、過ごしている場所として、「自宅」が 5.5 割と最も高く、以下、「習いごと」（4.8 割）、「学童保育（放課後児童クラブ）」（2.6 割）となっています。

放課後に過ごさせたい場所の希望と実際（低学年）



- ◆ 小学校高学年に、放課後に過ごさせたい場所として、「習い事」の割合が6.7割と最も高く、以下、「学童保育（放課後児童クラブ）」（2.6割）となっています。
- ◆ 一方、現在、過ごしている場所として、「習い事」が4.2割と最も高く、以下、「自宅」（4.2割）となっています。

放課後に過ごさせたい場所の希望と実際（高学年）



5 「放課後の過ごし方アンケート調査」の分析結果

(1) 調査概要

ア. 調査目的

小学生の「放課後」、「土・日・祝日、長期休み」の過ごし方を現状把握し、さらに新たなニーズの確認し、本町の子ども・子育て支援制度事業計画の策定に反映することを目的とする。

イ. 実施期間

平成 26 年 3 月 4 日～平成 26 年 3 月 14 日

ウ. 調査対象

町内の各小学校の各学年につき 1 クラスを抽出し、対象クラスの全児童の保護者を対象とする（各学年の 1 組）。

配布総数 766 件

（西原南小：187 件、西原東小：194 件、西原小：192 件、坂田小：193 件）

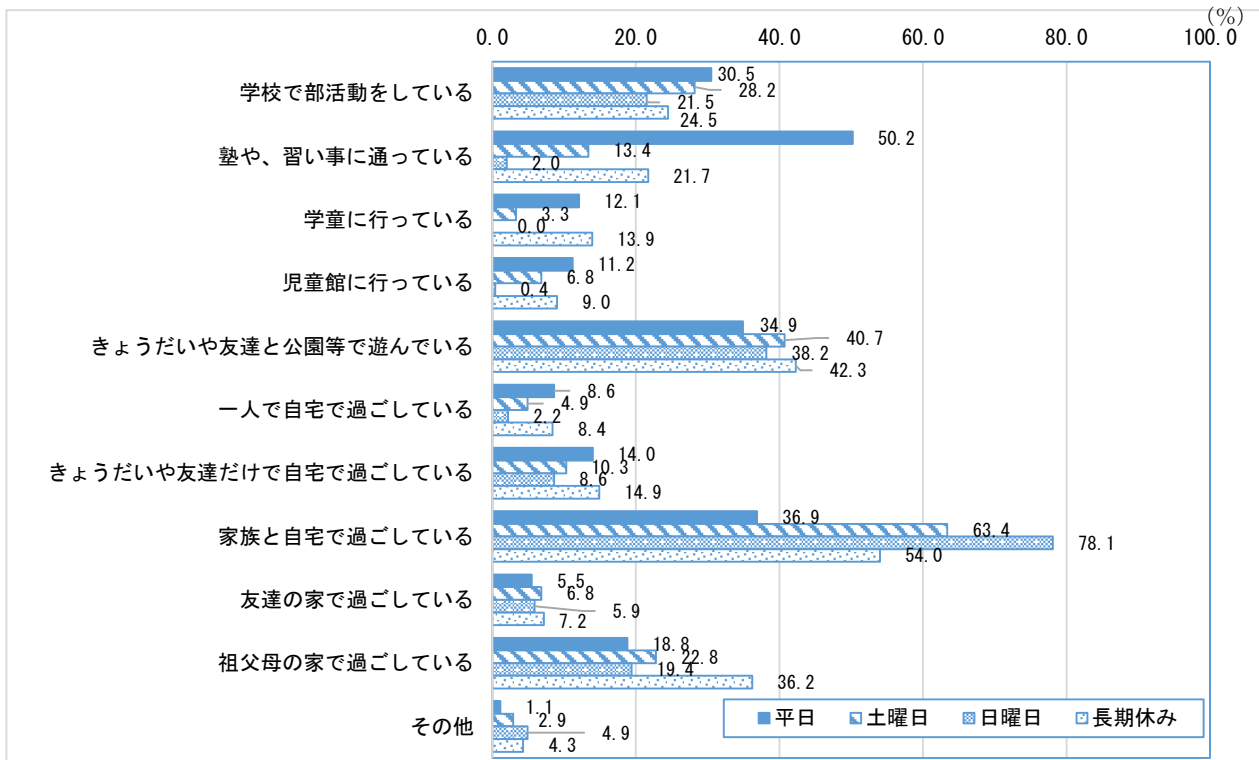
エ. 有効回収率

回収総件数は 551 件で、回収率は 71.9%となっている。

(2) 集計結果

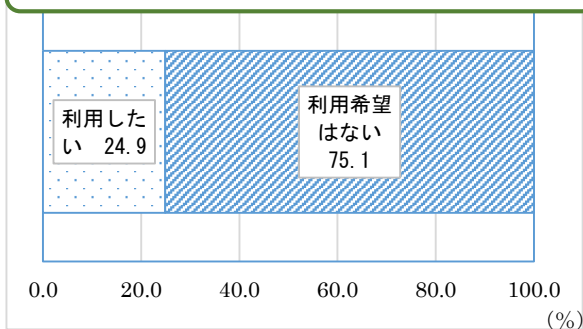
- ◆ 子どもが放課後過ごしている場所として、「塾や、習い事に通っている」が 50.2%と最も高く、次に、「家族と自宅で過ごしている」（36.9%）、「きょうだいや友達と公園で遊んでいる」（34.9%）となっています。
- ◆ 土曜日では、「家族と自宅で過ごしている」が 63.4%と最も高く、次に、「きょうだいや友達と公園等で遊んでいる」（40.7%）、「学校で部活動をしている」（28.2%）となっています。
- ◆ 日曜日では、「家族と自宅で過ごしている」が 78.1%と最も高く、次に、「きょうだいや友達と公園等で過ごしている」（38.2%）、「学校で部活動をしている」（21.5%）となっています。
- ◆ 長期の休み（夏休みなど）では、「家族と自宅で過ごしている」が 54.0%と最も高く、次に、「きょうだいや友達と公園等で遊んでいる」（42.3%）、「祖父母の家で過ごしている」（36.2%）となっています。

子どもが放課後、土・日・祝日、長期休みに過ごしている場所

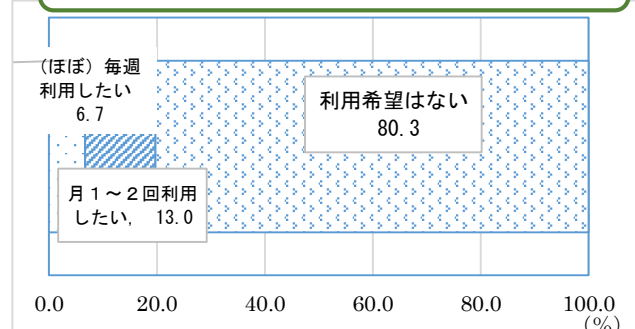


- ◆ 平日放課後の学童保育の利用希望について、「利用したい」が 24.9%。「利用希望はない」が 75.1%となっています。
- ◆ また、土曜日の学童保育の利用希望について、「利用希望はない」が 80.3%と最も高く、次に、「月 1～2 回利用したい」(13.0%)、「(ほぼ) 毎週利用したい」(6.7%) となっています。

平日放課後の学童保育の利用希望について

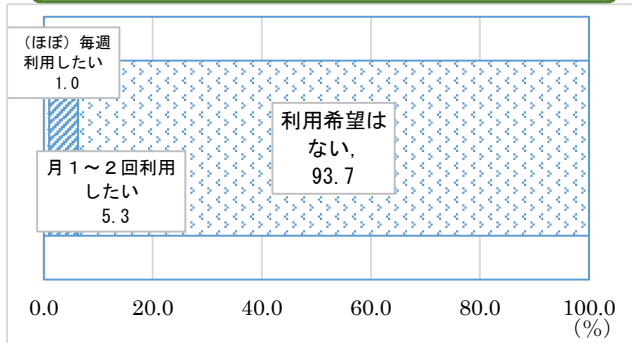


土曜日の学童保育の利用希望について

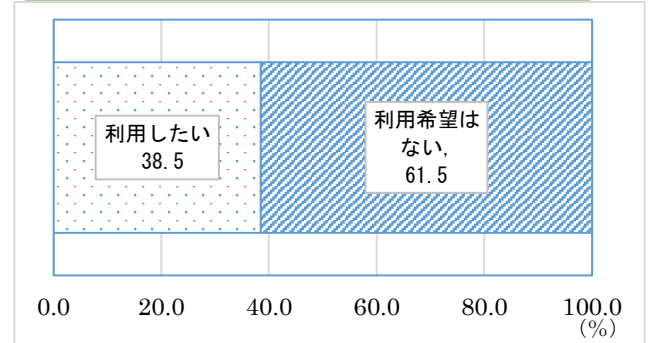


- ◆ 日曜日の学童保育の利用希望について、「利用希望はない」が 93.7%と最も高く、次に、「月 1～2 回利用したい」(5.3%)、「(ほぼ) 毎週利用したい」(1.0%) となっています。
- ◆ 長期休みの学童保育の利用希望について、「利用したい」が 38.5%、「利用希望はない」が 61.5% となっています。

日曜日の学童保育の利用希望について

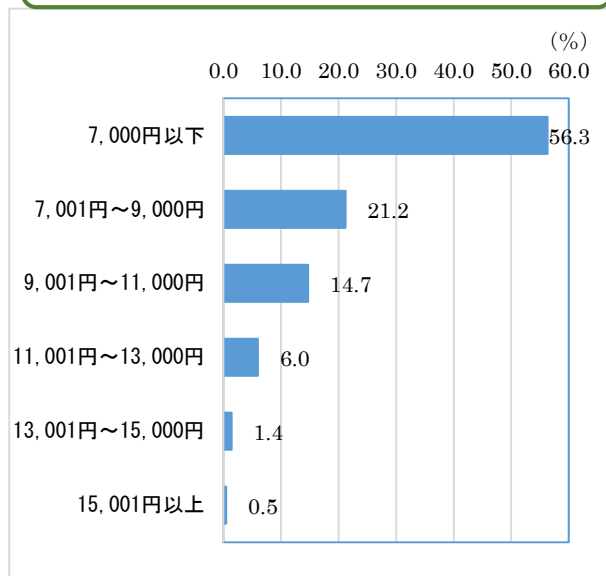


長期休みの学童保育の利用希望について

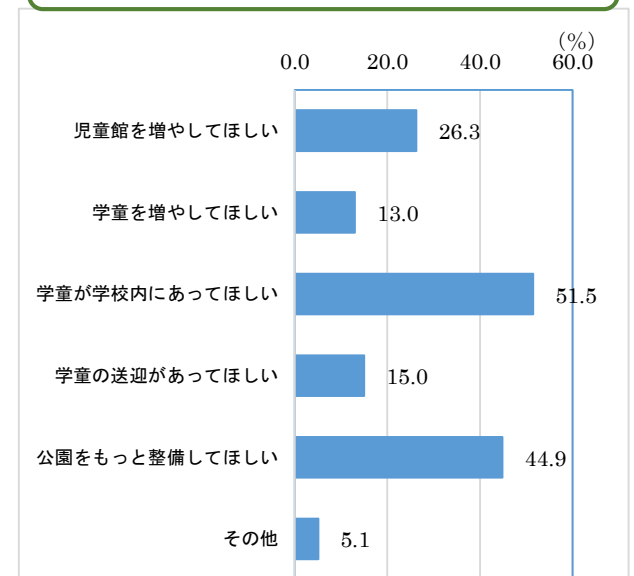


- ◆ 学童保育の利用料金における、希望する毎月の毎度額について、「7,000円以下」が56.3%と最も高く、次に、「7,001円～9,000円」(21.2%)、「9,001円～11,000円」(14.7%)となっています。
- ◆ また、放課後の過ごし方に関連した希望・要望では、「学童が学校内にあってほしい」が51.5%と最も高く、次に、「公園をもっと整備してほしい」(44.9%)、「児童館を増やしてほしい」(26.3%)となっています。

利用料金の毎月の限度額（希望）



放課後の過ごし方に関連した要望等



6 地域と連携した子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) 調査概要

ア. 調査目的

公民館及び地域自治会事務所の利用について現状を確認し、「西原町 子ども・子育て支援制度事業計画」の策定に反映することを目的とする。

イ. 実施期間

平成 26 年 11 月 17 日～平成 26 年 12 月 1 日

ウ. 調査対象

西原町の公民館長及び自治会長を対象とする（配布総数：32 件）

エ. 有効回収率

回収総件数は 29 件で、回収率は 90.6%となっている。

(2) 集計結果

- 日頃、子ども（主に幼稚園児や小学生）が自治会事務所に遊びにくることについて、「ほとんど来ない」が 34.5%と最も高く、以下、「ときどき来る」（31.0%）、「無回答」（17.2%）、「ほぼ毎日来る」（13.8%）となっています。
- 「あまり来ない」、「ほとんど来ない」と回答した人を対象に、自治会事務所に子どもが来ない理由として考えられることについて、「遊ぶ子どもを見守る大人が常駐していない」が 72.7%と最も高く、以下、「子どもが遊べるスペースがない」（27.3%）となっています。
- 地域の自治会事務所等を活用した地域と連携した子育て支援の考え方について、放課後の遊び場として自治会事務所の解放では、「すでに実施している」が 31.0%と最も高く、以下、「なんともいえない」（27.6%）、「実施を検討している」（13.8%）となっています。
- 放課後児童クラブ（学童保育）へのスペースの貸出では、「なんともいえない」が 37.9%と最も高く、以下、「実施は難しい」（27.6%）、「実施を検討している」（6.9%）となっています。
- 自由意見の記述では、「現状として、宿題や読書をする場の居場所として提供をしているが、対応する大人がいない」、「呼びかけたが集まらず、地域のボランティアも得られない」、「子育て支援より、高齢の方でいっぱい」などの課題も見られました。



第3章

次世代育成支援行動計画の評価



1. 施策評価の方法とその状況
2. 事業別の評価

第3章 次世代育成支援行動計画の評価

1 施策評価の方法とその状況

各事業に関連する担当課へアンケート・ヒアリングを行いました（平成26年7月）。

次世代育成支援行動計画（後期）の総事業数は105あり、基本目標別評価の総括は次の通りです。

図表3 1 次世代育成支援行動計画（後期）の総括

基本目標	施策の方向性	現状評価・実施状況		
				
		順調	課題あり	未実施
1 地域における子育て支援	1 保育サービスの充実（7事業）	1	6	0
	2 子育て支援サービスの充実（12事業）	1	9	2
	3 子育て支援ネットワークづくり（2事業）	0	1	1
2 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康確保（15事業）	0	15	0
	2 食育の推進（6事業）	0	5	1
	3 思春期保健対策の充実（4事業）	0	4	0
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進（22事業）	1	21	0
	2 家庭や地域の教育力の向上（5事業）	0	5	0
4 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 仕事と子育ての両立の推進（3事業）	0	3	0
	2 男女共同参画社会の実現（3事業）	0	3	0
5 子ども達の安全確保	1 道路交通環境整備と交通安全教育の推進（3事業）	1	2	0
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（4事業）	0	4	0
	3 安心して外出できる環境の整備（4事業）	0	4	0
6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	1 要保護児童対策の充実（3事業）	0	3	0
	2 障がい児施策の充実（9事業）	0	8	1
	3 ひとり親家庭等の自立支援の推進（3事業）	0	3	0
総計		4	95	6
構成比（％）		3.8%	90.4%	5.7%

2 事業別の評価

基本目標 1 地域における子育て支援

1. 保育サービスの充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.待機児童解消対策 検討会議の推進 【福祉課】	保育が必要な児童の受け入れ体制の整備について様々な方策を検討し、必要な対策を講じる。	継続	定員	—	60	30	10		認可外保育や保育ママの活用について調査検討を行う。
2.通常保育事業の拡充 【福祉課】	「待機児童解消対策検討会議」と連動して、保育所（園）の定員増や認可外保育士施設の認可等様々な方策により受け入れ枠の拡大を図る。	継続	定員	790	880	940	970		待機児童大多数を占める3歳児未満の解消の取り組みが必要。
3.家庭的保育事業の実施 【福祉課】	保育士又は看護師の資格を有する保育者の居宅において、少人数の低年齢児（主として3歳未満児）を保育する家庭的保育事業について財源確保と合わせて検討する。	新規	充実	—	—	—	—		事業所の安全確保や財源確保等の問題を検討し、先進地研究等の取り組みが必要。
4.延長保育事業の充実 【福祉課】	各保育所（園）の利用状況を把握し、利用者の適切な受け入れを指導するとともに、必要に応じて時間延長について検討する。	継続	利用者 延数	9,732	10,291	11,676	13,422		特に課題なし
5.保育の質の向上 【福祉課】	保育所（園）職員に対する研修の充実、保育支援、地域交流活動の充実を図る。また保育所（園）の運営に関して、自己評価・外部評価の実施を検討する。	継続	充実	—	—	—	—		先進事例を検証し、充実を図り、自己・外部評価を検討する。
6.認可外保育施設への支援の推進 【福祉課】	県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費、行事費等について助成する。	継続	充実	—	—	—	—		補助事業の継続、拡大を進める必要がある。
7.幼稚園の預かり保育の充実 【学校教育課、福祉課】	預かり保育の待機を解消するため、保育スペースの拡大や人員体制の強化を進める。	継続	保育人 数	211	221	198	202		預かり保育質を確保し、保育内容の充実を図る。

2 子育て支援サービスの充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.休日保育の検討 【福祉課】	休日に保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童を保育所で保育するための休日保育の実施に向けて検討。	新規	—	—	—	—	—		実施に向けて検討する。
2.病後児保育の推進 【福祉課】	運営費等、諸課題の解消のため広域的に利用可能な体制を構築し、制度変更に伴う体制等を整備しながら事業を実施。	継続	利用者 延数	260	341	367	444		平成 22 年度から西原町・与那原町・中城村で広域実施。利用しやすいよう届出体制を整備し、周知を継続する。
3.放課後児童健全育成事業の推進 【福祉課、学校教育課、生涯学習課】	情報提供や研修等の支援を行うとともに、各学童クラブの活動状況について意見交換を行う場を確保、活動の充実を支援。	継続	充実	—	—	—	—		町との学童連絡協議会が意見交換の場を設けている。学童の運営安定のためにも補助体制の充実や、学童への支援を続ける。
			補助 学童	6	6	7	8		
4.放課後児童の居場所作りの推進 【福祉課、生涯学習課、学校教育課】	放課後児童の活動を支えるグループを支援するとともに、地域の関係団体等と連携した放課後児童の居場所作りを推進。	新規	—	—	—	—	—		予算確保と連携体制構築が必要
5.一時預かり事業の推進 【福祉課】	事業実施施設と調整しながら多くの保護者が適切に利用できるよう、随時利用状況を把握し、利用規準に則した適性利用を推進。	継続	利用児童	1,284	1,779	1,555	1,390		認可園創設時等に合わせ一時預かり施設を併設できるよう調整を進め、施設数の増を図る。
6.地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センターの）充実 【福祉課】	子育て支援センターを 2 か所増設予定。必要に応じて「西原町子育て支援ネットワーク会議」や関係機関・団体と連携した支援を行い、子育て支援機能の充実を図る。	継続	利用者 数	8,143	7,462	5,139	5,671		認可園創設時等に合わせ一時預かり施設を併設できるよう調整を進め、施設数の増を図る。
7.ファミリー・サポート・センターの設置 【福祉課、産業課】	広域的な視野から、整備済みのファミリーサポートセンターの適切な事業実施を推進する。	新規	充実	—	—	—	—		サポーターの資質向上、充実を図り、助成範囲を拡大する必要がある。
			利用者 数	—	—	203	246		
8.児童館活動の充実 【福祉課】	児童が放課後も健全に安心して過ごせる場として、子ども達にとって魅力ある活動を推進。指導員研修の充実や地域に関わった親しみやすい児童館づくりを進める。	継続	充実	—	—	—	—		マミーキッズや地域対象講座を継続的に運営。民生児童員やボランティアを安定化し、家庭や学校との連携を推進する。
			利用者 数	46,974	45,107	43,772	46,182		
9.中央公民館の活動の充実及び利用促進 【生涯学習課】	子ども達のサークル活動の育成支援。家庭や学校と連携して公民館の周知、利用促進、子ども達の意見を取り入れた講座等の開催する。	新規	充実	実施中	実施中	実施中	実施中		講座の選定等さらなる充実発展を目指す。
10.図書館子育て支援活動の推進 【生涯学習課】	図書館を親子で気軽に訪れることができ、読み聞かせ等を通して、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子が楽しく過ごせる子育て支援の場づくりを推進する。	継続	充実	実施中	実施中	実施中	実施中		ボランティア活用の幅を広げ、親子が利用しやすい環境づくりを目指す。
11.子育て情報の提供の充実 【福祉課】	出産・育児、子育てに関わりのある関係課や施設及び関係団体等による情報提供を行うとともに、「子育てガイドブック」や町のホームページ等内容の充実を図る。	継続	充実	実施中	実施中	実施中	実施中		「子育てガイドブック」の充実や、HP 活用、「さわふじプラン」の周知強化を行う。また、関係課の連携と男性目線の子育て情報を発信を検討する。
12.児童手当の支給 【福祉課】	家庭における子育ての経済的な支援の充実を目的とした子ども手当は、平成 24 年度より、児童手当として支給している。	新規	対象者 数	56,568	67,985	67,922	66,885		引き続き、事務執行体制を確保する。

3 子育て支援ネットワークづくり

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.西原町子育て支援ネットワーク会議の推進 【福祉課、学校教育課、生涯学習課、産業課】	定期的に会議を開催し、関係課及び保育所（園）等施設との情報交換を行うことにより、それぞれの取り組みや地域の課題を共有し、連携・協力体制を密にする。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	制度改革等を踏まえ、会の持ち方を検討し、充実を図る。
2.西原町子育て支援地域連絡会（仮称）の設置 【福祉課、学校教育課、生涯学習課、産業課】	グループや団体等の情報交換を通して交流を深め、それぞれの活動において連携・協力を図る。	新規	—	—	—	—	—	 未実施	現在、連携体制が未構築であり、早急な検討が必要。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児期等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康確保

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.親子健康手帳の交付時の指導 【福祉課】	親子健康手帳の交付時に、保健師及び栄養士による面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や食生活、飲酒、喫煙等生活習慣を踏まえた妊娠中の健康管理についての指導を行う。	継続	親子健康手帳発行件数	419	423	372	381	 課題有	ハイリスク妊婦は地区担当保健師と情報共有し支援につなげる。よりきめ細やかな支援の検討を行う必要がある。
2.妊婦健康診査の推進 【福祉課】	妊婦健診の費用を公費助成する。ハイリスク妊婦等においては、医療機関と連携した支援を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	若年・ハイリスク妊婦は地区担当保健師と情報共有し支援につなげる。親子健康手帳交付者の妊婦健診受診状況の把握が必要。
3.妊婦訪問指導の推進 【福祉課】	ハイリスク妊婦を優先的に訪問し、安心して出産を迎えられるよう、必要に応じて関係機関等と連携した相談指導の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	若年・ハイリスク妊婦は保健師と情報共有し支援につなげる。現状は、妊娠中の訪問対象者が少なく、適切な支援強化が必要。
4.新生児訪問指導の推進 【福祉課】	母親の育児に対する心構えや健康管理、相談及び新生児の発育、栄養、疾病予防など母子の健康管理について、必要な指導・助言を行う。	継続	実績件数	67	86	124	107	 課題有	出生数に対する実績が3割程度と低く、引き続き訪問推奨を行う。
5.乳児訪問指導の推進 【福祉課】	虐待防止や障がい早期発見に努め、健康管理の必要性が高い母親のいる家庭を優先して訪問、乳児の発育や母親の産後の健康状態を把握し、必要な助言・指導を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	関係機関以外からの情報確保が難しく、課題である。
6.こにちは赤ちゃん事業の推進 【福祉課】	保護者の不安や悩み及び養育環境を把握し、子育てに必要な情報の提供を行い、支援が必要な家庭には適切なサービス提供に結びつける。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	訪問拒否や不在世帯のリストを作成し、引き続き世帯状況の把握に努める。

1 子どもや母親の健康確保

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
7.乳幼児健康診査の 充実 【福祉課】	健診の重要性を広報紙やホームページ等で周知し、個別通知により健診案内を行う。新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん事業等でも受診勧奨を行い、未受診者には母子保健推進員及び保健師による受診勧奨を行う。	継続	乳児一般	85.1	86.9	89.6	87.5		受診率の向上を図る必要がある。
			1歳半	87.9	86.6	90.8	91.0		
			3歳	81	84	92.1	87.0		
8.むし歯予防対策の 充実 【福祉課】	各種広報手段の活用や保育所（園）等と連携した歯の健康管理の意識啓発を強化。歯科健診では相談充実に回り、フッ素塗布の普及啓発を図る。	継続	充実	—	—	—	—		指導強化と情報提供、また保育園や幼稚園との連携による取り組みを検討する必要がある。
9.予防接種率の向上 【福祉課、学校教育課】	各種保健事業や広報や通知等により予防接種の周知と接種勧奨を行うほか、保育所（園）、幼稚園等に接種呼びかけを行う。また乳幼児健診や就学時健診で未接種児の保護者への接種勧奨する。	継続	接種率%						各種保健事業の機会や広報の紙面を利用して情報発信をしている。転入者の支援の接種履歴の把握方法を検討。また、保育所・幼稚園と連携と連携をとり、接種勧奨に努める。
			BCG	95.0	93.2	94.4	85.8		
			MR 1期	102.4	91.0	94.1	89.7		
			DT	88.6	80.2	93.0	82.7		
10.予防接種被害調査委員会の推進 【福祉課】	引き続き年1回「予防接種被害調査委員会」を開催し、本町の予防接種の被害について調査するほか、予防接種率の向上や知識の普及啓発について検討する。	継続	充実	—	—	—	—		副反応報告の無い場合の実施の有無検討。
11.ベビースクールの 充実 【福祉課】	4～6ヶ月児の保護者を対象に、離乳食実習やベビーマッサージ等教室を実施し、育児に関する知識や情報提供を行い、育児不安の解消を図る。	継続	充実	—	—	—	—		年に6回実施している。 離乳食実習では託児が多くなることもあり、実施方法を検討する必要がある。
12.母子保健推進員の 活動の充実 【福祉課】	研修、実務を通して、また意見交換会等を開催することで推進員の資質向上を図る。募集案内のほか地域の関係機関・団体等と連携し、人員の確保に努める。	継続	充実	—	—	—	—		母子保健推進員をサポートしていく必要がある。
			推進員数	22	22	22	20		
13.乳幼児の事故予防対策の推進 【福祉課】	各種母子保健事業において、乳幼児の事故防止のための指導やパンフレットの配布、パネルの展示、幼児の視野体験がねの活用等行うとともに、事故予防及び事故が起きた場合の対処についてわかりやすい教材の開発や確保を図る。住民への事故防止対策の知識の普及啓発を図る。	継続	充実	—	—	—	—		ベビースクールのみでは対象者が少ないため、各乳幼児健診で指導強化を図り、また、事故予防の知識啓発の方法を検討する。
14.相談への対応の 充実 【福祉課、総務課】	乳幼児健診での相談時間が充分でない場合、後日相談ができるよう保護者の理解・協力を得るものとする。各種事業で相談を受けるほか、出張や来所、電話による相談に対応する。	継続	充実	—	—	—	—		訪問や来所、電話等による相談支援の継続を図る。
15.小児医療費助成 事業の推進 【福祉課】	4歳未満の入院・通院等の治療費及び4歳～中学校卒業前児の入院治療費の自己負担分全額または一部を助成する。	継続	助成延件数	39,159	37,826	36,223	37,634		こども医療費助成自動償還制度の導入について検討する必要がある。
			助成額	43,620,116	43,325,416	42,921,730	44,118,975		

2 食育の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.離乳食実習の推進 【福祉課、健康推進課】	ベビースクールにおける離乳食実習の開催、内容の充実を図る。新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業で実習への参加を促すとともに、離乳食の相談指導及び情報の提供を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	保護者の交流の場として活用、離乳食づくりにおける機材や教材等の充実を図る。
2.保育所（園）・幼稚園における食育の推進 【福祉課、学校教育課、健康推進課】	「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して、関係課と連携した食育の推進、その他関係機関とも連携し親子への食に関する講座の開催など食育の普及啓発を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	関係機関への活動周知を強化し、参加者拡大を図る。
3.学校における食育の推進 【学校教育課、福祉課、健康推進課】	教科や給食時間、行事等教育活動全体を通して食指導を行い、栄養教諭や給食センターの栄養士等を活用した食育の充実を図る。正しい食習慣の既成を家庭や地域と連携して実践していくために、教育課程に食育の推進を具体的に位置づける。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	「給食」を通しての指導を強化し、生活習慣病との関連の教育を充実させる必要がある。
4.食生活改善推進の活動の充実 【健康推進課】	食生活改善員の活動支援や連携した食育の推進を図る。また正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、人材の確保・養成を進める。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	食生活改善推進員の養成、活動の場を増やす必要がある。
5.「農業体験カテゴリープロジェクト」の推進 【産業課、福祉課、健康推進課】	親子で農業体験を通して収穫の喜びを感じ、食の大切さを学ぶ機会として推進。また地域の関係団体、関係機関が連携する地域連携システムの構築する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	事業執行の上での管理作業は行政と関連団体で行うが、管理に不十分な点があるため強化する必要がある。
			参加延人数	70 余	110	136	74		
6.食育推進基本計画の策定 【福祉課、健康推進課、学校教育課、産業課、企画財政課】	平成 26 年度までに「西原町食育推進基本計画」を策定。また母子保健、保育所（園）、幼稚園、学校及び関係機関団体が進める食育に係る取り組みを取りまとめ、体系化し、相互連携による総合的・計画的な推進を図る。	新規	—	—	—	—	—	 未実施	早期に「西原町食育推進基本計画」を策定する必要がある。

3 思春期保健対策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.思春期保健学習の推進 【学校教育課、福祉課】	児童生徒が性に関する健全な意識や知識を修得するとともに命の大切さを知り、自他を大切にすることや父性、母性の育成を図れるよう関係機関と連携し学習の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	道徳教育や母子保健事業等の他事業との関連付けや連携が必要。また、学習の方法について検討が必要である。
2.飲酒・喫煙・薬物乱用対策の推進 【福祉課、介護支援課、学校教育課】	地域と家庭が連携し子どもの前で喫煙しない、居酒屋などの場に子どもを連れて行かないという意識啓発の強化。薬物は保護者への知識の普及を図り家庭で危険性を周知する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	施設内禁煙・禁酒化、啓発活動を推進し、保護者への知識普及活動を行う必要がある。
3.スクールカウンセラーの活用の充実 【学校教育課】	児童生徒へのカウンセリングの充実を図るため、スクールカウンセラーがいない場合でも可能な範囲で対応できるように、スクールカウンセラーと学校の連携を密にする。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	平成 24 年度には町の人材配置にない状態。県配置のカウンセラー活用を積極的に促す。
4.教育相談の推進 【学校教育課】	各学校に教育相談員を派遣し児童生徒や保護者からの相談に対応。支援が困難な場合は専門機関と連携した指導・助言を行い、必要に応じてスクールカウンセラーと連携する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	教育委員会の 3 名の相談員配置。事例における課題の関係機関間での共有化と枠割分担の明文化が必要。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.学力の定着・向上 【学校教育課】	少人数指導、チームティーチング、習熟度別授業などの展開。学習指導の工夫や改善・教材の開発を行う。大学と連携し、学習支援ボランティアの活用により個々に応じたきめ細かい学習指導の充実を推進する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	大学等との事務連絡において協議時間確保が困難であり、検討を要する。
2.家庭学習の推進 【学校教育課、生涯学習課】	「6:30 運動」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」など望ましい生活習慣の形式を図る取り組みと合わせ、家庭と連携した家庭学習や家庭読書の定着と推進。毎月6月と11月に家庭学習強化月間を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	家庭学習時間等、家庭間で温度差があり取り組みが不十分。町地域ぐるみ学力向上推進委員会の取り組み充実を図る。
			事業実施	—	—	24	21		
			参加延人数	—	—	1,398	2,329		
3.読書活動の推進 【生涯学習課、学校教育課】	PTA やボランティアによる本の読み聞かせの推進、学校図書館の利用促進や町立図書館と連携した読書への興味・関心を高める取り組みの推進。「読書月間」における読書活動推進強化する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	取り組みは数多い。今後とも読書量と平行した「質」向上等取り組みの充実を図る。
4.情報教育の充実 【教育総務課、学校教育課】	専門機関等との連携も視野に入れた情報教育の充実を図る。また、各教科を通して、情報機器の有効活用を推進。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	情報機器の充実、研修会開催やサポート体制の維持等による質の向上を図る。
5.道徳教育の充実 【学校教育課】	学校の教育活動全体を通じて、道徳的意識の育成を図る。また、心に響く、感動を伴う学習を工夫し、児童生徒が自らの生き方を主体的に考えるように道徳教育の充実を図る。	継続	学校教育課	—	—	—	—	 課題有	学校全体で取り組む道徳教育を推進。さらなる充実が必要である。
6.多様な体験活動の充実 【生涯学習課、福祉課】	家庭や地域及び関係機関・団体等と連携した、環境、福祉、平和、交流、野外活動など多様な体験活動の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	様々な体験活動実施。スポーツ交流等は子ども数が少ない地域は参加困難、学校・地域との協働の必要がある。
7.キャリア教育の推進 【学校教育課】	家庭や地域の協力・理解を得て、職場体験学習や多様な専門職等の講話を行うなど、キャリア教育の推進を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 順調	年間指導計画に沿って実施。今後も充実を図っていく。
8.国際理解及び英語教育の推進 【学校教育課】	英語指導助手を各小・中学校に派遣し、英語教育の充実を図る。また異文化の生活に触れたり、体験する場の充実を図る。「英語ストーリーコンテスト」の開催。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	小中学校連携のカリキュラムに不十分さが見受けられるが、今後も英語指導助手を各校へ派遣し、英語教育の充実を図る。
9.体育の授業の充実 【学校教育課】	体育の授業における指導方法の工夫・改善を進め、授業の充実を図る。また新体力テストや泳力調査を通して体力向上を図る。	継続	学校教育課	—	—	—	—	 課題有	新体力テスト等の結果を踏まえた対応が弱く、取り組み体制の充実を図る必要がある。
10.運動部活動の推進 【学校教育課、生涯学習課】	学校の運動部活動について、外部指導者の活用や対外試合、大会試合を支援。また地域の関係機関・団体等と連携し、スポーツ教室、大会の開催。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	積極的指導取り組みを行い、実績を残してきている。今後も充実を図る。
11.運動・スポーツ環境の充実 【生涯学習課、都市整備課】	地域の運動・スポーツ施設や設備の整備を進め、運動・スポーツ環境の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	備品や施設修繕等のための予算確保が課題。

1 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
12.健康指導の推進 【学校教育課、福祉課】	学校保健統計調査や子ども生活実態等を踏まえ、発達段階や個々に応じた指導を家庭と連携して行い、健康の保持増進を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	諸課題対応策の取り組み充実を図る。
13.生活リズムの確立 【学校教育課、生涯学習課、福祉課】	子どもの生活習慣に関する調査結果を取りまとめ、実態を地域に公表するとともに、家庭や地域において子どもの望ましい生活習慣について普及啓発を図る。学校教育全体を通じて就寝、起床、帰宅等の時間、食事等生活リズムや食の大切さについて指導の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	協力の得られない家庭等には周知を行い、指導連携充実を図る。
14.模範意識・マナーの育成 【学校教育課】	学校教育全体を通して、模範意識やマナーの育成及び指導の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	取り組みの効果はあり、家庭や地域との連携を強化し、今後も継続していく必要がある。
15.地域に開かれた学校づくり 【学校教育課】	幼稚園から中学校までの学校教育全般について、研究実践報告書や学力向上対策協議会広報紙及び町のホームページ等により地域への情報公開を行い、説明を行う。また、学校評議員や学校評価委員会の意見及び学校経営の評価を地域に公表するとともに、保護者や地域の意向を踏まえた学校経営の改善を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	より多くの方が学校運営に参加できるよう工夫し、学校経営の評価を公表・実践していく。
16.教職員の指導力向上 【学校教育課】	教職経験に応じた研修、幼・小・中学校の合同研修会や交流授業研修会道の校種間連携調査の推進。教職員の自己評価を十分分析するとともに、評価者と教職員の面談時間を十分確保し、適切な評価・指導を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	小中学校連携のカリキュラム作成を進める。
17.学校の安全対策の充実 【学校教育課、教育総務課】	「危機管理マニュアル」の徹底周知を図る。幼稚園、学校施設について、定期家点検など必要な検査を実施し、危険箇所については回収や改善を図り、子ども達の安全を確保する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	建物の老朽化に対応するため、予算確保を行う。また、総合避難訓練の充実・強化を図る。
18.幼児教育進行アクションプログラムの策定 【学校教育課、教育総務課、福祉課】	「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、幼児教育の条件整備に関する総合的な実施を目指す。	新規	充実	—	—	—	—	 課題有	マンパワー不足や、他課の連携不足解消を図る。
19.幼少連携の充実 【学校教育課、福祉課】	幼少の合同研究を進め、互いの教育に対する理解を深めるとともに、幼少連携の体制や内容の充実を図る。保育所（園）との連携についても検討する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	幼小連携は各学校で計画実践中。今後連携の充実と保育所（園）との連携を検討していく。
20.地域との連携の充実 【学校教育課】	地域との一層の連携を進め、連携体制を密にする。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	各園の計画のもと実践。幼小連携を図り更なる充実を目指す。
21.子育て支援機能の充実 【学校教育課、福祉課】	2年保育や午後の預かり保育の拡充を図る。また、保護者からの相談に対応し、保育所（園）や関係機関等と連携した支援の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	預かり保育や2年保育の更なる拡充を図る必要がある。
22.私立幼稚園就園奨励費補助金交付 【学校教育課】	私立幼稚園が入園料及び保育料を減免する場合に、保護者の所得に応じた補助金を私立幼稚園に交付する。	継続	対象者 実績	43	44	45	51	 課題有	国庫補助金が年度によってばらつきがあり、町の補助限度額についても今後検討の必要がある
			交付金 額	3,374.6 00	3,866.1 00	4,499.3 00	4,844.0 00		

2 家庭や地域の教育力の向上

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.家庭教育学級の推進 【生涯学習課】	子ども達の健やかな成長に資する講座の開催や親子ふれあい交流等を通して、家庭におけるしつけや子どもとの接し方等について保護者の知識やスキルの向上を図る。	継続	実施回数	—	19	24	21		学校や地域、PTA の連携強化が必要。
			参加延人数	—	1,421	1,398	2,329		
2.家庭教育の相談支援の充実 【学校教育課】	保護者の子育てに係る多様な相談に対し、教職員による相談支援や教育相談員、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携した対応の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—		教職員や学校と保護者間のコミュニケーションを強化する。
3.家庭・地域教育部会の活動推進 【生涯学習課、学校教育課】	家庭をはじめ自治体、PTA、婦人会、子ども会等と連携を図り、学習環境の改善、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図るための活動を実践する。	継続	充実	—	—	—	—		啓発活動の工夫や、学校・家庭・地域の連携により家庭学習の習慣化、生活習慣の形成を図る活動を推進する。
4.教育の日の普及啓発 【学校教育課、教育総務課、生涯学習課】	「西原町教育の日」における、教育実践発表会や教育講演会等を通して、教育に対する地域住民の関心を高め、家庭・学校・地域社会が連携して、子ども達が健やかに成長するまちづくりを推進する気運を醸成する。	継続	充実	—	—	—	—		教育講演会の運営方法等検討を行いつつ充実を図る。
			参加人数	—	305	355	336		
5.青少年健全育成の意識啓発推進 【学校教育課、生涯学習課】	子どもの健全育成のために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために、今後共青少年健全育成の意識啓発を行う。	継続	充実	—	—	—	—		事業の在り方の見直しと更なる啓発推進の体制づくりを検討する必要がある。
			実施回数	—	—	18	14		
			参加人数	—	—	511	416		

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と子育ての両立の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.少子化対策普及啓発の推進 【産業課、企画財政課、福祉課】	少子化対策や、子育て支援のための職業生活と家庭生活のバランスの必要性について、地域や事業所への普及啓発を図る。	継続	充実	—	—	—	—		各関係機関連携による町内各事業所の啓発活動推進と、経営者・労働者ともに「働き方」を見直す機会提供を行う。
2.育児休業等の普及啓発の推進 【産業課、企画財政課、福祉課】	町内事業所に対し、関係法制度や休業の必要性及び休業後のスムーズな職場復帰が図れる、即場環境づくりについて、町の広報紙やホームページ等により普及啓発を図る。親子健康手帳公布時やその他保健指導において、産前・産後休業や育児休業制度について、妊娠婦への周知を図る。	継続	充実	—	—	—	—		従来の普及啓発活動を今後も継続、取り組みを一層活発化し、制度について情報提供を行う。
3.多様な働き方の推進 【産業課、企画財政課、福祉課】	労働時間の短縮、フレックスタイムの導入、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得率の向上など、多様な働き方が選択できる職場環境の整備について、町の広報紙やホームページ等により広報啓発を行う。	継続	充実	—	—	—	—		従来の普及啓発活動を今後も継続、各関係機関との連携を一層推し進め情報提供を行う。

2 男女共同参画社会の実現

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.男女が共同した働きやすい環境づくり推進 【企画財政課】	事業主に対し男女共同参画についての認識を深めるための啓発を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 未実施	ホームページ等を通して、周知・啓発活動を実施する。
2.男女共同参画社会の啓発 【企画財政課】	「西原町女性行動計画（さわふじプラン）」と連動して、家庭、地域、事業所に対し、家事・育児や介護などで男女が共に参画するための意識啓発を行います。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	引き続き事業者へ男女参画の理解、意識啓発を働きかけつつ、新しい啓発の方法を検討する。
3.男女平等意識の育成 【企画財政課、学校教育課】	学校における男女混合名簿の使用をはじめ教育活動全体を通して、男女がお互いの人権を認めあい、対等な立場で社会参画が図れることの意識を形成する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	教育の立場の者への研修等を強化していく。

基本目標5 子ども等の安全確保

1 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.交通安全環境の点検・整備の推進 【総務課】	車の滑り止め舗装や道路区画線の設置等交通安全施設の整備を進めるほか、通学路について定期的に除草及び清掃を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	未実地地域については、今後も沖縄県公安委員会へ継続要請する。
2.交通安全思想の普及啓発 【総務課】	関係機関・団体等と連携した、地域への交通安全思想の普及啓発を行う。PTA と連携し、通学路横断歩道での立哨を推進し、町3 役及び課長による月1 回の立哨も継続する。	継続	充実	—	—	—	—	 順調	交通安全運動等今後も継続して推進する。
3.交通安全教育・指導の推進 【福祉課、学校教育課、総務課】	関係機関・団体等と連携して、幼稚園児や小学1 年生を対象とした交通安全指導を継続して行う。保育所（園）、幼稚園、学校の散歩や遠足等の施設外の活動においては交通ルールや安全確保の指導を行う。自転車については、子どもや保護者への安全な乗り方、点検・整備の方法など実技指導を行う。また安全マップを作成、活用し、子どもや保護者への道路・交通島の危険箇所の周知徹底を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	交通安全指導を引き続き継続推進していく。また通学路の危険箇所等についても引き続き整備、対策を図る。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.夜間パトロールの推進 【生涯学習課】	青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、県及び関係機関・団体、PTA等と連携した、地域の夜間巡回指導を行い、青少年の深夜徘徊、飲酒等問題行動の防止を図る。	継続	実施回数 参加人数	17 619	16 532	18 511	14 416	 課題有	自主的参加者が高齢化しているため、各々地域のパトロールは地域自治会で行うよう方向付けを検討する。
2.地域防犯体制の構築 【生涯学習課、総務課】	子どもをはじめ地域住民を犯罪被害から守るために、住民による自主防犯組織の組織化を推進し、活動を支援。また学校、家庭、地域が連携して、通学路の安全点検や登下校時のパトロール等ができる地域防犯体制づくりを推進する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	自主防犯組織活動を支援し、朝のあいさつ運動等の見守り活動を今後も推進する。
3.防犯指導の充実 【総務課、学校教育課】	学校では安全マップ等を活用し、子どもや家庭に対し、地域の人気のない場所、うす暗い場所等の危険箇所や「子ども110番の家」の場所の周知と活用方法の徹底を図る。警察等と連携し、犯罪防止のために不審者等必要な情報提供および対処方法について情報提供を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	防犯体制づくりや、警察へ登校時のパトロール強化を依頼。今後も継続して推進する。
4.防犯環境の整備 【総務課、土木課】	防犯灯、街路灯を財源確保と併せて、計画的な整備を進める。公園についても防犯上の視点に留意した施設整備を進める。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	各自治会と連携、維持管理費の予算確保し、防犯灯整備実施する。

3 安心して外出できる環境の整備

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.公共バリアフリー化の推進 【介護支援課、福祉課、教育総務課、生涯学習課、総務課、都市整備課、土木課】	道路、公園、建物等の公共施設のバリアフリー化を推進する。	継続	—	—	—	—	—	 課題有	新規事業導入時にバリアフリー化を進めるよう引き続き検討していく。
2.子育てにやさしい設備等の充実 【福祉課、介護支援課、教育総務課】	バリアフリー化のみならず、ユニバーサルデザインの視点から公共施設における授乳室やおむつ交換場所、子どもと一緒に入れるトイレ、キッズコーナー等の設置を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	負傷等の一時的なハンディキャップも考慮に入れ、今後も引き続き推進していく。
3.行事等における子育て支援 【福祉課】	講座等の開催場所で、乳幼児を保育してもらえる体制づくりを進める。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	研修実施団体等へ集団保育サービス情報の周知不足を解消していく。
4.公園の安全管理の充実 【都市整備課】	公園及び遊具の維持管理を強化するため、定期的な点検を行うとともに、地域との連携を密にした、安全管理体制の充実を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	引き続き、公園長寿命化計画による計画的な措置と、防犯上問題がある街区公園改善策を検討していく。

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 要保護児童対策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.要保護児童対策地域協議会の活動の充実 【福祉課、健康推進課、介護支援課、学校教育課】	関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携のもとで、支援や援助が必要な子どもや家庭に対して支援・援助を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	関係機関との円滑な連携のため、更なる要保護児童対策地域協議会の組織強化を図る。
2.虐待発見機能の向上 【福祉課、学校教育課】	関係機関と連携し、乳児健診時の問診による判断基準の統一を図るとともに、健診マニュアルの改善を進め、健診スタッフのスキル向上を図る。保育所（園）、幼稚園、学校においては、子どもを注意深く観察することで虐待の早期発見を図る。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	児童虐待関連における周知活動推進の強化が必要。
3.訪問による虐待防止活動の推進 【福祉課】	乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨や新生児訪問指導及びこどもにちば赤ちゃん事業等の訪問活動においては、虐待の発見・防止の視点を持ち、子どもの状態の把握、保護者の不安や悩みに対する相談と適切な助言・指導等を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	要保護児童対策地域協議会との連携で更なる乳幼児健診未受診者の把握に努める。

2 障がい児施策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.健診による発達障がいの発見制度の向上 【福祉課】	関係機関と連携した、健診スタッフの研修の充実、問診票の回答に対する判断基準の統一化、健診マニュアルの改善等を進める。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	情報共有による統一判断基準等を確立・見直しし、健診後のフォローについて検討していく。
2.障がい児通園事業の充実 【福祉課】	専門家や関係機関と連携した支援の充実を図る。また日頃から保育所（園）、幼稚園と子ども同士の交流や、職員間の交流を図るとともに、適切な申し送りの仕組みを構築。保育士等の人員体制や保育スペースの拡大を検討する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	事業委託先との連携を深め、充実を図っていく。
3.親子療育事業の実施 【福祉課】	乳幼児健診で発達に関して、気になる親子への支援の場として親子療育事業を実施する。	新規	充実	—	—	—	—	 課題有	保育所（園）を巡回する臨床心理士との連携しながら、気になる子のみならず子育てに不安がある親子も気軽に参加できる事業となるよう検討する。
4.健診後等支援体制の確立 【福祉課】	障がい児通園事業の体験から入園につながらないケース、親子療育事業に参加していない子がいる家庭について、訪問等により子どもの状況把握や保護者の不安・悩みの相談相手になるとともに、関係課や専門家等と連携した情報提供、助言を行う。	新規	充実	—	—	—	—	 課題有	親の受け止め方を考慮した支援・対応を引き続き継続する。
5.発達障がい児発見機能の充実 【福祉課、学校教育課】	保育所（園）、幼稚園と連携した発達障がい児の把握を行う。また、3歳児健診以降、就学に至る以前に発達障がいの発見を目的とした健診等の実施を検討する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	認可外保育園支援サポートのため、関係者の学習機会が必要。

2 障がい児施策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
6.障がい児保育の充実 【福祉課、学校教育課】	保育所（園）、幼稚園では、管理者及び職員への研修等を通じ、障がいへの理解を深めるとともに、関係機関や専門家による巡回指導と連携した障がい児保育の従事を図り、幼稚園の預かり保育でも障がいを受け入れる。また加配職員を配置、発達障がい児に対応した支援員の加配について検討する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	引き続き補助金のアップ検討と、また特別支援教室については全園実施を目指して取り組んでいく。
7.療育の連続性の確保 【福祉課、学校教育課】	日頃から保幼小中の校種間で障がい児の情報交換を行い、入園、入学に際しては現場担当者間で詳細な申し送りができるよう、連携を図る。また、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」について、保護者への周知と活用促進を図る	新規	—	—	—	—	—	 未実施	関係部局間で実施等について検討する。
8.放課後児童クラブの障がい児預かりの充実 【福祉課、学校教育課】	放課後児童クラブと調整し、障がい児に対応した施設を増やすとともに、指導員等の資質向上やその他の必要な支援を行う。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	障がい児受け入れの学童は、現在、補助事業の「放課後児童クラブ障がい児保育支援事業」で行っています。10学童のうち、障がい児を受け入れる学童7カ所であり、事業実施学童の増を目指す。
9.特別支援教育の充実 【学校教育課、福祉課】	特別支援教育支援員の増員と配置日数の増大を図る。また支援員の資質・スキル向上に必要な研修を行うとともに、スクールカウンセラー、巡回指導の専門家及び関係機関等との連携を密にする。校内特別支援教育委員会の設置し、障がい児の適正な学校生活、学習活動のための特別支援指導体制を構築。情緒障がいに対応した特別支援学級の設置を検討。特別支援教育コーディネーターのスキル向上を図る。障がいのない児童生徒に対し、各強化や活動を通して、障がい（障がい児）への理解・認識を深める。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	特別教育支援員の資質向上や支援、また特別支援教育への理解が必要である。
			支援員（小）	10	12	16	16		
			支援員（中）	2	2	4	4		

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1.母子・父子家庭医療助成 【福祉課】	母子・父子家庭とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成する。	継続	支給実績					 課題有	各種相談において不足がちなマンパワーの充実を図る。
			保護者	489	485	503	516		
			児童	764	773	811	840		
			総計	1,253	1,258	1,314	1,356		
2.児童扶養手当の支給 【福祉課】	父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親または母親のいない児童を養育している者に対し、児童扶養手当を支給。なお、男女平等の観点から父子家庭への助成について、国、県の動向を踏まえながら検討する。	継続	対象世帯	440	513	550	567	 課題有	事実婚の把握が困難で、届出遅れによる返還金の発生が起こるので制度周知を図る。
			認定請求	110 (内父子53)	55 (内父子8)	57 (内父子6)	60 (内父子9)		
3.保育所（園）優先入所推進 【福祉課】	母子・父子家庭の保育所（園）への優先入所を推進する。	継続	充実	—	—	—	—	 課題有	継続して自立支援相談、各制度の充実を図る。



第4章

計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念
2. 基本的視点
3. 基本目標

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町の最高規範である「まちづくり基本条例」では、多くの文化教育施設があることから、子どもから高齢者の方まですべての町民が生涯を通して学び合い、豊かな人間性と文化を創造するまちづくりを目指しています。そのため、まちの将来像として、「文教のまち西原」を掲げています。

「まちづくり基本条例」を踏まえ、今計画の基本理念を次のように定めます。

子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪） 子どもが輝けるまち・にしはら

西原町まちづくり基本条例に掲げる「豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」において、次代を担っていく子どもたちの育ちのあり方は重要な意味をもっています。

そこで、本町では、町内で生活する子どもが、人として尊ばれると同時に、その最善の利益を保障されるようすべての子どもが平等に、一人一人の子どもが持つ個性や能力を最大限に引き出され、豊かな育ちを享受できる保育・教育環境の充実を目指します。

また、子育てにおいて町民が、子どもを産み育てる喜びが実感でき、安心感や充実感が得られる環境を整えるために、町民ニーズに沿った子育て支援を進めます。

加えて、子どもたちが活力ある未来の地域社会の担い手・「地域の宝」として育まれるよう、子どもを育むすべての過程において、子ども・保護者・地域社会が有機的に結びつく「子育ての輪」＝「ゆいまーる（結び廻る）」のよりよい循環を構築します。

本町は、子育てを通じ、町民が地域に愛着を持ち、新たな発想やユニークな個性をもって、子どもも大人も幸福になれるまちづくりを目指し、「西原町子ども・子育て支援計画」を策定します。

「基本理念」等の考え方

「西原町次世代育成支援行動計画（後期計画）『にしはらわらびプラン 2010』（計画期間 平成 22～26 年度）を基に策定することになるが、策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」、「（国の）子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」、「西原町子ども・子育て会議における委員意見」、等を踏まえる必要がある。

2 基本的視点



①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」
が平等かつ最大限に保障されるよう追求する視点

②保護者の視点

安心かつ充実して子づくりや子育てができる条件を
整備していく視点

③すべての子どもや子育てのニーズに対応するため、多様なサービスを支援する視点

子どもの成長段階において出てくる様々な子育てニーズに対応するため、
多様なサービスから必要な支援を選択できる、包括的な管理の視点

④地域の子どもは地域で育てる視点

保護者が子育ての第一義的な責任を持つという基本的認識のみならず、
保育者、教育者だけでなく、地域にあふれる豊かな資源を生かし、
地域全体で子どもの育ち学びを捉え、社会全体で連携して支えあえる視点

⑤出産・子育てしやすい環境づくりの視点

妊娠から出産、子どもの青年期まで切れ目ない支援に配慮し、
安心して子育てできる一貫した支援の視点

⑥ワーク・ライフ・バランスの視点

就労と子育ての両立の実現を目指して、町内事業所等の協力を促しワーク・ライフ・バランスの
推進を図る視点

3 基本目標

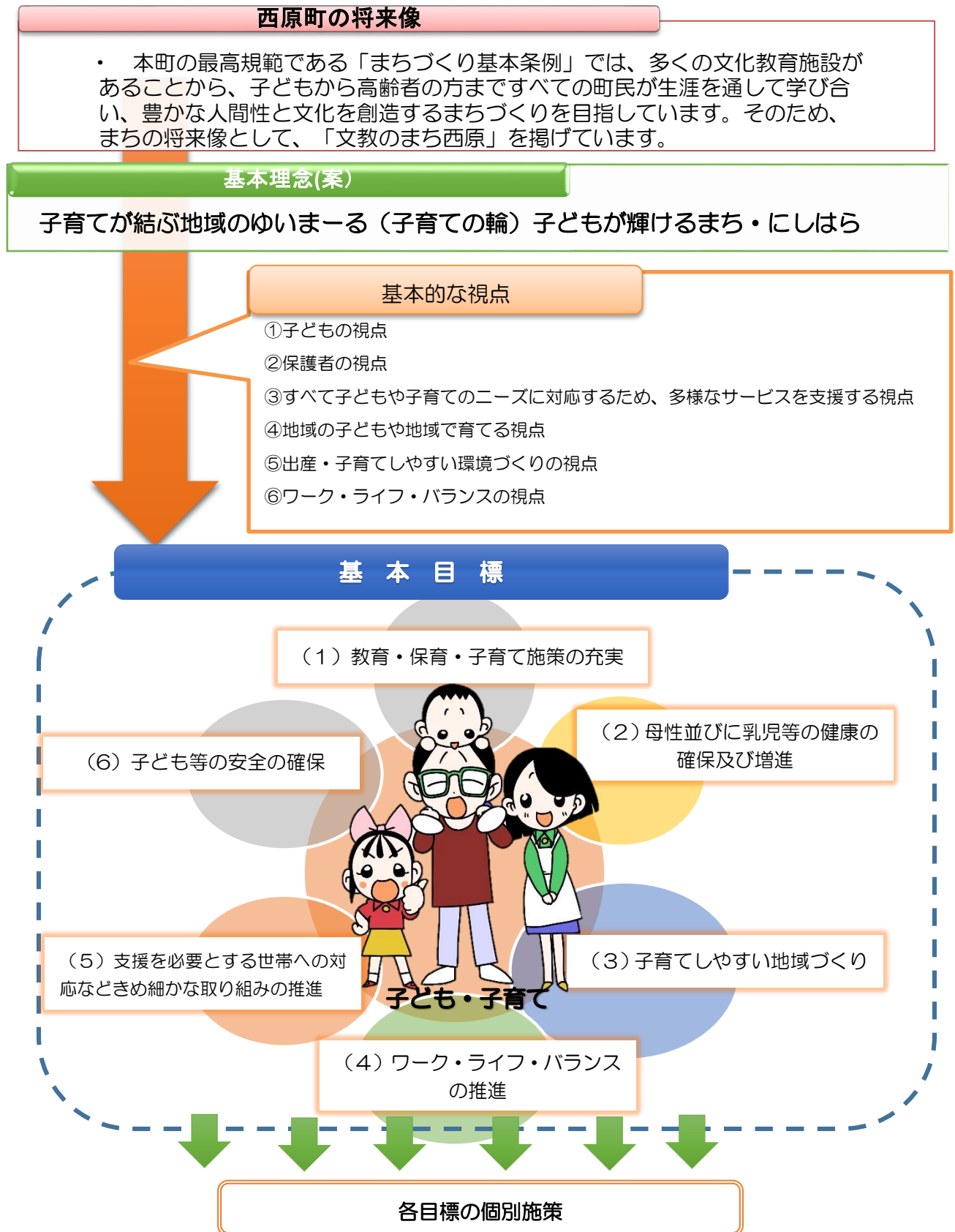
(1) 基本目標の考え方

本計画は、前計画である「にしはらわらびプラン 2010（西原町次世代育成支援行動計画）」における取り組みの評価に加えて、本町の基礎統計とニーズ調査における分析結果等を勘案しました。

さらに、「基本理念」、「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決に取り組むべき分野及び目指すべき目標を示したもので、「基本目標」を次のように定めます。

現行の次世代計画における基本目標・基本施策	本計画における基本目標・基本施策
1 地域における子育て支援 (1) 保育サービスの充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり 2 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進 (1) 子どもと母親の健康確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 3 子ども心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備 (1) 子どもの生きる力の育成に向けた 教育の推進 (2) 家庭や地域の教育力の向上 4 職業生活と家庭生活との両立の推進 (1) 仕事と子育ての両立の推進 (2) 男女共同参画社会の実現 5 子ども等の安全の確保 (1) 道路交通環境の整備と交通安全 教育の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための 活動の推進 (3) 安心して外出できる環境の整備 6 要保護児童への対応などきめ細かな 取り組みの推進 (1) 要保護児童対策の充実 (2) 障害児施策の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進	1 教育・保育・子育て施策の充実（必須事項） ア. 質の高い教育・保育の総合的な提供 イ. 幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築 ウ. 保育から教育まで一貫した支援の提供 エ. 地域子ども・子育て支援事業の充実 オ. 放課後児童の居場所づくりの推進 カ. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進 キ. 子育て支援ネットワークづくり 2 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進 ア. 子どもや母親の健康確保 イ. 食育の推進 ウ. 思春期保健対策の充実 3 子育てしやすい地域づくり ア. 地域における子どもの居場所づくり イ. 子育て支援サービスの充実 ウ. 家庭や地域の教育力の向上 4 ワーク・ライフ・バランスの推進 ア. 労働者の職業生活と家庭生活との両立の取り組み イ. 男女共同参画社会の充実 5 支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな 取り組みの推進（任意事項） ア. 要保護児童対策の充実 イ. 障がい児等特別な支援が必要な子どもに 対する施策の充実施策の充実 ウ. ひとり親家庭の自立支援の推進 エ. 低所得・生活保護世帯への自立支援の推進 6 子ども等の安全の確保 ア. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進 イ. 子どもを犯罪等の被害から守るための 活動の推進 ウ. 安心して外出できる環境の整備

(2) 体系図





第5章

施策の展開



1. 計画の推進体制
2. 住民参加と情報発信
3. 施策の体系図
4. 『ゆいまーるにしはら
わらびプラン 2015』
対象年齢一覧表
5. 基本目標の展開

第5章 施策の展開

1 計画の推進体制

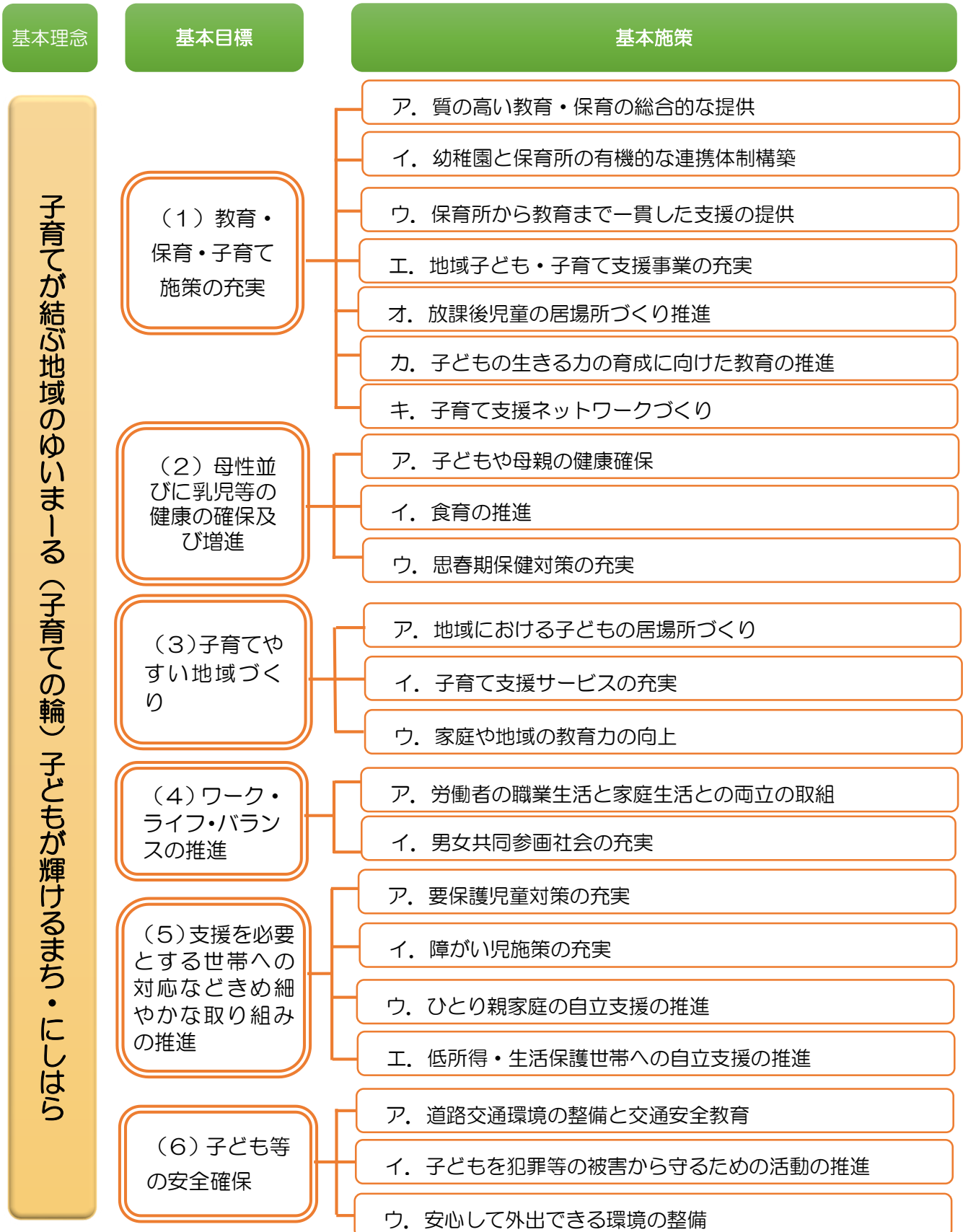
本計画の推進にあたって、町内関係機関（保育所（園）・幼稚園などの子育て支援事業、学校、企業、住民、家庭、企業、事業所等）と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでまいります。また、社会情勢など急速な変化にも柔軟に対応しながら事業に反映させ、新たな課題にも積極的に取り組み、早期解決を目指します。

2 住民参加と情報発信

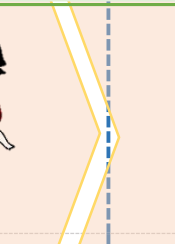
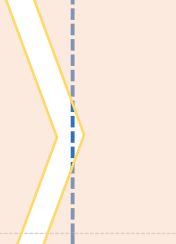
本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てをすることを重点においています。そのために、子育てされている家庭を始めとして、町内関係機関、町民全体へ、よりニーズに合った情報の提供を積極的に行えるよう努めます。

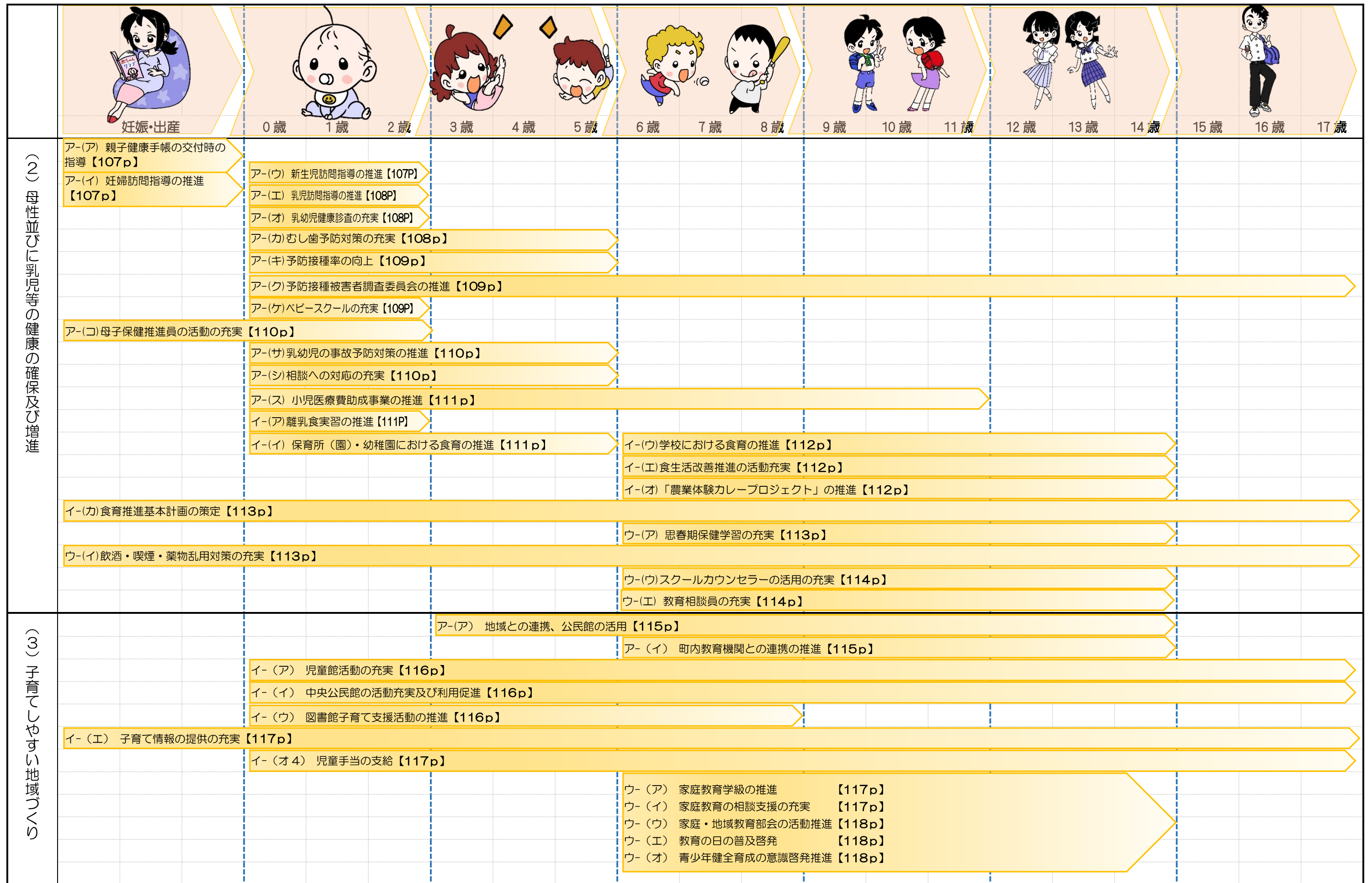


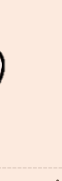
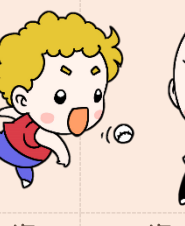
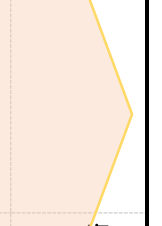
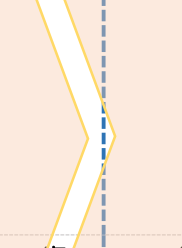
3 施策の体系図



『ゆいまーるにしたら わらびプラン 2015』 対象年齢一覧表

	 妊娠・出産	 0歳	 1歳	 2歳	 3歳	 4歳	 5歳	 6歳	 7歳	 8歳	 9歳	 10歳	 11歳	 12歳	 13歳	 14歳	 15歳	 16歳	 17歳	
(1) 教育・保育・子育て施策の充実	ア-(ア)実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期【85-87pp】																			
	ア-(イ)幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組【88p】																			
	ア-(ウ)認可外保育施設への支援【88p】																			
	ア-(エ)私立幼稚園への支援の推進【88p】																			
	ア-(オ)家庭的保育事業の実施【89P】																			
	イ.幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築【89P】																			
	ウ.保育から教育まで一貫した支援の提供【89P】																			
	エ-(ア) 利用者支援事業【92p】																			
	エ-(イ)妊婦健康診査【92p】																			
	エ-(ウ)乳児家庭全戸訪問事業【93p】：生後4か月まで																			
	エ-(エ)延長保育事業【93p】																			
	エ-(オ)、(カ)一時預かり事業【94p】																			
	エ-(キ)養育支援訪問事業【95p】																			
	エ-(ク)ファミリー・サポート・センター事業【95p】																			
	エ-(ケ)子育て短期支援事業【96p】																			
	エ-(コ)病児・病後児保育事業【96p】																			
	エ-(サ)地域子育て支援拠点事業【97p】																			
	エ-(ス)実費徴収に係る補足給付を行う事業【98p】																			
	エ-(セ)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【98p】																			
	エ-(シ)放課後児童健全育成事業【97p】																			
	オ-(ア)放課後児童クラブの充実【99p】																			
	オ-(イ)児童館活動の充実【99p】																			
	オ-(ウ)放課後児童クラブと地域との連携の推進【99p】																			
	オ-(エ)放課後子ども総合プランの推進【100p】																			
	『カ-(ア)学力の定着・向上』、『カ-(イ)家庭学習の推進』、『カ-(ウ)読書活動の推進』、『カ-(エ)情報教育の充実』、『カ-(オ)道徳教育の充実』、『カ-(カ)多様な体験活動の充実』、『カ-(キ)キャリア教育の推進』、『カ-(ク)国際理解及び英語教育の推進』、『カ-(ケ)体育の授業の充実』、『カ-(コ)運動部活動の推進』、『カ-(サ)運動・スポーツ環境の充実』、『カ-(シ)健康指導の推進』、『カ-(ス)生活リズムの確立』、『カ-(セ)模範意識・マナーの育成』【101-104pp】																			
	カ-(ソ)地域に開かれた学校づくり【105p】																			
	カ-(タ)教職員の指導力の向上【105p】																			
カ-(チ)学校の安全対策の充実【105p】																				
カ-(ツ)幼稚園教育振興アクションプログラムの策定【106p】																				
キ-子育て支援ネットワークづくり【106p】																				



	 妊娠・出産  0歳  1歳  2歳  3歳  4歳  5歳  6歳  7歳  8歳  9歳  10歳  11歳  12歳  13歳  14歳  15歳  16歳  17歳																	
フ・ バランスの 推進	(4) ワーク・ライ	ア- (ア) 少子化対策普及啓発の推進【119p】 ア- (イ) 多様な働き方の推進【119p】 ア- (ウ) 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備【119p】 ア- (エ) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保【120p】 イ- (ア) 男女が共同した働きやすい環境づくりの推進【120p】 イ- (イ) 男女共同参画社会の啓発【120p】 イ- (ウ) 男女平等意識の育成【120p】																
かな 取り組みの 推進	(5) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細	ア- (ア) 要保護児童対策地域協議会の活動の充実【121p】、 ア- (イ) 虐待発見機能の向上【121p】、 ア- (ウ) 訪問による虐待防止活動の推進【121p】、 ア- (エ) 養育支援訪問事業の推進【121p】 『イ- (ア) 健診による発達の支援が必要な子どもの発見精度の向上・充実』、『イ- (イ) 親子通園事業の充実』、『イ- (ウ) 親子療育事業の実施』、『イ- (エ) 健診後等支援体制の確立』、『イ- (オ) 発達支援保育の充実』【123pp～124pp】 イ- (カ) 療育の連続性の確保【125p】 イ- (キ) 放課後児童クラブの障がい児預かりの充実【125p】 イ- (ク) 特別支援教育の充実【125p】 ウ- (ア) 母子・父子家庭医療費助成【126p】 ウ- (イ) 児童扶養手当の支給【126p】 ウ- (エ) 相談・情報提供の充実【126p】 ウ- (ウ) 保育所(園)優先入所推進【126p】 エ- (ア) 就学援助事業の推進【127p】 エ- (イ) 低所得者等世帯への学習支援の推進【127p】																
(6) 子ども等の安全の確保		ア- (ア) 交通安全環境の点検・整備推進【128p】 ア- (イ) 交通安全思想の普及啓発【128p】 ア- (ウ) 交通安全教育・指導の推進【129p】 イ- (ア) 夜間パトロールの推進【129p】 イ- (イ) 地域防犯体制の構築【129p】 イ- (ウ) 防犯指導の充実【129p】 イ- (エ) 防犯環境の整備【129p】 ウ- (ア) 子育てにやさしい整備等の充実(ユニバーサルデザイン)【130p】 ウ- (イ) 行事等における子育て支援【130p】																

5 基本施策の展開

(1) 教育・保育・子育て施策の充実

ア 質の高い教育・保育の総合的な提供

(ア) 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■ 区域設定

本町の現状は、教育（幼稚園）、保育（保育所）、地域子ども・子育て支援事業ともに区域設定はなく、全域となっており、本計画においても本町を1行政区域単位と捉えます。

■ 量の見込み推計方法

平成26年1月に内閣府が提示しました「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を参考に算出を行いました。

算出手順としては、平成25年12月に実施しました「西原町 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況（月あたりの就労下限時間：64時間）から「家庭的類型」を求め、さらに、母親の将来の働き方の変更から「潜在的家庭類型」を求めました。この潜在的家庭類型と人口推計、今後の利用意向率を用いて、量の見込みを算出しました。

また、0歳児の量の見込みについては、母親の育児休業の取得状況等を考慮した数値となっております。

■ 量の見込み推計結果

図表5-1 本町の教育・保育の量の見込み（平成27年度から平成31年度）

（単位：人）

	3号認定 （保育の必要性あり）			2号認定（保育の必要性あり）						1号認定 （保育の必要性なし）		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
	保育を希望						学校教育を希望					
平成27年度	134	269	263	301	234	102	19	65	157	25	67	78
	1303						241			170		
平成28年度	133	269	263	297	232	100	19	64	154	24	66	76
	1294						237			166		
平成29年度	133	266	263	298	229	100	19	63	153	24	66	76
	1289						235			166		
平成30年度	132	265	260	297	229	98	19	64	151	24	66	75
	1281						234			165		
平成31年度	130	263	259	294	229	99	19	63	151	24	65	75
	1274						233			164		

■ 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 現在の確保内容	保育所（園）については、1カ所の公立保育所と9カ所の私立保育所があり、平成25年度については、1,040名の「保育に欠ける子ども」を保育しています。 また、幼稚園については、4カ所の公立幼稚園と1カ所の私立幼稚園があり、平成25年度では合計346名（私立8名）の幼児を保育しています。 保育所（園）の待機児童では、平成25年度で47名となっています。
② 今後の確保内容	今まで保育所に入所できる基準は、「保育に欠ける子」を対象にしていたましたが、平成27年度からは「保育を必要とする子」に移行するため、教育・保育のニーズ量が高まると予測されます。そのため、本町では、既存の保育所（園）での受入体制を整備し、さらに、小規模保育事業の普及を推進してまいります。 本計画期間は「待機児童ゼロ」を目指して、「学校教育・保育の提供体制」を整えていきます。さらに、公立幼稚園の施設型給付の移行により、「学び・生活・精神」の3つの自立の視点からお互いの教育を見直し、連続性・一貫性のある教育をめざします。 〈具体的な整備計画〉 【平成27年度】 ◆ 認可保育園の分園1園を整備し、さらに、既存ある認可保育園の施設改修を1園行う予定となっています。それにより、新たに、3号認定が33名（0歳児：9名、1・2歳児：24名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】 ◆ 小規模保育事業の1園を整備予定となっています。それにより、新たに、3号認定が12名（0歳児：3名、1・2歳児：9名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】 ◆ 認定こども園、家庭的保育事業については、実施について検討してまいります。 【担当部署：福祉課・教育総務課】 【平成28年度】 ◆ 認可保育園1園の新設を予定しております。想定として3号認定が50名（0歳児：9名、1歳児：20名、2歳児：21名）、2号認定が50名（3歳児：25名、4歳以上：25名）の確保を予定しております。 【担当部署：福祉課】 ◆ 小規模保育事業の2園を整備予定となっています。それにより、新たに、3号認定が24名（0歳児：6名、1・2歳児：18名）確保の予定となっています。 【担当部署：福祉課】

図表5-2 町全域の教育・保育量の見込みと確保内容

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		134	532	637	241	170	133	532	629	237	166
②確保の内容	教育・保育施設	132	510	647	210	227	141	551	697	210	227
	地域型施設	3	9	0	0	0	9	27	0	0	0
差引 ②-①		1	▲13	10	▲31	57	17	17	68	▲27	61

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		133	529	627	235	166	132	525	624	234	165
②確保の内容	教育・保育施設	141	551	697	210	227	141	551	697	210	227
	地域型施設	9	27	0	0	0	9	27	0	0	0
差引 ②-①		17	49	70	▲25	61	18	53	73	▲24	62

		平成 31 年度				
		3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ
		0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)
①量の見込み		130	522	622	233	164
②確保の内容	教育・保育施設	141	551	697	210	227
	地域型施設	9	27	0	0	0
差引 ②-①		20	56	75	▲23	63

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(イ) 幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取り組み

教育・保育のニーズ量の拡大には、その担い手となる人材の確保が重要課題であり、保護者が子どもを安心して預けるために、幼稚園教諭・保育士の質の維持・向上が望まれています。

幼稚園教諭・保育士の確保については、採用に関する事業の整備と見直しを行います。

保育士・幼稚園教諭の専門性を高めるために各園や園外の研修体制を確立し、人材育成研修の充実を図り、ネットワークの構築、保育従事者の定着性を促す取り組みを県と連携して整備していきます。また、保育所（園）の運営に関して、自己評価・外部評価の実施を検討します。

さらに、認可保育園の保育士における幼稚園教諭資格取得の促進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(ウ) 認可外保育施設への支援

本町の 10 カ所の認可外保育施設に対し、施設職員及び乳幼児の処遇改善のために、県の補助事業と連動して、①乳幼児健康診断費、②職員健康診断費、③調理員検便費、④給食費、⑤乳幼児の賠償責任保険料、⑥行事費、⑦職員研修費用、⑧施設改修費、⑨保育材料費等を補助しており、今後とも継続していく必要があります。

また、新制度への移行も含め、地域型保育給付の推進を図ってまいります。さらに、認可化に向けて努めてまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 私立幼稚園への支援の推進

本町は、幼稚園教育の振興と私立幼稚園の 3 年保育の促進を図るために、私立幼稚園が入園料及び保育料を減免する場合に保護者の所得に応じた補助金を私立幼稚園に交付し、児童の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

今後は、新制度への移行も含め、協力体制の強化・支援を行ってまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

（オ） 家庭的保育事業の実施

待機児童解消の一環として、また、家庭のライフスタイルに対応した柔軟な保育サービスを確保するために、保育士又は看護師の資格を有する保育者の居宅において、少人数の低年齢児（主として3歳未満児）を保育する家庭的保育事業について、財源確保と併せて検討します。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
未実施	福祉課	継承実施

イ 幼稚園と保育所の有機的な連携体制構築

認定こども園への移行と普及に係る考え方については、公立・私立幼稚園と公立保育所・私立保育園の連携の必要性を検討し、推進するための課題とその解決などの調査研究会を行います。その際、本町での認定こども園の新規参入の推進及び支援や、普及に関する方法等も検討を行います。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	福祉課・教育総務課	新規

ウ 保育から教育まで一貫した支援の提供

現在は、子どもの発達や学びの連続性を重視し、幼稚園と小学校の連携による異年齢交流を進めています。今後は、保育・教育の連続性・一貫性のため、幼稚園・保育所（園）・小学校・関係機関等の一層の連携の整備を行うとともに、情報の共有化を図ります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	福祉課・教育総務課	新規

エ 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域・子ども子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要となっています。

また、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後児童クラブ、児童館等との連携を行い、幅広い居場所づくりに努めてまいります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課	新規

図表5-3 地域子ども・子育て支援事業（イメージ図）



(ア) 利用者支援事業（新規）

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。
現 状	—
方 針	平成 28 年度の実施に向けて、平成 27 年度では実施体制の整備に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
確保の内容 ②	〇 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
差引 ②－①	▲1 力所	〇 力所	〇 力所	〇 力所	〇 力所

(イ) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行う。
現 状	妊娠初期から出産まで 14 回の妊婦健診を公費で実施しています。
方 針	ハイリスク妊産婦の早期把握のために、妊婦健診を行う医療機関に対し、ハイリスク妊婦の早期情報提供を要請するとともに、医療機関と連携した妊婦への支援の充実を図ります。
担 当 課	福祉課（母子保健係）
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	5,558 人回	5,502 人回	5,488 人回	5,432 人回	5,404 人回
確保の内容 ②	・実施場所：医療機関等 ・検査項目：国の定める基準による ・実施時期：通年				

(ウ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容	生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	生後 4 ヶ月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を母子保健推進員や保健師が訪問し、子育てに関する不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行っています。 なお、本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、継続的な支援を実施しています。
方 針	訪問拒否や不在世帯のリストを作成し、世帯の状況の把握に努め、訪問実績率 100%を目指して、実施体制の強化に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	376 人	372 人	371 人	368 人	365 人
確保の内容 ②	・実施体制（H26.4 現在）：母子保健推進員 20 人、保健師 4 人 ・利用料：無料				

(エ) 延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	町立保育所 1 カ所、私立保育園 9 カ所、合計 10 カ所で実施しています。
方 針	全ての希望者を受け入れます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	661 人	656 人	652 人	648 人	645 人
確保の内容 ②	661 人	656 人	652 人	648 人	645 人
差引 ②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(オ) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。 幼稚園型：現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施
現 状	町内にある全ての公立幼稚園（4カ所）で実施しており、定員数は210名となっております。利用時間帯は平日14時から18時まで、長期休業中（夏季・春季・冬季）：8：15～18：00です。
方 針	引き続き事業の実施を行い、保育の質の確保や保育の内容の充実を図ります。また、預かり保育の時間の延長等を検討していきます。
担 当 課	教育総務課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定	56,950人日	56,229人日	55,879人日	55,604人日	55,430人日
確保の内容 ② ¹²		54,600人日	54,600人日	54,600人日	54,600人日	54,600人日
差引 ②－①		▲2,350人日	▲1,629人日	▲1,279人日	▲1,004人日	▲830人日

(カ) 一時預かり事業（その他）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	西原白百合保育園、さざなみ保育園、さうんど保育園の3カ所で実施しており、利用定員は1日5名程度（月15日を限度）です。利用可能時間帯：平日8時から17時までです。
方 針	認可園創設時等に合わせ、一時預かり施設を併設できるように調整を進め、施設数の増加を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①		8,359人日	8,292人日	8,245人日	8,196人日	8,151人日
確保の内容 ②	保 育 園	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	ファミサポ ¹³	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日
差引 ②－①		▲1,459人日	▲1,392人日	▲1,345人日	▲1,296人日	▲1,251人日

¹² 210名×5日（1週間）×52週（1年間）

¹³ 3カ所×5名×5日（1週間）×52週（1年間）

(キ) 養育支援訪問事業

『支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進』にて詳細を記載)

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	現時点では事業として実施はしていませんが、一部養育に関する相談や助言、要保護児童対策協議会と連携として支援を実施しています。
方 針	平成 28 年度の実施に向けて、平成 27 年度では、実施時期及び仕組み・内容等を検討、実施体制の整備に努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	88 人	88 人	88 人	88 人	88 人
確保の内容 ②	0 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

(ク) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	(公財) 沖縄労働者福祉基金協会に委託し、育児の支援を受けたい人(お願い会員)と育児の援助を行いたい人(サポート会員)のマッチングを実施しています。 本事業は、平成 24 年 4 月 1 日から、近隣 3 町村(西原町、与那原町、中城村)の広域連合で実施しています。
方 針	広域的な設置を視野に入れ、適切な事業実施体制を構築しております。今後は、サポーターの資質向上、充実を図り、助成範囲を拡大できるように努めます。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人
確保の内容 ②	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人
差引 ②ー①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(ケ) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
現 状	-
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	657 人日	652 人日	648 人日	644 人日	641 人日
確保の内容 ②	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差引 ②-①	▲657 人日	▲652 人日	▲648 人日	▲644 人日	▲641 人日

(コ) 病児・病後児保育事業

事業内容	病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。
現 状	平成 13 年度から医療法人ひまわり会 太田小児科医院で「乳幼児健康支援一時預かり事業」として病後児保育を実施、平成 20 年度より「病後児保育事業」として継続で行っています。平成 22 年度からは、西原町・与那原町・中城村の三町村広域で開始しています。
方 針	利用しやすいよう届出体制を整備し、周知を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	990 人日	982 人日	976 人日	970 人日	966 人日
確保の内容 ②	990 人日	982 人日	976 人日	970 人日	966 人日
差引 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(サ) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	めぐみの広場(西原白百合保育園内)、まんぼうはうす(さざなみ保育園分園内)、西原児童館、西原東児童館、坂田児童館の5カ所で実施しています。
方 針	必要に応じて「西原町子育て支援ネットワーク会義」や関係機関・団体と連携した支援を行い、子育て支援機能の充実を図ります。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1,920 人回	1,914 人回	1,904 人回	1,890 人回	1,878 人回
確保の内容 ②	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所	5 カ所

(シ) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	放課後児童クラブについては、4小学校区の 10 カ所(補助交付団体:8 カ所)で実施しており、児童館は、3 小学校区の 3 カ所で実施しております。
方 針	公設・民設で小学校区ごとに放課後児童クラブを整備することを検討します。また、西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討しています。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	継承実施

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	低学年	531 人	561 人	559 人	556 人	549 人
	高学年	135 人	131 人	131 人	130 人	131 人
確保の内容 ②		9 カ所	10 カ所	11 カ所	12 カ所	13 カ所

(ス) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	—
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

(セ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
現 状	—
方 針	実施時期及び仕組み・内容等を検討します。
担 当 課	福祉課
次世代育成計画からの継承	新規

オ 放課後児童の居場所づくりの推進

(ア) 放課後児童クラブの充実

本町には、10カ所の学童クラブがあり、そのうち補助金交付団体は8カ所となっております。補助金を受けていない学童に対して、運営資金の安定化を図るうえから県への補助金交付団体の増数要求を引き続き行いたいと思います。

子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごせる居場所づくりを促進するとともに、安心して利用できるように仕組づくりなどの利用料軽減や、地区バランスに配慮した未設置地区への増設についても検討していきます。

平成23年7月に西原町学童保育連絡会が発足し、月に一度の定例会を開催し、行政も交えて意見交換を行っています。平成26年度からは西原町学童保育連絡協議会として、活動しています。

今後とも、各種情報の提供や指導員の研修等の支援を行うとともに、各学童クラブの活動状況について意見交換等を行う場を確保します。さらに、学童の運営安定のためにも補助体制の充実や、学童への支援を続けます。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 児童館活動の充実

子どもが授業終了後に、安全で健やかに過ごせる居場所づくりを確保し、子ども達にとって魅力ある活動の場を提供していきます。さらに、厚生員研修を充実させ資質向上を図ります。

また、西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 放課後児童クラブと地域との連携の推進

近隣の自治会及び地域公民館と放課後児童クラブが連携し、子どもの放課後の居場所作りが提供できる体制づくりを検討します。

さらに、公民館での放課後子ども教室の実施に向けて体制づくりについても検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
未実施	福祉課・教育総務課・ 生涯学習課	新規

(エ) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育総務課と福祉課の具体的な連携に関する方策

教育委員会と福祉課の連携による児童の放課後の居場所づくりに関する施策の基本的な方向性・予算措置等実務的な事項に関する方針等を協議する「運営委員会（仮）」の設置を検討します。

「運営委員会（仮）」では、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施により、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりが効果的・効率的に行われるよう、各関係者が連絡調整・協議し、共通認識をもつ場とします。

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

①の「運営委員会（仮）」等において、生活の場としての「放課後児童クラブ」、学びの場としての「放課後子ども教室」の位置づけを再確認します。その上で、児童の安心・安全な居場所づくり及び健全育成の観点から、望ましい事業間連携の在り方、事業連携にあたっての方向性の検討、財源・人員等の確保など事務的な面における検討・協議・調整などを図り、効果的な事業実施を図ります。

ただし、放課後子ども総合プランで示されている放課後子ども教室との一体化又は連携を念頭に、状況に応じ整備量を決定します。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

本町における小学校の余裕教室等、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に利用可能かスペースの有無について、学校施設の使用状況を精査するとともに、自治会事務所やその他公共施設の使用状況・地域人材の状況など、地域資源を活用した両事業の実施可能性等について、実態把握を行い、希望するすべて子どもに安心・安全な放課後の居場所づくりを推進します。

④放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

エ. 地域子ども・子育て支援事業の充実の（シ）の「放課後児童健全育成事業」の数値を目標事業量とします。

⑤放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

放課後子ども教室の整備に関しては、放課後児童クラブとの運営状況・事業者意向や、国・県の施策動向を見据え整備について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課・ 生涯学習課	新規

カ 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

■ 確かな学力の定着

(ア) 学力の定着・向上

少人数指導やチームティーチング、習熟度別指導など、「分かる授業」、「参加する授業」の展開を通して、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の定着と向上を図ります。

自発的な学習の基礎・基本となる読み・書き・計算能力の向上を図るために、漢字や計算等の反復練習や読書活動の推進など学習指導の工夫や改善・教材の開発を行います。

大学と連携し、理科学習における専門的な立場からの指導方法や学習支援などを活用して児童の興味や関心など個々に応じたきめ細かい学習指導の充実を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(イ) 家庭学習の推進

「6：30 運動」や「早寝・早起・朝ごはん」運動など、望ましい生活習慣の形式を図る取り組みと併せ、家庭と連携した家庭学習や家庭読書の定着を推進します。

毎年 6 月と 11 月の家庭学習強化月間において、家庭学習の啓発と定着のための活動強化を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(ウ) 読書活動の推進

読書活動の向上を図るため、PTA やボランティアによる本の読み聞かせを推進するとともに、学校図書館の利用促進や町立図書館と連携した読書への興味・関心を高める取り組みを推進します。また、家庭での読書習慣の定着を啓発するとともに、「読書月間」における読書活動の推進強化を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 情報教育の充実

情報化社会における情報機器やインターネットの活用能力の向上とネット上のモラルを身につけ、教育資源として主体的な学習に役立たせることができるよう、専門機関等との連携も視野に入れた情報教育の充実を図ります。また、各教科を通して、情報機器の有効活用を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 豊かな人間性の育成

(オ) 道德教育の充実

学校の教育活動全体を通じて、道徳的意識の育成を図ります。また、心に響く、感動を伴う学習を工夫し、児童生徒が自らの生き方を主体的に考えるように道德教育の工夫を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(カ) 多様な体験活動の充実

子ども達が体験活動を通して、コミュニケーション力の向上やたがいに認め合える人間関係や社会性の育成を図るために、家庭や地域及び関係機関・団体等と連携した、環境、福祉、平和、交流、野外活動など多様な体験活動の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(キ) キャリア教育の推進

働くことの意識を理解し、望ましい職業観を身につけさせるとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるために、家庭や地域の理解・協力を得て、職場体験学習や多様な専門職等の講話を行うなど、キャリア教育の推進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(ク) 国際理解及び英語教育の推進

英語教育を通して国際理解を深めるために、今後とも英語指導助手を各小学校に派遣し英語教育の充実を図ります。また、異文化の生活に触れたり、体験する場の充実を図ります。外国への興味関心を高め、英語コミュニケーション能力を伸ばすために、今後とも、「英語ストーリーコンテスト」を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 健康・体力の育成

(ケ) 体育の授業の充実

子ども達が、明るく活力のある生活を営み、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するため、体育の授業における指導方法の工夫・改善を進め、授業の充実を図ります。また、今後とも新体力テストや泳力調査を通して体力向上を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(コ) 運動部活動の推進

学校の運動部活動については、外部指導者の活用や対外試合、大会参加を支援します。また、地域の関係機関・団体等と連携しバスケット、バレーボール、野球などのスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(サ) 運動・スポーツ環境の充実

地域の運動・スポーツ施設や施設の整備を進め、運動・スポーツ環境の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(シ) 健康指導の推進

学校保健統計調査や子どもの生活実態等を踏まえ、発達段階や個々に応じた指導を家庭と連携して行い、健康の保持増進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 基本的な生活習慣の形成

(ス) 生活リズムの確立

子どもの生活習慣に関する調査結果を取りまとめ、実態を地域に公表するとともに、家庭や地域において子どもの望ましい生活リズム（生活習慣）について普及啓発を図り児童生徒の望ましい生活リズムの確立を進めます。学校教育全体を通して就寝時間、起床時間、帰宅時間、食事等生活リズムや食の大切さについて指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・生涯学習課	継承実施

(セ) 模範意識・マナーの育成

学校教育全体を通して、あいさつをする、他人に迷惑をかけない、いじめをしない・させない、道具の準備や後片付け、公共のものを大切にする、身の回りの整理整頓や自他のものを大切にするなど模範意識やマナーの育成及び指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 信頼される学校づくり

(ソ) 地域に開かれた学校づくり

今後とも、幼稚園から、中学校までの学校教育全般について、研究実践報告書や学力向上対策協議会広報誌及び町のホームページ等により地域への情報公開と説明を果たします。学校評議員や学校評価委員会の意見及び学校経営の評価を地域に公表するとともに、保護者や地域の意向を踏まえた、学校経営の改善を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(タ) 教職員の指導力の向上

教職経験に応じた研修、幼・小・中学校の合同研修会や交流授業の研究会等の校種間連携教育の推進等を通じて、教職員の専門性や指導力の向上を図ります。教職員評価システムにより、教職員の資質・教員能力を一層高めるために、教職員評価システムにより、教職員の資質・教育能力を一層高めるために、教職員の自己評価を十分分析するとともに、評価者と教職員の面談時間を十分に確保し、適切な評価・指導を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(チ) 学校の安全対策の充実

「危機管理マニュアル」の周知徹底を図り、校内の定期点検や不審者対策等必要な危機管理対策を講じます。

幼稚園、学校施設について、定期検査など必要な検査を実施し、危険箇所については、改修や改善を図り、子ども達の安全を確保します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

■ 幼稚園教育の充実

(ツ) 幼児教育振興アクションプログラムの策定

幼児教育を地域の実情に応じて効果的・計画的に行うため、幼児教育の条件整備に関する総合的な実施計画として、「幼児教育振興課アクションプログラム」の策定について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

キ 子育て支援ネットワークづくり

平成 15 年 4 月に旧健康衛生課の立ち上げから継続している子育てネットワーク会議です。構成機関は、福祉課・教育総務課・産業課・生涯学習課・企画財政課及び保育所（町立・認可園）・児童館・障がい児通園デイサービス「あゆみ」・各幼稚園・西原町学童保育連絡協議会です。

この会議は、子育て支援に係る関連機関が一同に集まり横の連携が取りやすく、各担当部署の事業報告や連絡および意見交換や相談等を交えながら、参加者全員が子育てについて話合う場として定着してきています。

また、行政側が各種子育て事業の情報提供を当会議で行うことで、確実に伝わり、保育士の参加もあるため、母子保健の専門的な内容などの情報提供や相談にも対応できる場となっています。

今後は、制度改革も踏まえ、会議の持ち方の検討充実を図る必要があります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康確保

(ア) 親子健康手帳の交付時の指導

親子健康手帳の交付時には、保健師または栄養士による面談を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や食生活、飲酒、喫煙等の生活習慣を踏まえた、妊娠中の健康管理について指導を行います。

また、アンケート等を活用して若年、多胎、家庭基盤の問題等があるハイリスク妊婦の把握を行い、地区担当保健師へ情報共有し必要な助言・指導及び継続的な支援を行います。妊娠の届け出は、11週までに行うように継続した広報を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 妊婦訪問指導の推進

親子健康手帳交付時に、妊娠や出産に関する不安を聴取し、ハイリスク妊婦（特に若年）においては地区担当の保健師へつなぎ、産後まで継続した支援ができるように関わっています。

今後とも、ハイリスク妊婦を優先的に訪問し、安心して出産を迎えられるよう、必要に応じて関係機関等と連携した相談指導の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 新生児訪問指導の推進

母親の育児に関する心構えや健康管理、相談及び新生児の発育、栄養、疾病予防など母子の健康管理について、必要な指導・助言を行います。

また、新生児出生届による訪問依頼については、委託助産師による訪問指導を行っており、若年出産の場合は積極的に相談指導を行い、地区担当保健師が継続して支援しています。

第一子の訪問は、全数訪問を目標に支援を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 乳児訪問指導の推進

虐待防止や障がい早期発見を注視する家庭及び疾病があり、健康管理の必要性が高い母親がいる家庭への訪問を優先的にを行い、乳児の発育や母親の産後の健康状態を把握し、必要な助言・指導を行います。

現在は、医療機関から情報提供があった世帯について、地区担当保健師の関わりとともに、新生児訪問やこにちは赤ちゃん事業をとおして関わるようにしています。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 乳幼児健康診査の充実

乳幼児健康診査の受診率向上を図るため、健診の重要性について町の広報誌やホームページ等により周知を図るとともに、通知により健診案内を行います。

また、新生児訪問指導やこにちは赤ちゃん事業等においても、受診勧奨を行うほか、未受診者については、母子保健推進等による受診勧奨を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(カ) むし歯予防対策の充実

幼児期からのむし歯予防の対策について、保護者の周知徹底を図るために、各種広報手段の活用や保育所（園）等と連携した歯の健康管理の意識啓発を強化します。

今後も、歯科健診の際には歯科衛生士を配置し、歯の健康について相談指導を図るとともに、フッ素塗付の普及啓発を図ります。

1 歳 6 カ月児健診において、2 歳児歯科健診の必要性を周知させ、受診勧奨を行います。

保育園や幼稚園との連携を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(キ) 予防接種率の向上

各種保健事業や広報手段及び周知等により予防接種の周知と接種勧奨を行うほか、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して、保育所（園）、幼稚園等の関係組織による接種呼びかけを行います。また、乳幼児健診や就学児健診で未接種児の保護者への接種勧奨も引き続き行います。

転入手続きの際、子育て中の子がいる家庭については、母子保健窓口への案内を強化し、予防接種の履歴等子育て支援に必要な情報の把握及び情報の提供を行います。

学校側とも連携を取りながら、接種向上を目指します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ク) 予防接種被害者調査委員会の推進

年 1 回の「予防接種被害調査委員会」を開催し、本町の予防接種の被害について調査するほか、予防接種率の向上や知識の普及啓発について検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ケ) ベビースクールの充実

出生届の際や新生児訪問、「こんにちは赤ちゃん事業」、健診等で参加促進を図ります。また、「運動」の講座への参加を促すとともに、開催時間の調整を図るなど、参加しやすい環境づくりを進めます。

講座で使う教材については、見たり、触れたりすることで具体的に実感することができ理解が深まるよう、インパクトのある教材の確保に努めます。

育児に関する情報のほか、地域の児童館や子育て支援施設、育児サービス等のニーズに応じた情報を提供します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(コ) 母子保健推進員の活動の充実

研修や実務を通して、また、意見交換等を開催することで、推進員の資質向上を図ります。
また、推進員の確保は、募集案内のほか地域の関係機関・団体等と連携し、確保に努めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(サ) 乳幼児の事故予防対策の推進

各種母子保健事業において、乳幼児の事故防止のための指導やパンフレットの配布、パネルの展示、幼児の視野体験めがねの活用等を行うとともに、事故予防及び事故が起きた場合の対処について分かりやすい教材の開発や確保に努めます。

地域全体における乳幼児の事故防止を推進するため、住民への事故予防対策の知識の普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(シ) 相談への対応の充実

乳幼児健診で栄養その他の相談において、相談時間が十分でないケースについて、後日、来所や訪問等により相談ができるよう、保護者の理解・協力を得るものとします。

今後とも、各種事業で相談を受けるほか来所、電話による相談に対応します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ス) 小児医療費助成事業の推進

小児等の疾病の早期発見・早期治療により、小児等の健全な育成を支援するために、4歳未満の入院・通院等の治療費及び4歳～中学校卒業前の入院治療費の自己負担分の全部または一部を助成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

イ 食育の推進

(ア) 離乳食実習の推進

離乳食はこれからの食生活の基盤となるためその重要性を理解してもらう必要があります。離乳食の作り方や知識等の普及啓発を図るため、ベビースクールにおける離乳食実習を今後とも開催するとともに、内容の充実を図ります。また、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業、健診等において離乳食実習への参加を促します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 保育所（園）・幼稚園における食育の推進

各保育所（園）・幼稚園においては、今後とも作物の栽培を通して食への関心を高めるとともに、収穫した作物をみんなで食べることで、食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進します。

また、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して関係課と連携した食育の推進を図るほか、その他、関係機関とも連携し親子への食に関する講座等を開催するなど、食育の普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課 教育総務課	継承実施

(ウ) 学校における食育の推進

児童生徒一人ひとりの望ましい食習慣の形式を図るために、教科や給食時間、行事など、教育活動全体を通して、食指導を積極的に行うとともに、栄養教諭や給食センターの栄養士等を活用した食育の充実を図ります。

成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる正しい食習慣の形成を、家庭や地域と連携して実践していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(エ) 食生活改善推進の活動充実

食生活改善員の活動支援や連携した食育の推進を図ります。また、正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、人材の確保・養成を進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・健康推進課	継承実施

(オ) 「農業体験カレープロジェクト」の推進

親子で農業体験を通して収穫の喜びを感じるとともに、食の大切さについて学ぶ機会として、今後もプロジェクトを推進していきます。

また、プロジェクトを通して、地域の関係団体、関係機関が連携する地域連携システムを構築し、食育と農業を融合したまちづくりを推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	産業課	継承実施

(カ) 食育推進基本計画の策定

地域住民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を営むために、「西原町食育推進基本計画」を平成 28 年度までに策定します。また、母子保健、保育所（園）、幼稚園、学校及び関係機関・団体等が進める食育に関わる取り組みを取りまとめるとともに、体系化し、相互連携による総合的・計画的な推進を図るものとします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	健康推進課	継承実施

ウ 思春期保健対策の充実

(ア) 思春期保健学習の充実

学校においては、今後とも児童生徒が性に関する健全な意識や知識を習得するとともに、命の大切さを知り、自他を大切にする心や父性、母性の育成が図れるよう関係機関とも連携した学習の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(イ) 飲酒・喫煙・薬物乱用対策の充実

関係機関と連携し、飲酒・喫煙や薬物乱用などの、心身の健康に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。

また、地域や家庭と連携し、子どもの前で喫煙しないことや居酒屋などの大人が飲酒・喫煙する場に、子どもを連れていかないことの意識啓発を強化します。薬物については、日頃から家庭においてもその危険性を周知させるために、保護者への薬物に関する知識の普及も図ります

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・健康推進課	継承実施

(ウ) スクールカウンセラーの活用の充実

児童生徒へのカウンセリングの充実を図るため、スクールカウンセラーがいない場合でも可能な範囲で対応できるように、スクールカウンセラーと学校との連携を密にします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(エ) 教育相談員の充実

今後とも各学校に教育相談員を派遣し、児童生徒や保護者からの相談に対応します。

問題行動などで支援が困難なケースについては、専門機関と連携した指導・助言を行うほか、必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携も図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(3) 子育てしやすい地域づくり

ア 地域における子どもの居場所づくり

(ア) 地域との連携、公民館の活用

放課後児童健全育成事業だけでは、増大するニーズへの対応は困難なため、放課後児童の活動を支えるグループを支援するとともに、社会福祉協議会や子ども会、自治会及び地域公民館の利用等地域の関係団体等と連携した放課後児童の居場所づくりを推進します。

さらに、夏季・春季の長期休暇についても、児童・生徒の居場所づくりを検討します。

園行事や体験活動を通じて、園児の豊かな人間性を育成していくため、地域との一層の連携を進めます。また、幼稚園就園後の園児が地域と積極的に関わられるよう、地域との連携体制を密にします。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
未実施	教育総務課	継承実施

(イ) 町内教育機関との連携の推進

町内の公的施設等を利用し、地域活動と町内の小中学校が連携して、子どもの居場所づくりを推進します。

さらに、町内の琉球大学、沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学などの高等教育機関と連携を推進し、学生ボランティアの人材を確保し、内容の充実も図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

イ 子育て支援サービスの充実

(ア) 児童館活動の充実

児童が放課後も健全に安心して過ごせる場として、これからも、子ども達にとって魅力ある活動を推進していきます。そのため、厚生員研修を充実させ資質向上を図ります。

また、地域に開かれた親しみやすい児童館づくりを進め、保護者をはじめ地域の人材やボランティア等に児童館とのかかわりを促し、自然体験活動や社会見学、館外活動など、より多彩な活動ができることをめざします。

西原南小学校区において、新たな児童館の開設を検討します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 中央公民館の活動の充実及び利用促進

子ども達の多様な活動の場として、子どもや親子を対象とした講座を開催するほか、子ども達のサークル活動の育成支援を図ります。

放課後の居場所づくりも含め、子ども達が公民館を身近に感じ、いつでも気軽に訪れることができるよう、家庭や学校と連携して公民館の周知と利用を促すとともに、子ども達の意見を取り入れた講座等を開催します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 図書館子育て支援活動の推進

図書館を親子で気軽に訪れることができ、紙芝居や絵本の読みきかせなどを通して、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子で楽しく過ごせる子育て支援の場を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 子育て情報の提供の充実

今後とも出産・育児、子育てに関わりのある関係課や施設及び関係団体等による情報提供を行うとともに、従来の情報に加え、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な情報が可能な範囲で提供できるよう、「子育てガイドブック」や町のホームページ等の内容の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 児童手当の支給

家庭における子育ての経済的な支援の充実を図るために、中学校終了までの児童を対象に、児童手当を支給します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育学級の推進

今後とも、子育て家庭のニーズを踏まえ、子ども達の健やかな成長に資する講座の開催や親子ふれあい交流等を通して、家庭におけるしつけや子どもとの接し方等について、保護者の知識やスキルの向上を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(イ) 家庭教育の相談支援の充実

保護者の子育てに関わる多様な相談に対し、教職員による相談支援や教育相談員、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携した対応の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 家庭・地域教育部会の活動推進

西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会においては、家庭をはじめ、自治体、PTA、婦人会、子ども会等と連携を図り、学習環境の改善、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図るための活動を実践していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(エ) 教育の日の普及啓発

本町の教育環境の充実・発展を図るために、今後とも「西原町教育の日」における、教育実践発表会や教育講演会等を通して、教育に対する地域住民の関心を高め、家庭・学校・地域社会が連携して、子ども達が健やかに成長するまちづくりを推進する気運を醸成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

(オ) 青少年健全育成の意識啓発推進

大人が自分を省みて、子どもの手本となるよう努めるとともに、「地域の子どもは地域で育てる」との意識を持ち、子どもの健全育成のために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために、今後とも青少年健全育成の意識啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課・教育総務課	継承実施

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 仕事と子育ての両立

（ア） 少子化対策普及啓発の推進

少子化対策や、子育て支援のための職業生活と家庭生活のバランスの必要性について、地域や事業所への普及啓発を図ります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
実施	産業課	継承実施

（イ） 多様な働き方の推進

保護者が仕事の時間と家庭生活の時間のバランスがとれるよう、労働時間の短縮、フレックスタイムの導入、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得率の向上など、多様な働き方が選択できる職場環境の整備について、町の広報誌やホームページ等により広報啓発を行います。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
実施	産業課	継承実施

（ウ） 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備

現代社会においては、すべての人が性別・年齢に関わらずその能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方が実現できる働きやすい職場環境を整備していくことが課題となっています。

本町では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、沖縄県、地域の企業、労働団体、沖縄県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連動し、地域の実情に応じた取り組みを進めてまいります。さらに、各種法制度や親の働き方に関するパンフレット、ポスター、冊子、チラシ等により地域や事業所への広報啓発を進めてまいります。

次世代後期の実施状況 （平成 22 年度～平成 26 年度）	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 （平成 27 年度～平成 31 年度）
-	産業課	新規

(エ) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明け希望の時期に円滑に教育・保育、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して的確な情報提供を行えるような体制を整備します。

また、育児休業中の保護者が保育所の入所時期を考慮して、育児休業の所得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、本町では育児休業の満期取得を促進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

イ 男女共同参画社会の実現

(ア) 男女が共同した働きやすい環境づくりの推進

職場における固定的な性別役割分担や慣行等の意識を改め、女性が働きやすい職場づくりを進めるために、事業主に対し男女共同参画についての認識を深めるための啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課	継承実施

(イ) 男女共同参画社会の啓発

「西原町女性行動計画（さわふじプラン）」と連動して、家庭、地域、事業所に対し、家事・育児や介護などで男女共に参画するための意識啓発を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課	継承実施

(ウ) 男女平等意識の育成

今後とも、学校における男女混合名簿の使用をはじめ教育活動全体を通して、男女がお互いの人権を認めあい、対等な立場で社会参加が図れることの意識を形成していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	企画財政課・教育総務課	継承実施

(5) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細かな取り組みの推進

ア 要保護児童対策の充実

(ア) 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

要保護児童への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携のもとで、今後とも支援や援助が必要な子どもやその家庭に対して適切で効果的な支援・援助を行います。

虐待等要保護児童への対応の充実を図るために、人員体制の強化とコーディネート機能の充実を図ります。地域への虐待防止の広報啓発を強化し、国民の虐待に対する通告義務の周知徹底を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 虐待発見機能の向上

乳幼児健診での虐待の発見機能の向上を図るために、関係機関と連携し、問診による判断基準の統一を図るとともに、健診マニュアルの改善を進めます。また、研修等により健診スタッフのスキル向上を図ります。保育所（園）、幼稚園、学校においては、子どもを注意深く観察することで虐待の早期発見を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 訪問による虐待防止活動の推進

乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨や新生児訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業等の訪問活動においては、虐待の発見・防止の視点を持ち、子どもの状態の把握、保護者の不安の悩みに対する相談と適切な助言・指導等を行い、保護者の心の安定を計ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

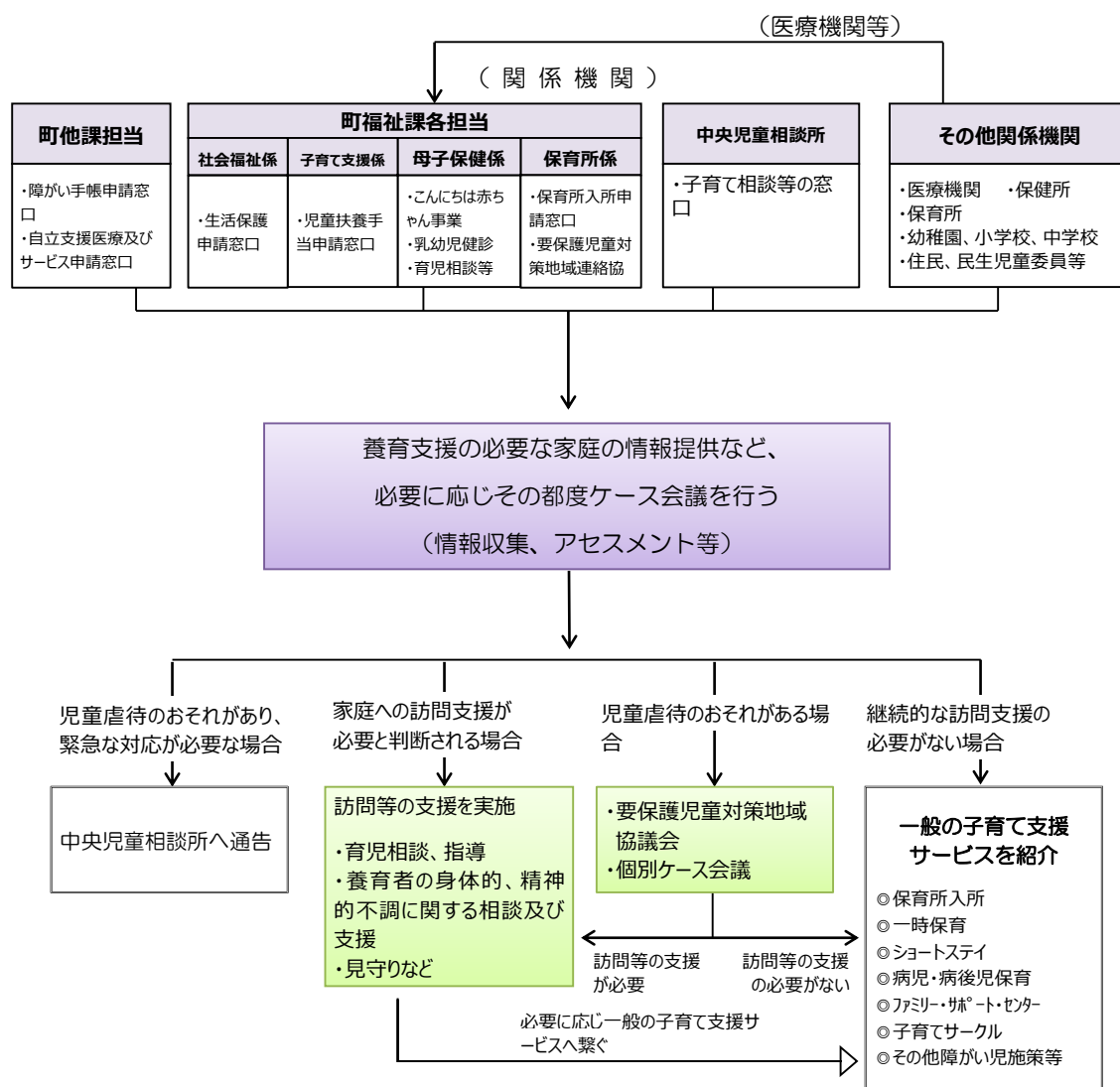
(エ) 養育支援訪問事業の推進

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などを行ってまいります。さらに、関係機関との円滑な連携のため、更なる要保護児童対策地域協議会の組織強化を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課	新規

図表 5-4 実施フロー図 (案)



イ 障がい児施策の充実

(ア) 健診による発達の支援が必要な子どもの発見精度の向上・充実

発達障がい者支援法の施行により、発達障がい児の早期発見に留意した1歳6カ月健診、3歳児健診の健診精度の充実が図られました。

問診票は、平成23年度に改訂されたものを使用しており、健診スタッフは研修等を受講し、判断基準の統一化を図っています。平成24年度から、子育て相談として心理士を配置したため、健診における子育て相談や健診後のフォローがより強化されました。健診後は保健師及び栄養士、心理士間で健診の振り返りを行い情報共有しています。

保育所（園）、幼稚園と連携した発達障がいの把握を行います。また、就学前までに発達障がい児の特性がより明確に現れることから、3歳児健診以降、就学に至る以前に発達障がいの発見を目的とした「5歳児健診」の実施を検討し、健診内容の充実を図ります。健診後は、発達の支援が必要な子どもの増加が見込まれるため、健診後のフォローを行うための支援の体制づくりについても検討します。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(イ) 親子通園事業の充実

心身等に発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に親子通園事業「あゆみ」を坂田児童館で実施しています。「あゆみ」では、親子で一緒に通い、保育所（園）や幼稚園での集団生活になじむよう、遊びを通じた生活指導や基本的な生活習慣を目指した指導等を行っています。また、親子関係を大事にし、子どもの情緒安定を図っています。

さらに、臨床心理士による巡回相談も行っており、親子が安心して通園できる体制をつくっています。平成24年度からは事業内容の充実を図るため、専門性の高い民間業者へ事業委託を実施しています。

次世代後期の実施状況 (平成22年度～平成26年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成27年度～平成31年度)
実施	福祉課	新規

(ウ) 親子療育事業の実施

健診により発達が気になる親子の支援の充実を図るため、試行的に実施していた健診後フォロー教室を、親子療養事業として実施します。

気になる子どものみならず、子育てに不安を持つ親子も気軽に参加できるような子育て支援・発達支援の場としてのひろば作りを検討します。

保育所（園）に通っている児童については、園や巡回している臨床心理士と連携していきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 健診後等支援体制の確立

親子通園事業での体験入園から入園につながらないケース、親子療育事業に参加していない子がいる家庭について、訪問等により子どもの状況把握や保護者の不安・悩みの相談相手となるとともに、関係課や専門家と連携した情報提供、助言を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(オ) 発達支援保育の充実

発達支援保育は、公立保育所 1 カ所、認可保育園 5 カ所で実施しており、平成 25 年 4 月 1 日現在では、18 名の子が入所しています。

これまでの 2 カ月に 1 回の巡回指導に加え、臨床心理士が全認可・認可外保育施設などへ巡回し、発達に関する個別相談の対応や、乳幼児期に関する関係者への発達に関する情報提供、支援サポートを行っており、発達支援保育の充実強化を図っています。

また、幼稚園については、全園で実施しており、平成 25 年 5 月 1 日現在、4 名の子が入園しています。特別支援教育実施指定園は、年 4 回、巡回指導を実施しています。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(カ) 療育の連続性の確保

発達障がいを含めた障がい児の適正教育のために、保育所（園）から中学校まで、連続した一貫性のある指導・対応が図れるよう、日頃から保幼小中の校種間で障がい児の情報交換を行い、入園、入学に際しては現場担当間で詳細な申し送りができるよう、連携を図ります。

また、関係者が障がい児の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記憶するサポートノート「えいぶる」について、保護者への周知と活用促進を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(キ) 放課後児童クラブの障がい児預かりの充実

本町では、5カ所の放課後児童クラブで障がい児を受け入れています。受け入れの拡充を図る必要があります。しかし、指導員の専門知識がない状態で保育をしているため、保育所同様、臨床心理士による巡回相談が必要であると考えられます。

今後は、障がい児の受け入れに関し、指導員の保育相談等ができる居場所づくりの検討、各所研修会の情報提供と参加について継続します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・教育総務課	継承実施

(ク) 特別支援教育の充実

発達障がいを含め、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、平成 19 年度より学習活動や学校生活上の支援を行う特別支援教育支援員を小中学校の状況に応じて配置しています。

今後も、特別支援教員支援員の資質の向上を図るため研修等の実施や校内委員会を活用しながら特別支援教育への理解を深めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課	継承実施

ウ ひとり親家庭の自立支援の推進

(ア) 母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 児童扶養手当の支給

父母の離婚などで、父親（または母親）と生計を同じくしていない児童を養育している母親（または父親）、養育者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(ウ) 保育所（園）優先入所推進

今後とも、母子・父子家庭の保育所（園）の優先入所を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(エ) 相談・情報提供の充実

母子家庭等の自立生活を支援するために、多様な相談に対応し必要な助言・指導を行うとともに、自立支援のための各種制度（経済的援助、福祉資金の貸付制度、就労支援制度等）の情報提供と利用支援の充実を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

エ 低所得・生活保護世帯への自立支援の推進

(ア) 就学援助事業の推進

今後とも、経済的な理由で就労が困難な児童生徒の保護者に対し、学校用品費の援助を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施

(イ) 低所得者等世帯への学習支援の推進

本町では、沖縄県の事業で子育て総合支援モデル事業を平成 25 年度から実施しております。本事業は、子育て世帯（準要保護世帯）の親に対する就労支援や養育支援と、子どもに対する学習支援等を総合的に行い、貧困の連鎖を防止することを目的とした事業です。

利用実績は平成 25 年度が 20 名、平成 26 年度が 45 名となっております。

引き続き、低所得者世帯へのための学習支援を推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
-	福祉課・教育総務課	新規

（６）子ども等の安全の確保

ア 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

（ア） 交通安全環境の点検・整備推進

車の滑り止め舗装や道路区画線の設置等交通安全施設の整備を進めるほか、通学路について定期的に除草及び清掃を行うなど、子ども等を交通事故から守る道路環境づくりを継続して推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課・土木課・教育総務課	継承実施

（イ） 交通安全思想の普及啓発

関係機関・団体等と連携した、地域への交通安全思想の普及啓発を行います。PTA と連携し、通学路横断歩道での立哨を推進します。また、町 3 役及び課長による月 1 回の立哨も継続します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課	継承実施

（ウ） 交通安全教育・指導の推進

関係機関・団体と連携して、幼稚園児や小学 1 年生を対象とした交通安全指導を継続して行います。保育所（園）、幼稚園、学校の散歩や遠足等の施設外の活動においては、今後とも交通ルールや安全確認等について意識的に声かけをし、安全確保の指導を行います。

子ども達にとって身近で手軽な乗り物として利用している自転車について、子どもや保護者への安全な乗り方、点検・整備の方法などの実技指導を行い、自転車事故を防止します。

安全マップを作成、活用し、子どもや保護者への道路・交通等の危険箇所の周知徹底を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	教育総務課・福祉課・総務課	継承実施

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(ア) 夜間パトロールの推進

青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、今後とも県及び関係機関・団体、PTA 等と連携した、地域の夜間巡回指導を行い、青少年の深夜徘徊、飲酒、喫煙等問題行動の防止を図ります。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(イ) 地域防犯体制の構築

子どもをはじめ地域住民を犯罪被害から守るために、住民による自主防犯組織の組織化を推進するとともに、青色パトロール隊やシルバー子どもを守り隊などの自主防犯組織の活動を支援します。また、学校、家庭、地域が連携して、通学路の安全点検や登下校時のパトロール等ができる地域防犯体制づくりを推進します。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	生涯学習課	継承実施

(ウ) 防犯指導の充実

学校においては、安全マップ等を活用し、子どもや家庭に対し、地域の人気のない場所、うす暗い場所等の危険箇所や「子ども 110 番の家」の場所の周知と活用方法の徹底を図ります。警察等と連携し、犯罪防止のために不審者等必要な情報提供及び対処方法について、情報提供を行います。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	総務課	継承実施

(エ) 防犯環境の整備

夜間における犯罪を防止するため、防犯灯、街路灯を財源確保と併せて、計画的な整備を進めます。また公園についても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	土木課・総務課	継承実施

ウ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 子育てにやさしい整備等の充実（ユニバーサルデザイン）

バリアフリー化のみならず、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設における授乳室やおむつ交換スペース、子どもと一緒に入れるトイレ、キッズコーナー等の設備を行うなど、子育て家庭にやさしい設備を整えていきます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課・生涯学習課	継承実施

(イ) 行事等における子育て支援

子育て中の保護者が安心して、講演会等に参加できるよう、講座等の開催場所で乳幼児を保育してもらえる体制づくりを進めます。

次世代後期の実施状況 (平成 22 年度～平成 26 年度)	担当及び関連課等	次世代育成計画からの継承 (平成 27 年度～平成 31 年度)
実施	福祉課	継承実施



第6章

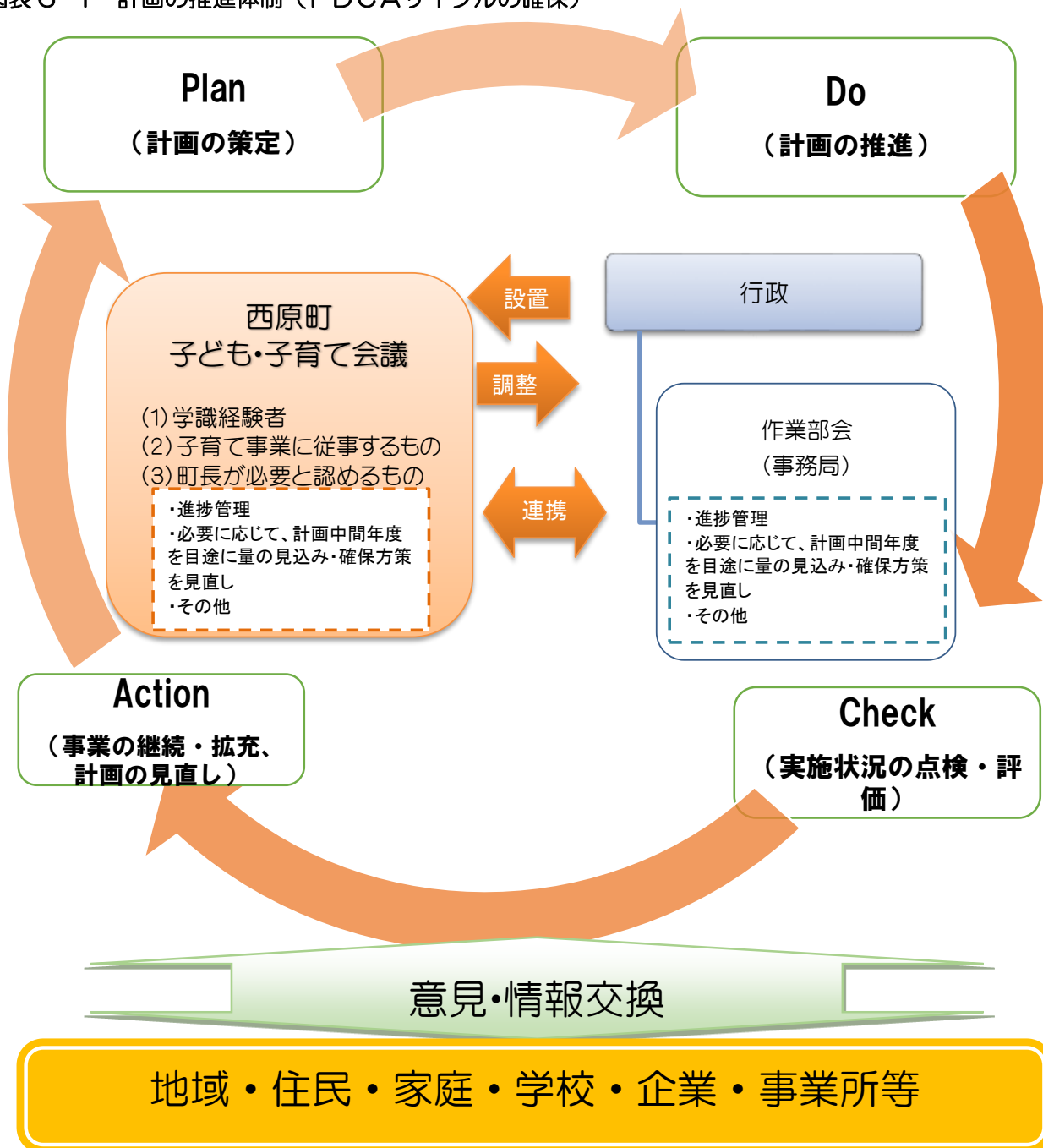
本計画の達成状況の点検及び評価



第6章 本計画の達成状況の点検及び評価

本町では、計画策定に向けて「西原町子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、学識経験者、子育て事業に従事する者、町長が必要と認める者で構成されており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを本会議で審議を行っていきます。

図表 6- 1 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）





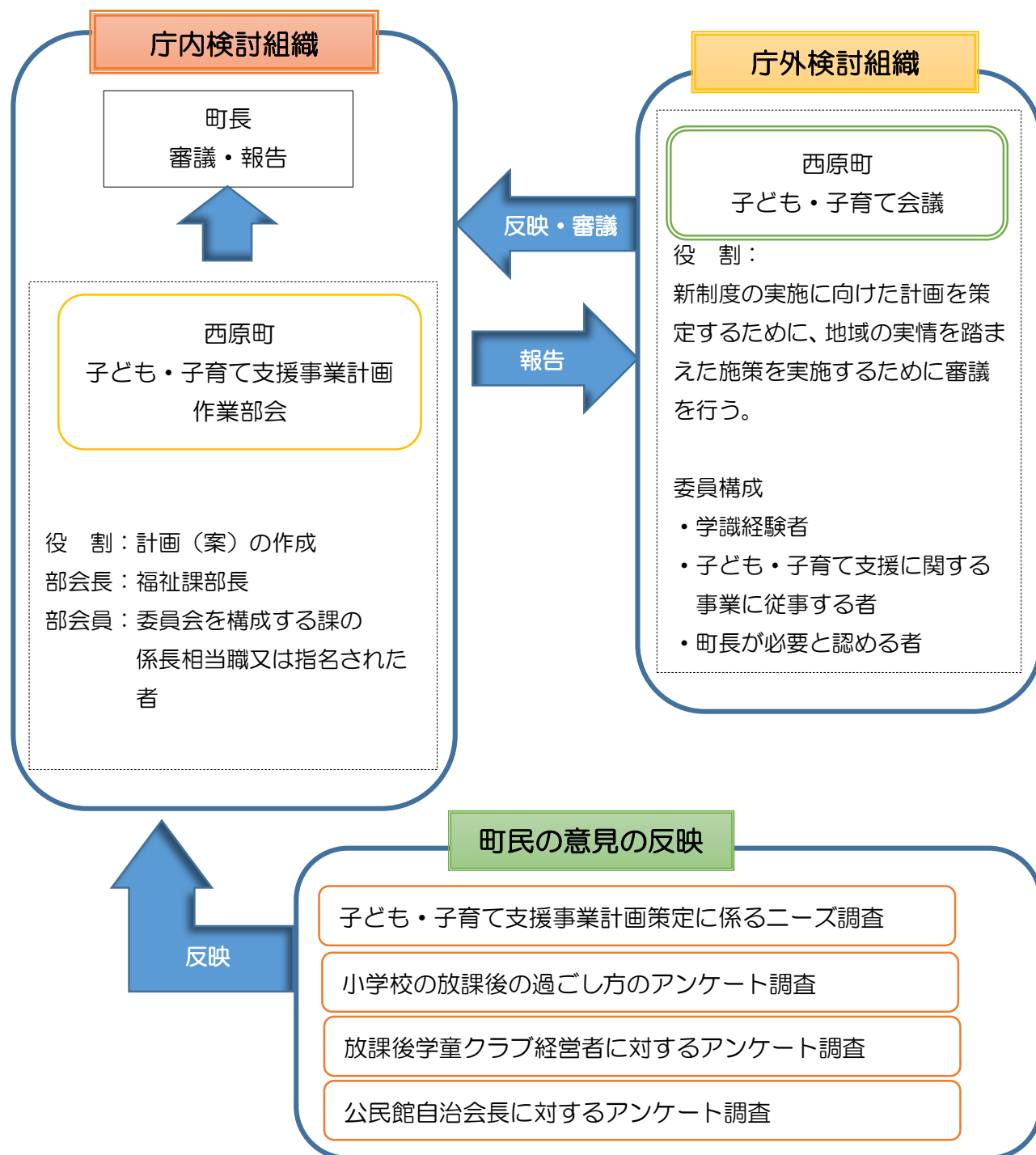
資料編



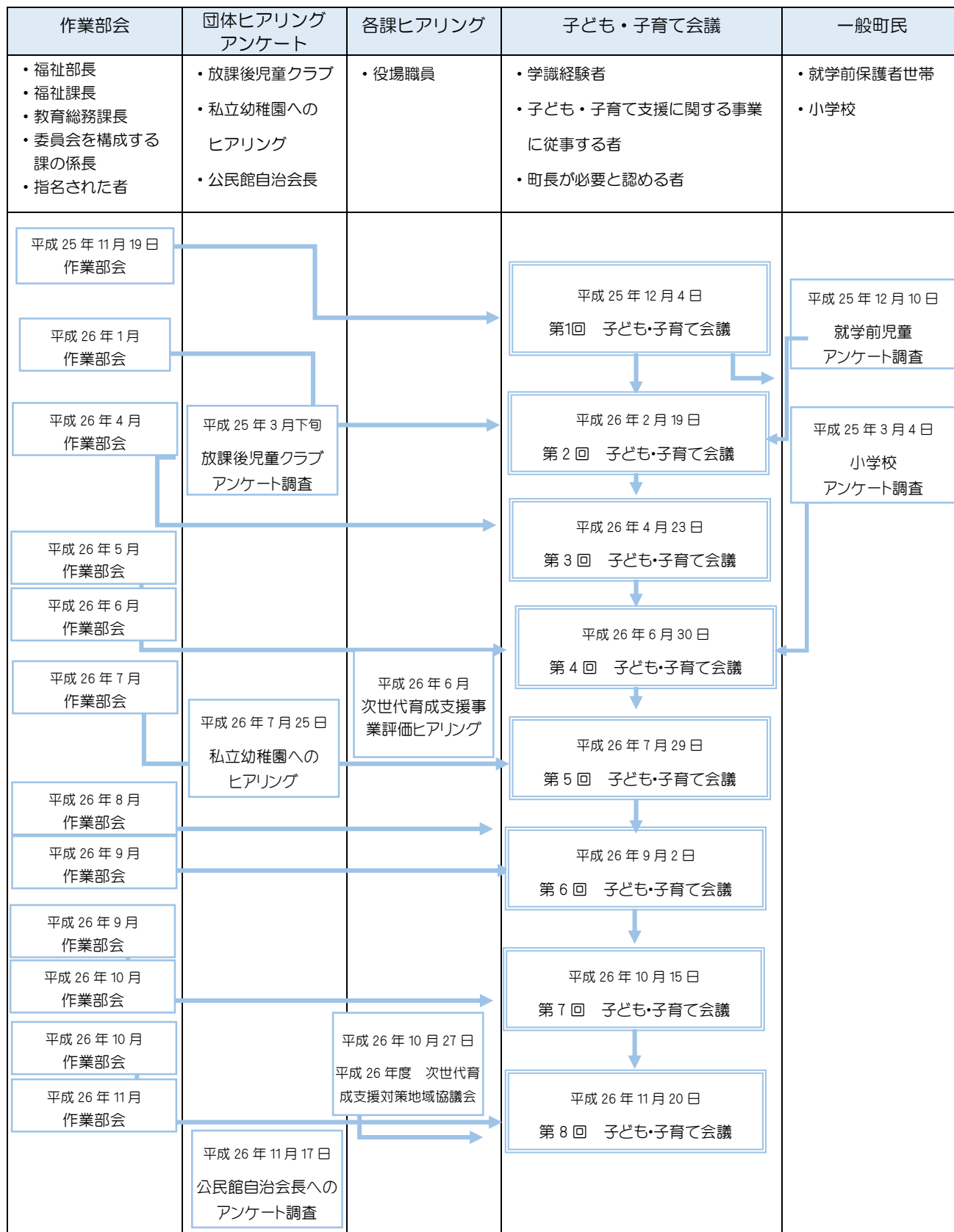
1. 計画策定の組織体制
2. 計画策定の経過
3. 西原町子ども・子育て会議
4. 国の基本指針概要
5. 西原町子育てマップ

資料編

1 計画策定の組織体制



2 計画策定の経過



3 西原町子ども・子育て会議

(1) 西原町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、西原町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(報酬)

第9条 町は、委員に対し、西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年西原町条例第46号）の定めるところにより、報酬を支給する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	// 4,000 円
----------	------------

を

」

「

スポーツ推進委員	// 4,000 円
子ども・子育て会議委員	学識経験者 // 7,000 円
	その他の委員 // 4,000 円

に改める。

」

(2) 西原町子ども・子育て会議委員名簿

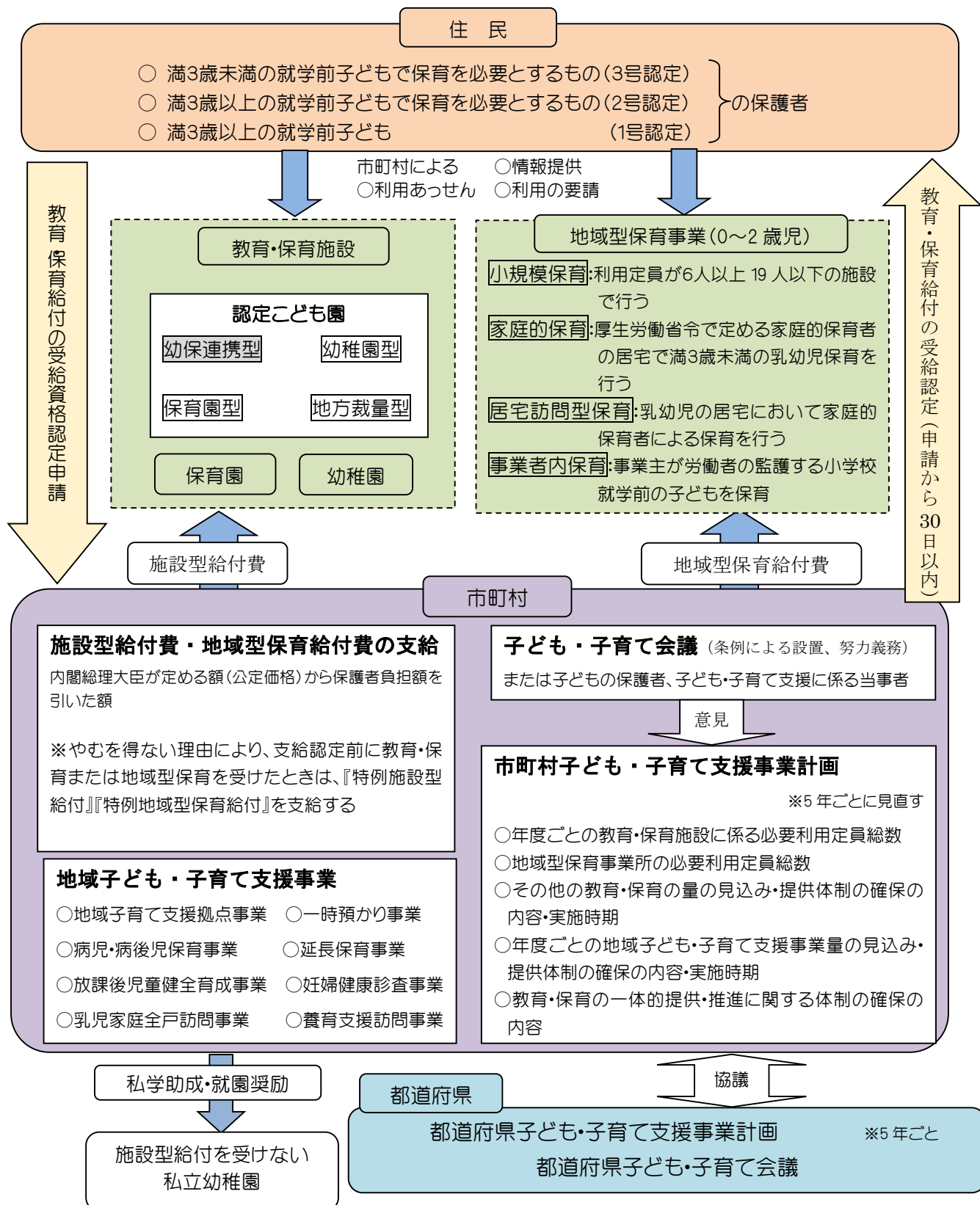
区 分	所属等	役職・氏名
学識経験者	社会医療法人敬愛会 中頭病院	理事 玉那覇 栄一 (任期：H25.12.4～H27.3.31) たまな は えいいち
学識経験者	沖縄キリスト教短期大学 保育科	教授 川西 康裕 (任期：H25.12.4～H27.3.31) かわにしやすひろ
子育て事業に 従事する者	西原町保育連絡協議会	会長 宮城 茂 光 (任期：H25.12.4～H26.3.31) みやぎしげみつ
		会長 宮城 信 仁 (任期：H26.4.1～H27.3.31) みやぎのぶひと
	私立保育向上連絡協議会	会長 呉屋 トミ子 (任期：H25.12.4～H26.3.31) こやとみこ
		会長 大城 清美 (任期：H26.4.1～H27.3.31) おおしろきよみ
	西原町学童保育連絡協議会	代表 山内 奈保子 (任期：H25.12.4～H27.3.31) やまうち な ほ こ
	児童館ファミリークラブ 経験者	代表 城間 佳美 (任期：H25.12.4～H27.3.31) しろまよしみ
町長が必要と 認める者	沖縄県南部福祉保健所 地域福祉班	主幹 行 松 彩子 (任期：H25.12.4～H27.3.31) ゆきまつさいこ
	民生委員児童委員協議会	主任児童委員 下地 裕子 (任期：H25.12.4～H27.3.31) しもじひろこ
	西原町PTA連合会	会長 仲 里 高雄 (任期：H25.12.4～H27.3.31) なかざと た か お
	西原町行政区自治会長会	代表 平 良 秀子 (任期：H25.12.4～H26.6.29) たいらひでこ
		代表 呉屋 弘子 (任期：H26.6.30～H27.3.31) こやひろこ
	町民（公募）	たまき あやの 玉城 綾乃 (任期：H25.12.4～H27.3.31)
	町民（公募）	なかむら かおり 仲 村 香 (任期：H25.12.4～H27.3.31)

アドバイザー

区 分	所属等	役職・氏名
私立幼稚園 関係者	学校法人 善隣学園 善隣幼稚園	園長 国吉 守 くによし まちる

4 国の基本指針概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要



（２）保育の必要性の認定について

ア 保育の必要性の認定についての概要

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる（子ども・子育て支援法 19条等）

認定区分 1号認定 教育標準時間認定（4時間）

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

イ 保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働をすることを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること（その他）。

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

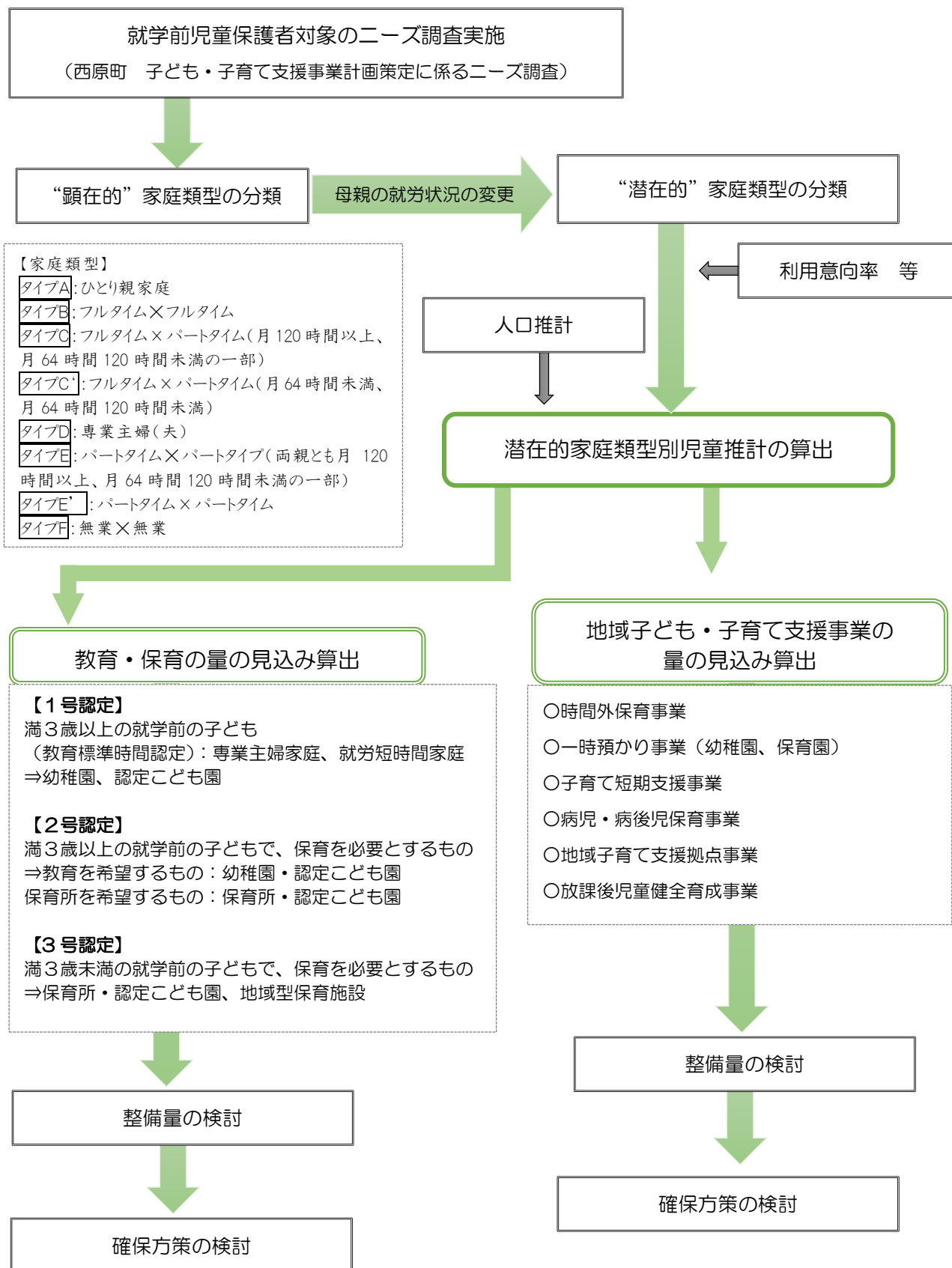
・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業制度取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出手順のフロー図



(4) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

	用 語	定 義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

	用 語	定 義
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条） 【参考】認定区分 ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）



I. 保育所 (園)

町立

1 坂田保育所 945-5306

認可保育園

2 西原保育園 945-2567
3 西原百合保育園 945-4534
4 愛和保育園 945-4418
5 さざなみ保育園 945-1164
6 さざなみ保育園 (分園) 945-3535
7 小川保育園 946-6057
8 さくらんぼ保育園 946-1340
9 さわふじ保育園 946-2540
10 さうんど保育園 945-2397

認可外保育園

11 海星学園 945-4154
12 こぼと保育園 945-6828
13 海星学童よし園 945-3108
14 我謝保育園 945-9822
15 にっこにこ乳児園 945-6184
16 マイマイクラブ 945-6125
17 ちゃちゃま保育園 853-8601
18 みくにこどもの家 944-2256
19 すきっぷ保育園 050-5824-4546

II. 子育て支援センター

3 めぐみの広場 945-4781
西原百合保育園内
6 まんぼうhaus 945-3535
さざなみ保育園分園内

III. 一時保育

3 西原百合保育園 945-4534
5 さざなみ保育園 945-1164
10 さうんど保育園 945-2397

IV. 障害児通園事業 (あゆみ)

19 坂田児童館内 944-6308

V. 児童館

17 西原児童館 945-4393
18 西原東児童館 944-0976
19 坂田児童館 944-6308

VI. 学童保育

20 海星学童センター 945-4154
21 学童ミキークラブ 945-1164
22 太陽学童 944-5006
23 オナガ学童クラブ 945-6838
24 さくらんぼ学童園 946-1340
25 サウンド幼児学童園 945-2397
26 美原学童クラブ 945-3108
27 こぼと保育園 945-6828
28 ハイスイムンそとれ学童 946-1166
29 学童みらいクラブ 944-1915

VII. 病後児保育事業

30 太田小児科医院 946-5081

VIII. その他

31 町立図書館 944-4996

ゆいまーるにしはら わらびプラン 2015
西原町子ども・子育て支援事業計画
2015（平成 27 年）～2019（平成 31 年）

2015（平成 27 年）3 月 発行

発行：沖縄県西原町 福祉課

〒903-0220
沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1
電話 098-945-5311
FAX 098-944-6551